

薬物犯罪の 現状と対応

第4回日中犯罪学
学術シンポジウム報告書

薬物犯罪の 現状と対応

第4回日中犯罪学
学術シンポジウム報告書

開幕のご挨拶

中国犯罪学学会会長

王 牧

尊敬する海南省人民検察院の黄衛国常務副検察長、尊敬する石川正興教授、尊敬する上田正文専務理事、尊敬する日本側のご来賓の皆様、ご臨席の代表者の皆様：

綿密な準備を経て、第4回日中犯罪学学術シンポジウムが風光明媚な海口市で開催されました。中国犯罪学学会の代表として、遠路はるばるお越しいただいた日本側のご来賓・友人の皆様および多忙の中貴重な時間を割いて出席していただいた国内の代表者の皆様に、心より温かい歓迎および感謝の意を表したいと存じます。

今回のシンポジウムでは、「薬物犯罪の問題」をテーマとして学術討論を行い、学術交流を進めることになります。薬物問題は国際的な問題であり、多くの国に存在しています。薬物犯罪は、社会に害をもたらす人類共通の敵です。

周知のとおり、薬物犯罪による被害は甚大です。この種の犯罪は社会に害をもたらし、人の健康に悪い影響を与えます。さらに重大なことは、薬物犯罪がほかの色々な犯罪と緊密な関係にあり、特に黒社会犯罪と緊密に関係しているということです。多くの薬物犯罪は、黒社会が意のままに操っているものです。それゆえ、薬物犯罪は、社会の安全に深刻な危害を及ぼし、ひいては国家の経済発展に悪影響を与えるとも言えるでしょう。要するに、こうした薬物犯罪は、最も重大な危害に社会に及ぼす犯罪類型の一つであります。

薬物犯罪の予防と統制は、人類が犯罪と闘うにあたり果たすべき重要な任務の一つとなりました。多年にわたり、薬物犯罪に関する研究およびこれに

対する予防と統制が世界の多くの国家で重視されていますが、社会の発展に伴い、薬物犯罪に対するあるべき統制は実現されておらず、薬物犯罪の問題は地域によっては日増しに深刻化してきていると言わざるを得ません。薬物犯罪に関する理論研究・学術交流を一層深めることが、日中両国における薬物犯罪取締および予防に非常に実質的な意義を有する所以がここにあります。

日中犯罪学学術シンポジウムの開催は、すでに3回を数えました。本日、第4回日中犯罪学学術シンポジウムがここで開催され、薬物犯罪の問題をめぐる学術交流が行われることになりました。この問題に関する専門的知識を持たれている日本側の学者および実務家の方々に我々の招待に応じていただき、本日のシンポジウムに参加していただいたことを光栄に存じます。申し上げるに値するのは、本日のシンポジウムにお越しいただいた実務家の人数が以前より増えたことです。これは非常に意義を有することだと思われます。実務家は薬物犯罪の予防と統制に関し理論研究を深く進めておられるとともに、豊かな実践経験を持っておられます。それゆえに、実務家の方々の参加が、必ずやシンポジウムの内容を一層豊富にしかつ充実させるものと思います。より重要なことですが、日中両国の実務家は、シンポジウムでの理論面での交流からスタートして、次第に日中両国の実務家間の実務面での交流を強め促進するようにしましょう。これは、日中両国にとって大きな利益となるでしょう。

皆様の努力によって、本日のシンポジウムが必ず所期の目的を達成することを、私は確信しております。

日中犯罪学学術シンポジウムは、毎年成功裏に開催されてきました。このことについて、まず、日本国社会安全研究財団並びに財団の上田正文専務理事に感謝いたします。貴財団の資金面におけるご援助の御蔭で、この交流は進められています。重ねて、日本国社会安全研究財団並びに財団の上田正文専務理事に衷心より深甚なる敬意と謝意を表します。

また、本日のシンポジウムが海口市で順調に開催できたことは、海南省人民検察院に強力に支持していただいたおかげです。ここに、海南省人民検察

院並びに貴検察院の幹部・警官の皆様にも衷心より深甚なる敬意と謝意を表します。

最後に、本日のシンポジウムが円満な成功を取めることを祈念して、私の挨拶とさせていただきます。



第4回日中犯罪学学術シンポジウム開催のご挨拶

日中犯罪学学術交流会会長

石川 正 興

只今ご紹介にあずかりました石川でございます。

主催者側の一人として、今年もまた日中犯罪学学術シンポジウムが無事に開催される運びとなりましたことを、中国の友人の皆様と一緒に、心から喜びたいと存じます。これもひとえに、王牧会長を始めとする中国犯罪学学会の多くの方々のご尽力の賜物であると存じます。

日本側主催者を代表し、中国の友人の皆様に深く感謝申し上げます。

日中犯罪学学術シンポジウムは、第1回を北京市の中国青年政治学院で、第2回を同じく北京市の中国政法大学で、第3回を東京都の早稲田大学において行ってまいりましたが、今年の第4回はこれまでと些か趣を異にし、ホテルの会議場で開催されることになりました、それは、このシンポジウムの終了後引き続き、中国犯罪学学会の全国大会が当地で開かれることによるものと推察いたします。

そうした事情が手伝ってか、日中犯罪学学術シンポジウムに初めてご参加される方も見受けられ、第4回シンポジウムは大いに盛り上がるのではないかと、ひそかに期待する次第でございます。

さて、今回のシンポジウムで取り上げるテーマは「薬物犯罪」です。

薬物犯罪は、違法薬物がその使用者に与える身体的・精神的被害の問題、薬物使用の社会的拡散によって惹起されるさまざまな社会的病理の問題など、一国の刑事政策にとって極めて重大な問題です。

わが国では、違法薬物のうち特に覚せい剤事犯が長い間大きな比重を占め

ておりますが、最近に至り、大麻事犯が20歳代の若者や少年の間に蔓延する傾向が顕著になってきています。

自分で申し上げるには些か気が引けることでございますが、私が勤めております早稲田大学は慶応大学とともに「私学の双璧」と称せられる名門大学です。しかし、その早稲田大学の学生の間で、昨年大麻事犯の検挙者を出すという不祥事が発生しました。事案の内容は、大麻草の種をインターネット取引によって外国から不法に入手し、自宅で密かに栽培するというもののようなものでした。インターネット取引の実情に疎い私には、違法薬物がこれほどまでに容易に入手・栽培できてしまうものかと、たいへん驚かされた事件でした。

ついでに申し上げますと、こうした大麻取引・栽培の蔓延化現象に対し、「大麻の与える身体的・精神的被害はそれほど重大でなく、したがって犯罪とするには及ばない。」という「大麻事犯の非犯罪化論」が唱えられることがあります。しかしながら、「蟻の一穴」という言葉がありますように、些細なことを許してしまいますと、やがて社会的に由々しき事態が引き起こされる可能性があります。その意味で、大麻事犯の取り締まりは、健全な社会を維持するうえでの防波堤である、と私は考えております。

このように、薬物犯罪は一国の刑事政策にとって重大問題ですが、それに加えて、違法薬物の製造・取引に関わる国際的な犯罪組織の存在など、薬物犯罪は国境を超えた国際的な刑事政策に関係する問題でもあります。

ところで、この国際的な刑事政策的課題ということに関連して、ひとこと申しあげておかなければならないことがございます。それは一昨年から始められている「日中組織犯罪共同研究」のことです。この共同研究は、中国犯罪学学会と、本日のシンポジウムに日本側から参加している研究者との間で実施されており、来年にはその成果が公表される予定になっております。また、声を大にして申し上げなければならないことですが、この共同研究は、日中犯罪学学術シンポジウムと同様に、社会安全研究財団の財政的支援のもとに遂行されております。

これらの支援を積極的に推し進めてられました当財団専務理事の上田正文様に、改めて感謝申し上げたいと存じます。

今回日本側からは、報告者として、東京大学教授で日中犯罪学学術交流会の副会長でもある佐伯仁志先生、早稲田大学准教授で日中犯罪学学術交流会の事務局長である小西暁和先生のお二人の研究者、さらに警察庁長官官房総務課政策企画官でかつ組織犯罪対策部付薬物銃器対策課に勤務されている小山巖警視正、法務省矯正局成人矯正課にお勤めの小島まな美法務事務官のお二人の実務家が参加しております。

これらの方々から行われる報告は研究レベルにおいてトップレベルのものであり、また実務レベルにおいて最新のものです。これらの方々のご報告を通じて、日本における「薬物犯罪の現状と問題点」が鮮明に描き出されるものであると確信しております。

最後になりましたが、今回のシンポジウムが成功裏に終わりますことを祈念しまして、私のご挨拶を終わらせていただきます。

ご清聴、どうもありがとうございました。

開幕のご挨拶

海南省人民検察院常務副検察長

黄 衛 国

尊敬する専門家の皆様、ご来賓の皆様：

本日、中国犯罪学学会主催、海南省人民検察院後援による第四回日中犯罪学学術シンポジウムが、ここに盛大に開幕されることになりました。日中両国の犯罪学分野の専門家・学者が、日中薬物犯罪の現状および対策をテーマとして検討を行います。この場をお借りし、海南省人民検察院並びに海南全省の検察官の代表として、今回のシンポジウムの開催を心よりお祝い申し上げます。ご来賓の皆様、特に遠路はるばる日本からお越しいただいた専門家・学者の皆様に温かい歓迎の意を表したいと思います。

犯罪学は、犯罪現象を研究対象とする学問であり、犯罪の生起・犯罪の情勢・犯罪の推移などの全般に亘って深く研究した上で、犯罪行為による社会の被害を減らすための対策を提供することによって、社会が望ましい方向に速く発展することに大きく寄与しています。日中両国の専門家・学者は、それぞれの国における犯罪実態から出発し、犯罪学の領域における最先端の問題をとりあげて議論し、多大な研究成果を収めたのです。両国の専門家・学者が犯罪学理論について意見交換を行い、お互いの思想を衝突・融合させ、学術研究を促進し合ったことの意義は極めて大きいと思います。第四回犯罪学学術シンポジウムが絆となって、犯罪学領域での日中両国の研究者同士の相互協力がさらに強まり、犯罪学研究の視野がさらに広がっていくことを、確信しております。

二十世紀以降、薬物は全世界にわたって広がっており、人類の健康と文明に極めて大きな害をもたらすとともに、色々な薬物犯罪活動が日増しに増え、社会の安定・発展に重大な影響を与えています。世界の諸国は、薬物取締活

動の強化に力を尽くし、薬物犯罪取締を司法実務機関の仕事の重点に据えています。しかしながら、現状をみると、薬物使用者の数が継続的に増え、薬物犯罪事件の増加が目立っています。そして、薬物犯罪において新たな手法が生まれていて、薬物の種類や形状・成分などが多様化しています。こうした現状に鑑みると、薬物犯罪を統制する効果的な対応手段が欠けていると言わざるを得ません。そこで、薬物犯罪をテーマとし、日中両国における薬物犯罪の実態を紹介し、薬物犯罪の取締と予防をめぐる検討を行う今回のシンポジウムは、理論面のみならず実務面での重要な意義を有すると思います。出席していただいた専門家・学者の皆様の共同した努力により、今回のシンポジウムが、実りある成果をもたらし、それらの成果が薬物乱用を禁止することに資することを切に願う次第です。

海南で開催された今回のシンポジウムは、私たちに貴重な学習の機会を与え、また、検察の機能を十分に発揮し、とりわけ法律に基づき薬物犯罪を厳しく取締り、薬物乱用を効果的に防止することの推進力になると思います。この貴重な機会を利用し、学習・交流を強化し、新たな理念を受け入れ、視野を広げ、そのうえで、今回のシンポジウムから得た成果を司法実務に運用することは、海南島を国際観光島として建設し、また、平穏平和な社会と公平公正な法治を実現することに寄与するに違いないと、わたしは確認しております。

海南島は中国で唯一の熱帯島で、初冬は海南島の一番いい季節です。会議後、海南の各地を見学していただき、海南の美しい風景をご覧いただき、中国の宝島と褒めたたえられる海南島の魅力を感じていただきますよう、温かい気持ちをもって招待させていただきます。

最後に、本日のシンポジウムが成功裏に終わり、海南に滞在されている間を気持ちよくお過ごしになることを祈念して、私の挨拶とさせていただきます。

目 次

開幕のご挨拶	王 牧...	i
第4回日中犯罪学学術シンポジウム開催のご挨拶	石川正興...	iv
開幕のご挨拶	黄 衛国...	vii

発表論文

1 薬物犯罪の法律対策の研究	梅 伝強...	3
I わが国の薬物犯罪を処罰する立法の変遷		4
II わが国現行『刑法』の薬物犯罪の処罰に対する具体的規定		11
III 薬物犯罪を処罰する刑の適用		15
 2 薬物犯罪と刑事責任	 佐伯仁志...	 21
I はじめに		21
II 日本の薬物規制		21
III 薬物犯罪と刑事責任能力		31
IV おわりに		39

3	わが国の薬物犯罪の現状と司法対策	鄭 蜀饒	41
I	わが国における当面の薬物犯罪の現状		41
II	当面の薬物犯罪の基本的特徴		46
III	薬物犯罪を取締する司法対策		51
4	薬物犯罪に対する取締りの現状と課題	小山 巖	62
I	日本における薬物乱用の歴史とその取締り		62
II	薬物犯罪に対する警察の取締り		68
5	新中国における薬物犯罪の刑事政策	何 栄功・莫 洪憲	75
I	新中国における薬物犯罪の刑事立法		75
II	当面のわが国における薬物犯罪刑事政策の特色		79
III	当面のわが国における薬物犯罪刑事政策が完備する必要がある 幾つかの問題		84
6	薬物自己使用事犯者に対する処遇の現状と方向性		
		小西暁和	89
I	はじめに		89
II	薬物自己使用事犯者に対する矯正		93
III	薬物自己使用事犯者に対する更生保護		97
IV	おわりに		102

**7 日本の刑事施設における薬物事犯者に対する
改善指導について**

——薬物依存回復プログラムを中心に—— ……小島まな美…105

I はじめに ……105

II 新プログラムについて ……106

III 今後の課題 ……110

8 海南省における薬物犯罪の現状と対策 ……梁 悦盈…112

I わが省における薬物犯罪の現状 ……112

II わが省における薬物犯罪に対応する主たる対策と措置 ……115

III いくつかの提案 ……118

第4回日中犯罪学学术交流会における挨拶 ……上田正文…123

閉幕のご挨拶 ……吉田純平…124

閉幕のご挨拶 ……趙 国玲…126

発表論文

1

薬物犯罪の法律対策の研究

梅 伝 強*

「薬物は、悪魔がそれを使って人間の魂を吸い取る毒薬であり、すでに今日の人間にとって一大公害になった」¹⁾。近代以来、薬物はかつて中華民族に重大な災難をもたらし、中国近代史は更にはアヘン戦争を発端とする。新中国成立後は、わずか3年の時間で、100年にわたり患わせてきたアヘン中毒を一举に絶滅させ、世界で認められた奇跡を創り出した。しかし、20世紀70年代末・80年代初めから、国際的な薬物ブームの影響を受け、薬物問題は死の灰の中から再燃し、薬物犯罪は日増しに猖獗を極め、人民の健康に重大な危害を加えて社会秩序は破壊し、薬物の違法犯罪を処罰することはすでに一刻も猶予できない社会的責任となった。薬物犯罪を処罰する対策には多種多様あるが、法律の対策は疑いもなく最も重要な一振りの剣である。改革开放の30余年来、わが国は薬物の違法犯罪に厳しく打撃を与える方針を終始堅持し、薬物犯罪をわが国の刑法が重点的に打撃を与える犯罪活動の一つとし、薬物犯罪の処罰と予防に関する一連の法律、法規およびその他の規範的文書を前後して制定・公布し、薬物禁止の立法上、「『刑法』を主軸とし、同時に行政法規と地方法規でこれを補い、相互に組み合わせられた法律・法規の体系を形成している」²⁾。2007年末、わが国における薬物禁止の面での最初の総合的法律である『薬物禁止法』が順調に公布されるとともに、2008年6月1日正式に実施されたが、これは、わが国における薬物禁止の工作が新たな段階に進んだことのメルクマールである。薬物の違法犯罪を処罰する法律対策は刑法と行政法の二つの面を含むが、紙幅に限りがあることから、本文では

刑法対策を重点的に探究しよう。

I わが国の薬物犯罪を処罰する立法の変遷

1 新中国成立前の薬物犯罪立法

薬物禁止立法の生成と発展は、常に薬物の違法犯罪の流行および変遷と切り離すことができない。旧中国の薬物犯罪は、アヘンの氾濫に始まる。明代以前、アヘンは薬材として合法的にわが国に輸入され、当時、アヘンは氾濫して災いになっていなかったことから、アヘンを栽培・運搬・販売する等の行為はいずれも合法であり、薬物の違法犯罪は存在せず、また薬物禁止立法もなかった。

清朝に入ると、アヘンは西側列強が中国の国門を打ち開くレンガとなった。イギリスを代表とする西側列強は大量にわが国へ向けアヘンをダンピングし、アヘンがわが国の大地でほしいままに横行し、吸食して中毒になる者が多くなった。アヘンの毒のいっそうの氾濫を抑えるため、清朝政府は雍正7年(1729年)、世界で最初のアヘン禁止令―「アヘン販売及び吸食館開設の条例」を公布し、初めて刑罰手段を用いて、アヘンの他人への販売、吸食の教唆または誘引の行為に対する処罰を規定するとともに、その管轄官の責任も重くした。アヘン禁止令の出現は、清政府および歴代中国政府による薬物禁止のために参考に資することのできる経験を提供した。それはわが国乃至世界における最初の薬物禁止に関する立法であり、薬物禁止の歴史の始まりを示し、また薬物禁止立法史の始まりを示している³⁾。

1729年から1914年まで、わが国の薬物の種類は主にアヘンであり、従って、この段階の薬物禁止立法は、主にアヘン吸食禁止に対して展開され、栽培禁止・運搬禁止・販売禁止・吸食禁止の四つの面を具体的に含んでいた。これらの薬物禁止立法は、例えば、1813年に公布された「官吏、兵士及び人民によるアヘン吸食処罰の則例」、1831年に公布された「栽培禁止条例」、1840年

に公布された「アヘン取締章程」などのような専門の単行法規を除き、1907年冬に制定された『清新刑律』の中において、独立した章（即ち、第21章）でアヘン罪を規定している。この後、薬物禁止の情勢の変化に伴い、1909年にはまた「アヘン吸食禁止処罰条例」を制定している。この「条例」は、およそケシを栽培してアヘンを製造販売し、アヘン吸食館を設け、吸食道具を製造するなどは、いずれも有期徒刑に処すと規定する。この「条例」の実施は、アヘン吸食禁止章程の貫徹執行に法律的保障を持たせた⁴⁾。

科学技術の発展に伴い、人々はアヘンの中からモルヒネを抽出することを学んだ。20世紀初めから、モルヒネを吸食する者は絶えず増加した。モルヒネの危害はアヘンよりも更に大きいことから、その後の薬物には、アヘンの他にモルヒネも含まれた。民国政府は、1914年4月に「モルヒネ処罰条例」全12条を公布し、モルヒネの製造、運搬、販売する薬物犯を厳しく処罰した。

20世紀前半の旧中国は、アヘンの吸食が極めて広範囲にはやり、危害が極めて大きかったので、国民党政府であれ、解放区革命根拠地政府であれ、制定した関連刑事法の中には、いずれもアヘン罪または薬物禁止の規定がある。例えば、蒋介石の南京国民政府が1927年9月に公布した「アヘン禁止暫行章程」は全部で13条あり、1928年の『中華民国刑法』（『中華民国旧刑法』と称す）と1935年の『中華民国刑法』（『中華民国新刑法』と称す）は、いずれも薬物犯罪を規定する独自の章を持つ。この他、国民党政府は、1928年にも『国府アヘン禁止法』と「アヘン禁止施行細則」などの単行法規を制定した。その内、『国府アヘン吸食禁止法』は著しい特徴を持っている。すなわち、公務員の薬物犯罪に対しては重く処罰することである⁵⁾。1929年7月、国民政府は『修正アヘン禁止法』を公布し、この法律は、これまでの刑罰の寛大すぎたことがアヘンの流行をもたらした状況に対して、アヘン禁止の範囲・責任・方法などを更にいっそう明確に規定した。革命根拠地の刑事法の中では、薬物犯罪の処罰に関する規定には主に次のものがある。すなわち、「贛（江西）東北特区ソビエト暫定刑律」第9章全6条はアヘン罪を規定し、1942年の「陝甘寧辺区アヘン薬物取締暫定方法」および「陝甘寧辺区薬物禁止条例

(草案)」、1939年の「晋察冀辺区行政委員会のケシ栽培禁止に関する命令」、1941年の「晋冀魯豫辺区薬物処罰暫定条例」、1941年の「晋西北アヘン禁止処罰暫定条例」、1949年7月16日の「華北区薬物禁止暫定方法」、1945年11月21日の「晋察冀辺区アヘン密輸取締暫定方法」・「蘇北区薬物禁止暫定方法」、1949年8月20日の「綏遠省薬物吸食禁止暫定方法」、1946年の「遼吉（遼寧・吉林）薬物禁止条例」など、である。上述した薬物犯罪を処罰する法律は、「遼吉（遼寧・吉林）薬物禁止条例」に具体的な罪刑の規定があるのを除いて、その他の各区の法律は、いずれも薬物を製造、販売、運搬、吸飲するなどの行為に対し処理しなければならないと規定するだけであり、具体的な処罰の措置を規定していない。つまり、革命根拠地または解放区の薬物禁止立法は、大多数が原則的な規定をもつにすぎない。

2 新中国成立以来の薬物犯罪立法

新中国成立後、中央人民政府といくつかの大行政区の政府は、薬物を徹底的に禁ずるために、一連の盛んに行われた薬物禁止運動を展開するとともに、一連の薬物禁止の通達命令を發布した。例えば、1950年2月24日に發布した「政務院のアヘン吸食を厳禁することに関する通達命令」、1950年9月12日に發布した「内務部の薬物禁止を徹底することに関する指示」、1952年5月21日の「政務院のアヘン禁止に関する通達命令」など、である。20世紀50年代の初期、わが国中央政府の公布した薬物禁止の法律の一つの特徴は、幾つかの行為に対して処罰を与えることを規定しただけであり、具体的犯罪に対してどの種類の刑に処すかの規定はなかったことである。20世紀50年代の初期、わが国の幾つかの大行政区の公布した薬物禁止の法規は、1952年12月28日の「西南区アヘン根絶処罰暫定条例」を除き、そのほとんどは、中央政府が制定した薬物禁止に関する法律と同様に、罪状を描いたにすぎず、刑の規定はなかった。

新中国が成立して以降の60年余りの中で、薬物犯罪立法は、おおむね二つの段階に分けることができ、それぞれの段階はほぼ30年である。第一段階は

1949年乃至1979年であり、第二段階は1979年から現在まで、である。その中で、大規模で成熟した薬物犯罪立法は、1979年『刑法』の制定から始まらなければならず、30余年来のわが国の薬物犯罪を処罰する立法の変遷は、総括し以下の幾つかの面に概括することができる。

(1) 1979年『刑法』の薬物犯罪に関する規定

新中国成立の初め、党と政府が高度に重視し、全国各民族の人民が積極的に参加したことによって、わが国の薬物禁止は非常に顕著な成果を勝ち取った。20世紀50年代の初めの薬物禁止から始まり、70年代末80年代初めに至るまで、30年に達する時間の中で、わが国の薬物犯罪はほとんど途絶していた。正にこのようであったので、1979年7月1日に第5期全国人民代表大会第2回会議が採択し、1980年1月1日に実施した新中国の最初の刑法典（1979年『刑法』と略称する）の中では、薬物犯罪に言及した条文は1ヶ条（即ち第171条）だけであった。この条文は、「アヘン、ヘロイン、モルヒネまたはその他の薬物を製造、販売、運搬したときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科することができる。前項の薬物を一貫してまたは大量に製造、販売、運搬したときは、5年以上の有期徒刑に処し、財産没収を併科することができる。」と規定する。

(2) 「経済的破壊が重大な犯罪人を厳罰に処すことに関する決定」による 薬物販売罪の法定刑に対する修正

20世紀70年代末・80年代初め、国内的・国際的な要因の影響を受け、薬物犯罪は、わが国で死の灰の中から再燃し、かつ、いよいよ激しく、重視せざるを得ない重大な社会問題の一つとなった。しかし、1979年『刑法』は「大まかなのが良く、細かいのは良くない」という指導思想の下で制定されたことから、薬物犯罪の発展すう勢に対する予測が十分でなく、わずか1条の軽い処罰規定は薬物犯罪の新たな状況に対処することが困難であった。このため、1982年3月8日、第5期全人代常務委員会第22回会議は「経済的破壊が

重大な犯罪者を厳罰に処すことに関する決定」を採択し、1979年『刑法』第171条の薬物販売罪の処罰規定を次のように修正した。すなわち、「情状が特に重大なときは、10年以上の有期懲役、無期懲役または死刑に処し、財産没収を併科することができる。国家公務員が職務を利用して前項に掲げる罪を犯し、情状が特に重大なときは、前項の規定に照らし重く処罰する。本決定の言う国家公務員は、国家各級権力機関、各級行政機関、各級司法機関、軍隊、国営企業、国家事業機構で勤務する人員および法律により公務に従事するその他各種の人員を含む」。このことから分かるように、この「決定」は、一つには薬物販売罪の法定刑を引き上げ、もう一つは国家公務員の関わる薬物犯罪に対する処罰の度合いを重くしている。

(3) 1987年『税関法』の薬物密輸行為および法人組織体の刑事責任に対する規定

1987年1月22日第6期全人代常務委員会第19回会議は、『中華人民共和國税関法』を採択した⁶⁾。1987年『税関法』第47条の規定に基づくと、国家が輸出入を禁止する薬物、武器、偽造貨幣を運搬、携行、郵送して輸出入するとき、利を貪り、伝播することを目的として猥褻物を運搬、携行、郵送して輸出入するとき、または国家が輸出を禁止する文化財を運搬、携行、郵送して輸出するときは、密輸罪である。同時に、1987年『税関法』は、「企業事業体、国家機関、社会団体が密輸罪を犯すとき、司法機関は、当該法人組織体の主管者および直接的責任者に対して法により刑事責任を追及し、当該法人組織体に対しては罰金に処し、密輸した貨物、物品、密輸運搬手段および違法所得の没収に処する」と規定する。これは、立法上、「犯罪主体は自然人である他ないという旧習を最初に突破し、……法人組織体の名義をもって薬物を密輸する犯罪を法により処罰するために、力強い法律の武器を提供している」⁷⁾。

(4) 「薬物禁止に関する決定」の薬物犯罪に対する規定

1990年12月28日、第7期全人代常務委員会第17回会議は、「薬物禁止に関する決定」を審議して採択し、1979年『刑法』に対していっそうの修正と補充を行ったが、これは、「新中国で薬物犯罪およびその刑を詳細に規定した最初の単行刑事法である」⁸⁾。「薬物禁止に関する決定」は、「わが国が薬物犯罪を厳しく処罰するために、更に力強い法律的武器を提供しており」⁹⁾、「わが国の薬物犯罪に関する最初の専門的立法であり、わが国の薬物禁止立法の重大な転換を示しており」¹⁰⁾、理論界によって「わが国の薬物禁止立法の極めて重要な里程標」と讃えられている¹¹⁾。

「薬物禁止に関する決定」には、以下の薬物犯罪の罪名が含まれる。すなわち、薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪（第2条）、薬物を違法に所持する罪（第3条）、薬物犯罪者を庇護する罪（第4条第1項）、薬物、盗品薬物を隠匿する罪（第4条第1項）、盗品薬物の性質と出所を粉飾し、隠す罪（第4条第1項）、薬物製造原料を違法に運搬、携行して輸入出する罪（第5条第1項）、薬物の原料となる植物を違法に栽培する罪（第6条）、他人に薬物を吸食するよう誘引、教唆、欺罔する罪（第7条第1項）、他人に薬物を吸食するよう強迫する罪（第7条第2項）、他人を收容して薬物を吸食させるとともに、薬物を販売する罪（第9条）、麻醉薬、向精神薬を違法に提供する罪（第10条第2項）、である。

(5) 1997年『刑法』の薬物犯罪立法に対する全面的改正と完備

1997年3月14日、第8期全人代第5回会議は、1979年『刑法』を修正し、1997年『刑法』は、「薬物禁止に関する決定」の主な内容を全て吸収して法律に入れ、同時に近年来の薬物取締の実務経験を総括した基礎の上に、また一連の新たな規定を加え、わが国の薬物禁止に対する立法を完備させた」¹²⁾。この法律の各則第6章第7節は、「薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪」と題し、11カ条を用いて薬物犯罪に対して規定し、内容は薬物の生産、経営、運搬、消費などの各環に及んでいる。

(6) 『薬物禁止法』の既存の薬物犯罪立法に対するいっそうの確認

わが国の薬物取締が絶え間なく深まるのに伴い、「薬物取締の全般を統括する総合的な薬物禁止の基本的法律を制定することは、ますます必要であり差し迫っている」¹³⁾。薬物の違法犯罪行為を効果的に予防して処罰し、公民の心身の健康をしっかりと保障し、社会秩序を守るために、2007年12月29日、第10期全人代常務委員会第31回会議は、『中華人民共和国薬物禁止法』（以下『薬物禁止法』と略称する）を審議して採択した。『薬物禁止法』は、「当面の薬物取締の現実的必要性にもとづき、多年にわたる薬物取締の実務経験を総括して制定した、薬物取締を全面的かつ総合的に規範化する法律であり」¹⁴⁾、その公布と実施は、薬物の違法犯罪行為を予防、処罰し、公民の心身の健康を保護し、調和し安定した社会秩序を守る上で、必ずや重要な役割を発揮するだろう。

『薬物禁止法』は全7章71条であり、総則と附則を除き、薬物禁止の宣传教育、薬物の統制、薬物懲戒の措置、薬物禁止の国際協力および法律責任などの内容に及ぶ。この法の第6章では、12カ条を用いて、各種の薬物違法犯罪行為の法律責任をかなり詳細に規定している。その内、9カ条の条文で、「犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する」と明確に規定している。例えば、『薬物禁止法』第59条の規定にもとづくと、薬物を密輸、販売、運搬、製造し、薬物を違法に所持し、薬物の原料となる植物を違法に栽培するなどの行為が犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及し、なお犯罪を構成しないときは、法により治安管理的処罰を与える。しかし、犯罪及び刑事責任に関するこれらの規定は、未だ1997年『刑法』によって確立された薬物犯罪の処罰の範囲を突破しておらず、このことは、『薬物禁止法』の薬物犯罪に関する規定が既存の薬物犯罪立法に対するいっそうの確認にすぎず、司法実戦の中では、薬物犯罪に対する定罪と量刑は、依然として1997年『刑法』の規定を基準とすることができにすぎないことを物語っている。

II わが国現行『刑法』の薬物犯罪の 処罰に対する具体的規定

1 わが国現行『刑法』の薬物犯罪の類型

1997年『刑法』は、その第347条乃至第355条において12の薬物犯罪の罪名を規定し、それによって確立された薬物犯罪の種類が、すなわち、わが国現有の薬物犯罪の種類であり、主に以下のものが含まれる。第347条の規定する薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪、第348条の規定する薬物を違法に所持する罪、第349条の規定する薬物犯罪者を庇護する罪および薬物、盗品薬物を隠匿、移転、隠す罪、第350条の規定する薬物製造原料を密輸する罪および薬物製造原料を違法に売買する罪、第351条の規定する薬物の原料となる植物を違法に栽培する罪、第352条の規定する薬物の原料となる植物の種子、苗を違法に売買、運搬、携行、所持する罪、第353条の規定する他人に薬物を吸食するよう誘引、教唆、欺罔する罪および他人に薬物を吸食するよう強迫する罪、第354条の規定する他人を収容して薬物を吸食させる罪、第355条の規定する麻酔薬、向精神薬を違法に提供する罪、である。

2 薬物犯罪の構成的特徴

(1) 薬物犯罪の犯罪客体

薬物犯罪は、わが国『刑法』各則第6章「社会の管理秩序を妨害する罪」の中で規定されることから、具体的な薬物犯罪によって直接侵犯される各客体に違いはあるが、それらがいずれも社会の管理秩序を侵犯したという点はいささかも疑いなく、これはまた薬物犯罪の同類の客体でもある。しかし、わが国『刑法』は第6章でまた9つの犯罪をそれぞれ規定していることから、同類の客体の他にも「第2段階」の同類の客体がある¹⁵⁾。中国の現実の情況に結びつけ、筆者は、薬物犯罪の犯罪客体は薬物に対する国家の管理統制

秩序である、と考える。国家は、薬物が人民の心身の健康に危害を与えるのを防止し、社会秩序を守るため、関連する法律法規を制定し、薬物に対して厳しい管理統制を実行する。薬物を密輸、販売、運搬、製造するなどの犯罪行為は、薬物に関する国家の管理規定に違反し、薬物に対する管理統制秩序を破壊している。

薬物犯罪の犯罪対象に関して、わが国刑法学界には異なる見方が存在する¹⁶⁾。わが国刑法学理論の通説の観点に照らすと、「犯罪対象は、刑法各則の条文が規定する犯罪行為によって作用される客観的に存在する具体的な人または具体的な物を指す」¹⁷⁾。わが国『刑法』各則の具体的規定と結びつけ、筆者は、薬物犯罪の犯罪対象には薬物、薬物に関連する物および特定の人が含まれるが、薬物が薬物犯罪の主要な対象である、と考える。例えば、薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪および薬物を違法に所持する罪の犯罪対象は、即ち薬物である。薬物と関係する物には、薬物製造原料、盗品薬物、薬物の原料となる植物の種子や苗が含まれる。例えば、薬物製造原料を密輸する罪の犯罪対象は無水酢酸、エーテル、クロロホルムなどの薬物製造原料であり、薬物の原料となる植物を違法に栽培する罪の犯罪対象はケン、大麻などの薬物の原料となる植物である。特定の人というのは、薬物犯罪者と一般の人を含が含まれる。例えば、薬物犯罪者を庇護する罪の犯罪対象は薬物犯罪者であり、他人に薬物を吸食するよう強迫する罪の犯罪対象は一般の人である。

(2) 薬物犯罪の客観的方面

薬物犯罪の客観的方面は、『刑法』各則第6章第7節の定める12種の犯罪行為として表現され、これらの行為は、以下の幾つかの類型に分けることができる。即ち、

- (1) 薬物および関連物品を生産、流通させる行為、例えば、薬物を密輸、販売、運搬、製造する行為、薬物製造原料を違法に売買する行為、薬物の原料となる植物を違法に栽培する行為、薬物の原料となる植物の

種子や苗を違法に売買、運搬、携行する行為、である。

- (2) 薬物および関連物品を所持する行為、例えば、薬物を違法に所持する行為、未だに死滅していない薬物の原料となる植物の種子や苗を違法に所持する行為である。
- (3) 他人の消費を催促する行為、例えば、他人に薬物を吸食し、注射するよう誘引、教唆、欺罔する行為、他人が薬物を吸食し、注射するよう強迫する行為、他人を収容して薬物を吸食させ、注射させる行為、薬物を違法に提供する行為、である。
- (4) 司法機関による薬物犯罪活動の取締まりを妨害する行為、例えば、薬物犯罪者を庇護する行為、薬物、盗品薬物を隠匿、移転、隠す行為、である。

(3) 薬物犯罪の犯罪主体

薬物犯罪の主体は、主に一般の主体であり、およそ刑事責任年齢に達し、刑事責任能力を備える者は、いずれも構成することができる。例えば、薬物を違法に所持する罪、薬物犯罪者を庇護する罪、薬物、盗品薬物を隠匿、移転、隠す罪、薬物の原料となる植物を違法に栽培する罪、他人に薬物を吸食するよう誘引、教唆、欺罔する罪、他人に薬物を吸食するよう強迫する罪などは、その犯罪主体はいずれも一般の主体である。しかし、少数の犯罪主体には特殊な主体があり、例えば、麻酔薬、向精神薬を違法に提供する罪の犯罪主体は、法により国家の管理統制する麻酔薬および向精神薬の生産、運搬、管理、使用に従事する者によってのみ実行される他なく、その他の者は当該罪の教唆犯または幫助犯となり得るにすぎない。

注意することが必要なのは、『刑法』第17条の規定に基づき、14歳以上16歳未満の者が故意による殺人、故意による重大な致傷または致死、強姦、強盗、薬物の販売、放火、爆発、毒物投下の罪を犯したときは、刑事責任を負わなければならないこと、である。従って、14歳以上16歳未満の未成年者は、薬物販売罪の主体を構成することができ、薬物販売罪に対して刑事責任を負

わなければならない。

この他、『刑法』の規定に基づくと、4つの罪名が法人組織体によって構成され得る。すなわち、薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪、薬物製造原料を密輸する罪、薬物製造原料を違法に売買する罪、麻酔薬、向精神薬を違法に提供する罪、である。

(4) 薬物犯罪の主観的方面

犯罪の主観的方面とは、行為者の自己行為および社会に危害を加えるその結果に対する心理的態度を指し、それには犯罪の故意および過失ならびに幾つかの犯罪における特定の目的と動機が含まれる。薬物犯罪の主観的方面については、理論上かなり大きな論争が存在し、ある者は、直接的故意である他なく、間接的故意は存在しないと考え、またある学者は、絶対的多数は直接的故意であるが、幾つかの薬物犯罪は間接的故意により構成することもできると考え、更にある学者は、薬物犯罪には直接的故意と間接的故意が含まれると考え、またある者は、過失の薬物犯罪が存在すると考える¹⁸⁾。『刑法』の規定と結びつけて、筆者は、薬物犯罪の主観的方面は故意である他ないこと、すなわち、自分の行為が社会に危害を与える結果を生じることになるのを明らかに知り、その上、この危害の結果の発生を希望または放任し、過失は薬物犯罪を構成し得ない、と考える。薬物犯罪の故意は、直接的故意でもあり得れば、または間接的故意でもあり得る。例えば、他人を収容して薬物を吸食させる罪において、行為者は他人が薬物を吸食し、注射するために場所を積極的に提供することもできれば、また薬物を吸食し、注射しても放任して閉じ込めないやり方を取って留めることもできる。前者が直接的故意に属することに異議はないが、後者は間接的故意に属さなければならない。なぜなら、間接的故意の知ることのできる意思的要素を考察すると、行為者は危害の結果に対して、その発生を積極的に追求するのではないが、また危害結果の発生を阻止することに反対せず、また阻止することもできず、取るのは自由に任せる態度であるから、である。従って、薬物犯罪の主観的方面

はまた間接的故意でもあり得る。

III 薬物犯罪を処罰する刑の適用

1 薬物犯罪の刑の種類

刑の種類に関して、1997年『刑法』は、薬物犯罪に対してそれぞれ主刑と附加刑を規定している。

(1) 主刑

薬物犯罪の主刑には、死刑、無期懲役、有期懲役、拘役、管制がある。その内、死刑を適用できるのは、薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪だけであり、無期懲役を適用できるのは、薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪、薬物を違法に所持する罪である。

(2) 附加刑

薬物犯罪の附加刑には、財産没収、罰金、政治的権利の剥奪がある。

財産没収に関しては、薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪の一罪だけが適用することができる。『刑法』第347条の規定に基づくと、密輸、販売、運搬、製造するアヘンが1000グラム以上、ヘロインもしくは覚醒剤が50グラム以上であり、またはその他の薬物の量が多いとき、薬物を密輸、販売、運搬、製造する集団の首謀者、薬物を武装し隠して密輸、販売、運搬、製造するとき、暴力をもって検査、勾留、逮捕を拒み、情状が重大なとき、組織をもつ国際的な薬物販売活動に参加するときは、15年の有期懲役、無期懲役または死刑に処すとともに、財産没収に処さなければならない。

罰金に関しては、『刑法』は、大部分の薬物犯罪に対して罰金に処す規定を行うとともに、均しく併科制を実行し、「罰金刑を併科する」と明確に規定する。例えば、『刑法』第347条は、「密輸、販売、運搬、製造するアヘン

が200グラム以上1000グラム未満、ヘロインもしくは覚醒剤が10グラム以上50グラム未満またはその他の薬物の数量がかなり多いときは、7年以上の有期徒刑に処すとともに、罰金を併科する。密輸、販売、運搬、製造するアヘンが200グラム未満、ヘロインもしくは覚醒剤が10グラム未満またはその他少量の薬物のときは、3年以上の有期徒刑、拘役または管理統制に処すとともに、罰金を併科する。情状が重大なときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処すとともに、罰金を併科する」と規定する。第348条は、「違法に所持するアヘンが1000グラム以上、ヘロインもしくは覚醒剤が50グラム以上またはその他の薬物の数量が多いときは、7年以上の有期徒刑または無期懲役に処すとともに、罰金を併科する。違法に所持するアヘンが200グラム以上1000グラム未満、ヘロインもしくは覚醒剤が10グラム以上50グラム未満またはその他の薬物の数量が多いときは、3年以下の有期徒刑、拘役または管制に処すとともに、罰金を併科する。情状が重大なときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処すとともに、罰金を併科する」と規定する。しかし、薬物犯罪者を庇護する罪、薬物、盗品薬物を隠匿、移転、隠す罪に対しては、罰金刑を適用しない。

この他、『刑法』第56条は、「死刑、無期懲役に処せられる犯罪者に対しては、政治的権利を終身剥奪しなければならない」と規定する。従って、もし薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪、薬物を違法に所持する罪で死刑または無期懲役に処せられるなら、行為者の政治的権利を剥奪する判決も下さなければならない。

2 薬物犯罪再犯の量刑制度

「薬物禁止に関する決定」第11条は、「薬物を密輸、販売、運搬、製造、違法所持する罪により刑に処せられ、また本決定に定める罪を犯したときは、重く処罰する」と規定する。1997年『刑法』第356条はこの規定を受け継いでいる。人民法院が薬物犯罪事件を審理することに関する「座談会紀要(二)」に基づく、薬物を密輸、販売、運搬、製造、不法所持して刑に処せ

られさえすれば、刑の執行が完了した後であれ、執行猶予、仮釈放または一時的監獄外執行の期間であれ、また『刑法』各則第6章第7節に定める罪を犯したときは、いずれも薬物の再犯であり、重く処罰しなければならない。薬物を密輸、販売、運搬、製造、違法所持する罪により刑に処せられた犯罪者は、執行猶予、仮釈放または一時的監獄外執行の期間中にまた刑法各則第6章第7節に定める罪を犯したときは、それが犯した新たな薬物犯罪に対して『刑法』第356条の重く処罰する規定を適用して、刑を確定した後、更に法により数罪併合しなければならない。累犯および薬物再犯を同時に構成する被告人に対しては、累犯と薬物再犯に関する『刑法』の条項を援用して重く処罰しなければならない。薬物犯罪の再犯量刑制度の設立は、薬物犯罪に対し重く処罰するという立法精神を十分に表している。

3 薬物の数量および含有量の問題

(1) 薬物の数量

薬物の数量は、薬物犯罪行為の社会的危険性がどのくらいかを反映する重要な基準の一つであり、薬物の数量が大きいと、すなわち薬物犯罪の社会的危険性が大きく、数量が小さいと、すなわち薬物犯罪の社会的危険性は相対的に小さい。よって、薬物犯罪の数量は、薬物犯罪の定罪、とりわけ量刑にとって重要な役割を備えている。

(1) 薬物数量の定罪に対する影響。『刑法』第347条の薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪に関する定罪と処罰は、「数量がどれくらいにかかわらず、いずれも刑事責任を追及しなければならない」と明確に規定するが、薬物の数量は、薬物を違法に所持する罪を成立させる前提的要求である。『刑法』第348条の規定に照らすと、アヘンが200グラム以上、ヘロインもしくは覚醒剤が10グラム以上、またはその他の薬物の量が多くなくてはならないが、そうしてこそ薬物を違法に所持する罪を構成することができる。もし『刑法』に定める数量基準に達することができないなら、犯罪と見なして処理することはできない。

(2) 薬物数量の量刑に対する影響。『刑法』第347条は、薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪に対して三つの量刑の幅を規定している。その内、それぞれの量刑の幅には、均しく薬物の数量に関する規定がある。「座談会紀要（一）」の規定に基づくと、薬物数量は、法により薬物犯罪を処罰する重要な情状の一つにすぎず、すべての情状ではない。従って、量刑を執行する数量的基準は単純化できない。特に、被告人が死刑に処せられるかもしれない事件に対しては、刑の確定は、被告人の犯罪情状、危害結果、主観的悪質性などの多様な要素を総合的に考慮しなくてはならない。薬物数量が死刑に処すことを実際に掌握する基準によりやく達したばかりであるが、事件全体を概観すると、危害結果が特に重大でなく、もしくは被告人の主観的悪質性が特に大きくなく、または情状を酌量して軽く処罰し得るなどの情状を備えるときは、即時執行する死刑に処さなくてもよい。被告人が公安機関によって取り調べられた薬物数量は死刑に処す基準に十分ではないが、自白した薬物数量を加えると、死刑に処す数量基準を超えているときは、一般に軽く処罰すべきであり、即時執行する死刑に処さなくてもよい。

(2) 薬物含有量の計算および鑑定

薬物含有量の計算および鑑定に関して、最高人民法院が1994年に発布した「『全国人民代表大会常務委員会の薬物禁止に関する決定』を執行する若干の問題に関する解釈」第19条は、かつて次のように規定した。すなわち、「薬物犯罪事件の中で取り調べる薬物に対しては、鑑定するとともに、鑑定結果を作成しなければならない。被告人が死刑に処せられる可能性のある事件に対しては、取り調べる薬物に対して定性と定量の鑑定を行わなくてはならない。薬物の鑑定結果に対して疑義があるときは、鑑定を補充し、または改めて鑑定しなければならない。ヘロインの含有量が25%以上のときは、『決定』および本解釈の指すヘロインと見なすことができる。含有量が25%に足りないときは、含有量が25%であるヘロインと換算して数量を計算しなければならない

らない」。しかし、『刑法』第357条第2項は、「薬物の数量は、調査して事実が証明された密輸、販売、運搬、製造、違法所持する薬物の数量をもって計算し、純度をもっては換算しない」と規定する。筆者は、薬物純度の違いは、それが内包する薬物成分の量が異なり、純度の高い薬物は、社会に流入した後のその危害が純度の低い薬物を必然的に上回ることを物語っている、と考える。このため、「座談会紀要（一）」は、次のように明確に規定する。すなわち、捜査して押収した薬物に対して、大量に偽物を混ぜたことを証明する証拠があり、鑑定を経て薬物の含有量が極めて少ないときは、刑に処す上で、情状を酌量して軽くすべきであり、特に、偽物を混ぜた後に、薬物数量がやっと死刑判決を下す基準に達した事件は、被告人に対し即時執行する死刑に処さなくてもよい。隠して運搬するために薬物をその他の物品の中に入れるときは、その他の物品を薬物数量に入れてはならない。薬物含有量の鑑定を行うことは、罪刑相適応する原則を貫徹する上での必然的要求であり、量刑の科学化やよび規範化の保障である。

注

- * 梅伝強（1965～）、男、四川・鄰水出身、西南政法大学法学院教授、博士指導教師、法学博士、中国犯罪学会常务理事与中国心理学会法制心理学分会副会长を兼任、重慶市人文社会科学重点研究拠点である西南政法大学麻薬犯罪および対策研究センター副センター長。
- 1) [米国] 弗雷達・阿德勒など著、康斌など訳『遏制犯罪—当代美国的犯罪問題及犯罪学研究』、第231頁、中国民主法制出版社、2006年、北京。
- 2) 梅伝強「回顧與展望：我国禁毒立法之評析」、『西南民族大学学報（人文社科版）』、2008年第1期、第249頁。
- 3) 姚志輝、薛樂著『禁毒大視角—中国禁毒歴史概況』、第47頁、中国人民公安大学出版社、2004年、北京。
- 4) 蘇智良著『中国毒品史』、第205-207頁、上海人民出版社、1997年、上海。
- 5) 趙秉志、于志剛著『毒品犯罪』、第15-16頁、中国人民公安大学出版社、2003年、北京。
- 6) 2000年7月8日、第9期全国人民代表大会常務委員会第16回会議は「『中華人民共和國税関法』を改正することに関する決定」を採択し、改定後の『税関法』は2001年1月1日から施行された。
- 7) 崔敏主編『毒品犯罪發展趨勢與遏制对策』、第308頁、警官教育出版社、1999年、北

京。

- 8) 梅伝強, 前掲論文, 第247頁。
- 9) 趙長青主編『中国毒品問題研究—禁毒闘争の理論與実践』, 第258頁, 中国大百科全书出版社, 1993年, 北京。
- 10) 崔敏, 前掲書, 第311頁。
- 11) 同上, 第317頁。
- 12) 同上, 第317-318頁。
- 13) 安建主編『中華人民共和国禁毒法釈義』, 第5頁, 法律出版社, 2008年, 北京。
- 14) 黄永「浅談禁毒法」, 中国人大サイト, 2007年12月29日。2008年8月28日アクセス。
- 15) 高銘喧, 馬克昌主編『刑法学』(第3版), 第63頁, 北京大学出版社, 高等教育出版社, 2007年, 北京。
- 16) 具体的観点の違いは, 趙秉志, 于志剛著 前掲書, 第59-60頁を参照のこと。
- 17) 高銘喧, 馬克昌主編, 前掲書, 第65頁。
- 18) 趙秉志, 于志剛著 前掲書, 第75-78頁。

2

薬物犯罪と刑事責任

佐伯仁志

I はじめに

薬物犯罪の取締は、日本が直面する最も重要な刑事政策上の課題の1つである。本報告では、まず、日本における薬物規制の法的枠組みを概観した後、薬物の濫用に対する対策が主に罰則の強化によって行われてきたことを述べる。次に、組織的な薬物犯罪に対処するための罰則の整備について述べる。最後に、薬物の濫用が刑事責任に及ぼす影響について述べることにしたい。

II 日本の薬物規制

1 薬物規制の法的枠組み

日本における薬物の取締は徳川時代のあへんの取締に始まるが、国内の取締のための法制度が整備されたのは明治時代になってからである¹⁾。1868年（明治元年）の太政官布告で阿片煙草の売買及び吸引が禁止・処罰され、1870年の「販売鴉片烟律」に引き継がれた。その後、いくつかの法令を経て、1880年の旧刑法典に現在の刑法とほぼ同じ内容の規定が設けられ、さらに1907年の現行刑法の「あへん煙に関する罪」に至っている。

このほか、行政取締法規として、政府の厳重な規制の下で医療用のあへん

の製造・売買・所持を認める旧阿片法が1897年に制定され、1920年には1912年のハーグ阿片条約の義務を履行するために「モルヒネ・コカイン及其ノ塩類ノ取締ニ関スル件」が制定された。さらに、1930年には1925年の第二阿片条約の義務を履行するために旧麻薬取締規則が制定されている。薬物の規制は、この当時から国際条約の枠組みの下で行われていたことがわかる。

戦後になると、まず1945年に麻薬等を規制する4つの省令が制定され、1948年にこれらの省令と阿片法を集大成して、旧麻薬取締法が制定された。その後、同法を基に、1953年に制定されたのが現在の麻薬取締法である。同法は、麻薬の使用を医療及び学術研究の用途に限定し、麻薬の取扱者をすべて免許制にして、違反行為を処罰している。

麻薬取締法は、その後、向精神薬条約を批准するために、1990年に改正されて、向精神薬についても規制が行われるようになり、法律の名称も「麻薬及び向精神薬取締法」に改められた。なお、あへんは、当初、麻薬取締法で規制されていたが、1954年にあへん法が制定されている。刑法の「あへん煙に関する罪」よりもあへん法の罰則の方がより包括的で刑罰も重く、刑法の規定が適用されることはほとんどなくなっている。

大麻は、1930年の麻薬取締規則で「麻薬」の1つとして取り締まられるようになり、戦後は、1947年の大麻取締規則を経て、1948年に現行の大麻取締法が制定された。同法は、大麻の取扱いを学術研究および繊維・種子の採取に限定し、大麻取扱者を免許制とし、それ以外の者の大麻取扱いを禁止・処罰している。

覚せい剤は、戦後、軍で使用していた覚せい剤が市中に流出し、混乱した社会情勢を背景に急激に蔓延するに至った。政府は、覚せい剤であるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及びその塩類を旧薬事法の劇薬に指定して、販売・使用等を規制したが、乱用防止の効果が上がらなかったため、1951年に覚せい剤取締法が制定された。同法は、覚せい剤の取扱いを医療および学術研究に限定し、覚せい剤取扱者を指定して、それ以外の者の取扱いを禁止・処罰している。

2 薬物濫用への刑罰的対応

このような法的枠組みの下で、日本の薬物濫用問題への取り組みは、以下で述べるように、薬物の濫用が急増して社会問題化すると、罰則を強化してこれに対処しようとするものであり、基本的に刑罰依存型のものであったといえる。

図1で麻薬取締法違反の検挙人員の推移を見ると²⁾、1950年代後半に急増していることがわかる。これに対処するために、1963年に麻薬取締法が改正されて、営利目的での輸入・輸出・製造については、最高刑が無期懲役にまで引き上げられ、輸入・輸出・製造の予備罪、資金等提供罪、周旋罪が新設された。麻薬取締法違反の検挙人員はその後急減したので、罰則や取締の強化の効果が現れたものと見ることもできるが、同じ頃からあへん法違反や大麻取締法違反の検挙人員が増加しており、また、図2に見られるように、少し遅れて覚せい剤取締法違反検挙人員も増加しており、濫用薬物が変化したことが麻薬取締法違反の検挙人員が減少した一因かもしれない。

麻薬の濫用が沈静化してから現在に至るまでの日本における最も重大な薬物問題は、覚せい剤の濫用である。覚せい剤取締法違反の検挙人員は、図2に見るように、同法施行後急激に増加した。これに対処するために、1954年

図1 大麻取締法違反等検挙人員の推移

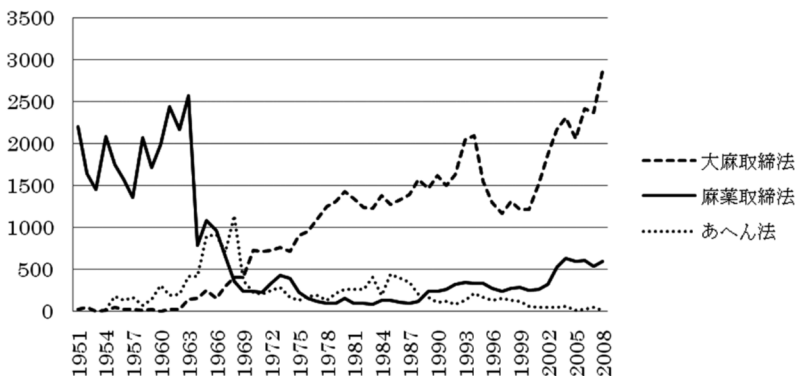
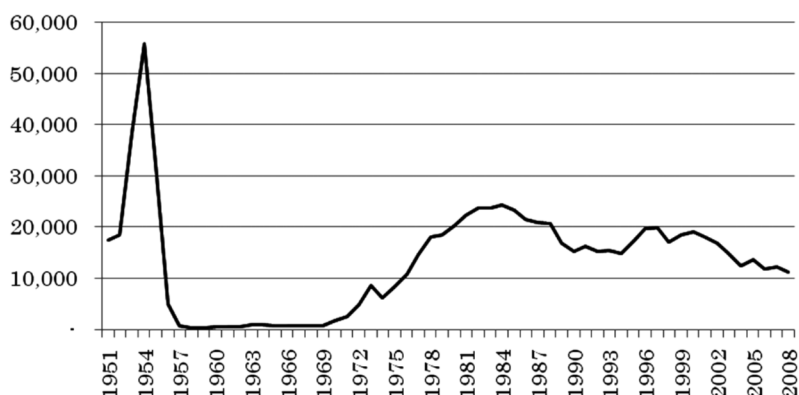


図2 覚せい剤取締法違反検挙人員の推移



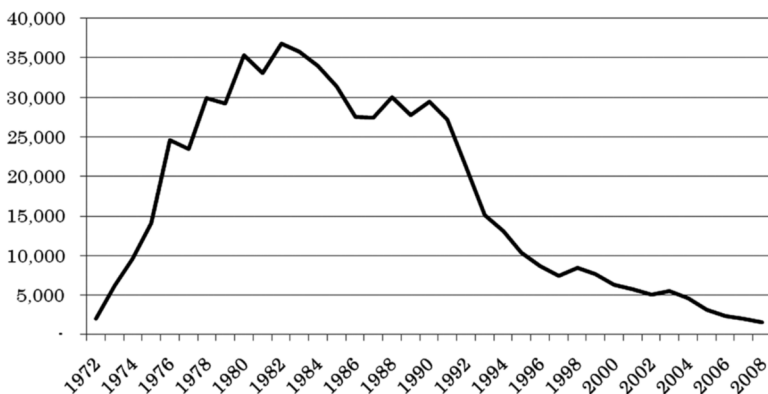
の改正で罰則が強化され、覚せい剤の輸入・所持・製造・譲渡・譲受・使用等の罪の法定刑が3年以下の懲役または5万円以下の罰金から5年以下の懲役または10万円以下の罰金に引き上げられ、新に営利目的輸入・常習輸入について刑を7年以下の懲役（情状により50万円以下の罰金を併科）に加重する規定も設けられた。さらに、翌年にも改正が行われて、覚せい剤原料に規制が拡張され、覚せい剤の輸出も禁止され、常習犯の刑が1年以上10年以下の懲役（情状により50万円以下の罰金を併科）に加重された。2年連続で罰則が加重されるというのは異例である。

覚せい剤取締法違反の検挙人員は、1954年以降急激に減少して、1960年代は沈静化していた。しかし、1970年代に入って再び増加を始めたため、今回も罰則の強化による対応が行われた。すなわち、1973年の改正によって、違反行為類型が輸入・輸出・製造と所持・譲渡・譲受に分類され、前者の法定刑を一段と重くし、また、営利犯・常習営利犯を廃止して、営利目的での犯罪について刑を加重することとされた。その結果、営利目的の輸入・輸出・製造に対する法定刑は「無期若しくは3年以上の懲役、又は情状により無期若しくは3年以上の懲役及び500万円以下の罰金」と、従来より大幅に引き上げられた。これに伴って他の罰則法定刑も引き上げられ、単純所持・譲渡

し・譲受け罪の法定刑は10年以下の懲役となっている。その他、輸出・輸入・製造の予備罪、資金等の提供罪、周旋罪が新設された。しかし、覚せい剤取締法違反の検挙人員は、罰則強化の翌年減少したものの、翌々年からは増加を続けて、1984年には24372人にまでなっている。その後減少に転じているが、罰則強化の効果はあまりなかったといえよう。

薬物濫用に対して罰則の強化で対応する政策は、シンナー等の有機溶剤の濫用においても見られる。1960年代後半になると青少年によるシンナー等の有機溶剤の濫用が大きな社会問題となったため、1972年に毒物及び劇物取締法（毒劇法）が改正されて、それまで法規制の直接の対象とならなかった酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含むシンナー及び接着剤の濫用行為、販売行為等が新たに法規制の対象とされることとなった。しかし、濫用行為はいつこうに治まらなかったため、1982年には法律の改正により罰則が強化され、シンナー等の有機溶剤をみだりに摂取・吸引し、またはこれらの目的で所持した者に対して、懲役刑も科すことができることとなった。しかし、図3を見ると、毒劇法違反送致人員は、犯罪化がなされた1972年以降急増しており、罰則強化が行われた1982年以降は減少に転じているが、急速に減少していくのは1990年代に入ってからであるから、これを罰則強化の効果と見るこ

図3 毒劇法違反送致人員の推移



とは困難であろう。

以上のように、日本の薬物濫用対策は、刑罰依存型ものであったが、これまでの経験は、通常の刑罰の使用だけで薬物濫用問題を解決することは不可能であることを示しているように思われる。覚せい剤取締法違反者の再犯率が極めて高いこと³⁾もこのことを裏付けているといえよう。

薬物犯罪といっても、営利目的の犯罪と自己使用目的の犯罪とは区別して議論する必要がある。前者は、国民の健康に対する侵害性の大きい犯罪であり、これに厳罰を科すことについてはあまり異論はないであろう。これに対して、後者は、個々の犯罪の侵害性が小さく、また、覚せい剤の自己使用者は、自ら健康被害を受けているという意味で、被害者としての側面も有しているので、刑罰よりも治療を優先すべきであるという考えも十分あり得るし、刑罰を科す場合にも、その枠内で、できるだけ治療的な処遇を行うべきである。

もちろん、従来の薬物濫用対策も、薬物中毒（依存）者の治療を無視していたわけではない。1955年には、覚せい剤事犯の罰則強化とともに、覚せい剤等の中毒患者の措置入院制度が導入されているし、1963年の麻薬取締法改正の際には、麻薬中毒患者の措置入院制度が導入されている。精神保健福祉法上の措置入院制度は、「医療及び保護のために入院させなければその精神の障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ」（同法29条1項）がある者を都道府県知事が強制的に入院させることのできる制度であるのに対して⁴⁾、麻薬取締法の措置入院制度は、「その者を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬、大麻又は阿片の施用を繰り返すおそれが著しいと認めたととき」にも強制的に入院させることができる（同法58条の8）。薬物中毒（依存）が原因で心神喪失または心神耗弱の状態で行った者の治療については、さらに、2003年に制定された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）が重要であるが、この法律については後述する。

刑罰を科された者については、刑務所内や社会における保護観察の枠内で

薬物治療プログラムが実施されるようになっている。今後は、これらのプログラムをさらに充実させるとともに、両者を連携させた処遇を行うために、法制審議会で答申された刑の一部執行猶予制度の立法化が望まれるところである。処遇の問題については、他の報告が予定されているので、本稿では、これ以上立ち入らないことにする。

3 組織的な薬物犯罪に対する刑罰の強化

営利目的の薬物犯罪については、組織的に行われることが一般的であるので、組織犯罪の性質に対応した刑罰を科すことが重要である。組織犯罪の性質に対応した刑罰とは、第1に、末端の構成員だけでなく、組織の中枢にいる者に刑罰を科すようにすること、第2に、組織の運営を支えている違法な行為によって獲得された資金を剥奪することである。

『平成21年版犯罪白書』によれば、暴力団構成員等による覚せい剤取締法違反の検挙人員は5801人で全検挙人員の約半数を占めている（表1参照）。特に、譲渡しの約6割が暴力団構成員による者であることは、覚せい剤取引が暴力団の重要な資金源になっていることを伺わせる。やや古いデータになるが、警察庁は、1989年の時点で、覚せい剤取引が暴力団に約4,535億円（全収入の34.8%）の収入をもたらしており、暴力団最大の資金源になっていると推測している⁵⁾。

組織的な薬物犯罪に対処するための罰則規定の整備については、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」（United Nations Convention Against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances）（「麻薬新条約」）を批准するために、1991年に制定された「国際的な協力の下に規制薬

表1 覚せい剤取締法違反2008年検挙人員 暴力団構成員（違反態様別）

区 分	総数	密輸入	所持	譲渡し	譲受け	使用	その他
総数	11,025	97	3,698	559	285	6,233	153
暴力団構成員等	5,801 〔52.6〕	18 〔18.6〕	2,039 〔55.1〕	325 〔58.1〕	107 〔37.5〕	3,245 〔52.1〕	67 〔43.8〕

物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(麻薬特例法)が重要である。麻薬新条約は、薬物犯罪の経済的側面に焦点を当てて、不法収益の剥奪と薬物犯罪取締の国際協力の拡充を図ることを目的として、マネーロンダリングの犯罪化、不正取引に由来する収益の没収範囲の拡大、没収等を確保するための財産保全措置の導入、外国の没収裁判の執行等の共助制度の採用、国外犯処罰に関する規定の採用、国際的なコントロールド・デリバリーの実施等を加盟国に義務づけている。

麻薬特例法は、第1に、業として行う規制薬物の不法輸入・輸出・製造・譲渡し等の罪を設けて、通常の営利目的の犯罪よりも刑罰を加重し、無期または5年以上の懲役および1000万円以下の罰金に処することとしている(5条)。この業として行う不法輸入等の罪は、刑の加重のほかに、後で述べる不法収益の推定規定との関係で重要な意義を有している。

第2に、マネー・ロンダリング行為を処罰するために、②薬物犯罪に由来する不法収益等を隠匿する罪(6条)および不法収益等を収受する罪(7条)を設けている。

第3に、条約で要求された捜査手法であるコントロールド・デリバリー(controlled delivery)のうち、送り荷中の規制薬物を取り除いて行うクリーン・コントロールド・デリバリーを実施して特定した犯人を処罰するため、規制薬物であるとの認識の下に規制薬物でない薬物その他の物品を輸入・輸出・譲渡し・譲受け・所持した者を処罰する規定を設けている(8条)。

第4に、薬物犯罪を実行すること、または、規制薬物を濫用することを、公然と、あおり、唆す行為を処罰している(9条)。

第5に、国外犯を処罰することとしている(10条)。

第6に、薬物犯罪に由来する不法収益等を没収し、没収できない場合はその価額を追徴することとしている(11条～)。従来、日本の刑法の没収は、対象が有体物に限られていたが、麻薬特例法の没収は、債権、無体財産等の経済的利益一般を含む点で画期的なものであった。さらに、麻薬特例法は、業

として行う不法輸入罪等の罪に係る不法収益については、当該罪を犯した期間内に犯人が取得した財産で、その価額が当該期間内における犯人の稼働の状況または法令に基づく給付の受給状況に照らし不相当に高額であるものは不法収益と推定する旨の規定を設けている（14条）。

第7に、麻薬特例法は、没収・追徴の保全手続、外国の没収裁判の執行・保全に関する国際共助手続についても規定している。

次の2つの表は、『平成21年版犯罪白書』から麻薬特例法の検挙件数および同法による没収・追徴金額の表を転載したものである。没収追徴金額は、法律施行後の1993年には没収9件6,275,000円、追徴342件38,433,000円、計44,708,000円にすぎなかったもので、近年、大きく増加していることがわかる。

薬物犯罪において現実には検挙されているのは、残念ながら、組織の末端の者が多いが、大量の覚せい剤密輸入事件において、中心的な役割を担っている者に覚せい剤取締法の最高刑である無期懲役が科された事例も存在している。

例えば、福岡高等裁判所2001年6月29日判決（判例時報175号160頁）は、香

表2 麻薬特例法違反 検挙件数の推移

（1995年～2008年）

年次	総数	5条違反 （業として行う 不法輸入等）	6条違反 （薬物犯罪 収益等隠匿）	7条違反 （薬物犯罪 収益等收受）	9条違反 （あおり 又は唆し）
1995	6	4	2	—	—
1996	26	24	2	—	—
1997	27	26	—	1	—
1998	26	24	2	—	—
1999	21	19	1	—	1
2000	34	32	2	—	—
2001	22	19	3	—	—
2002	47	47	—	—	—
2003	46	34	8	2	2
2004	55	49	6	—	—
2005	62	56	3	2	1
2006	64	51	7	5	1
2007	50	42	5	3	—
2008	66	54	10	2	—

表 3 麻薬特例法違反 没収・追徴額の推移

(2004年～2008年)

年次	総 数		没 収		追 徴	
	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額
2004	404	2,357,885	75	357,944	329	1,999,941
2005	355	1,378,034	39	53,674	316	1,324,360
2006	435	1,820,025	62	79,264	373	1,740,761
2007	338	1,282,519	53	153,830	285	1,128,689
2008	423	1,485,240	61	93,695	362	1,391,545

(金額の単位は、千円 (千円未満切捨て))

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 3 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

港及び台湾の犯罪組織の関係者により営利の目的で行われた大量の覚せい剤密輸入事件について、覚せい剤取締法違反および関税法違反で被告人を無期懲役に処したものである。裁判所の認定によれば、事案は、香港グループの者が日本国内で受け入れ態勢を準備し、台湾グループの者が、海上で560キログラムを超える覚せい剤を漁船に積み込み、これを日本の海岸に陸揚げして輸入したというものであり、被告人は、香港グループの首謀者である弟から依頼されて、日本国内での受入れを担当する中心的役割を担う者の一人であった。1審の福岡地方裁判所が被告人を懲役12年および罰金350万円に処したのに対して、検察官が量刑不当を理由に控訴し、福岡高等裁判所は、1審の量刑は軽すぎるとして、被告人を無期懲役および罰金500万円に処した(その後、最高裁判所2003年4月11日判決(判例時報1823号36頁)によって上告が棄却され、判決が確定している)。

III 薬物犯罪と刑事責任能力

1 薬物中毒（依存）と刑事責任能力

薬物濫用対策に刑罰と治療をどのように組み合わせるべきかという問題を考える上では、薬物の濫用が行為者の刑事責任に与える影響を考察しておくことが必要である。

規制薬物の濫用は、それ自体が薬物取締法規違反として犯罪となるほか、薬物を得るための資金を獲得するために犯罪が行われたり、薬物の薬理作用の影響で薬物取締法規違反以外の犯罪が行われる場合もある。いずれの場合も、薬物の薬理作用の影響によって行為者の刑事責任能力が問題となり得る。

日本刑法は、刑事責任能力について、「心神喪失者の行為は、処罰しない」(39条第1項)、「心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する⁶⁾」(同2項)と規定している⁷⁾。心神喪失（責任無能力）とは、精神の障害により、事物の理非善悪を弁識する能力なく、または、この弁識にしたがって行動する能力なき状態をいい、心神耗弱（限定責任能力）とは、精神の障害が、上記の能力が欠如する程度には達していないが、著しく減退した状態をいう。

少し古いデータになるが、1981年から1997年までの15年間の法務省の調査（複数年の犯罪白書のデータを累計したものであり、1992年のデータが欠けている）で精神障害のある犯罪者のうち覚せい剤中毒の者が占める割合をみると、総数13,035人のうち、覚せい剤中毒の者は604人で全体の4.6%であり、アルコール中毒の1364人（10.5%）の半分以下である。604人を罪名別に見ると、その他の犯罪が315人52.2%と半数を超えている。その内訳は不明であるが、おそらく覚せい剤取締法違反が主要な割合を占めているのではないと思われる。次に多いのが傷害で107人17.7%、放火79人13.1%、殺人77人12.7%となっている。

次に、精神障害を有する被疑者・被告人がどのような処分を受けているか

表4 罪名・精神障害名別人員（1981年～1997年，1992年を除く）

罪名	総数	統合失調症	そううつ病	アルコール 中毒	覚せい剤 中毒	その他
総数	13035 (100.0)	7630 (58.5)	937 (7.2)	1364 (10.5)	604 (4.6)	2500 (19.2)
殺人	2647 (20.3)	1555	369	145	77	501
強盗	483 (3.7)	310	10	54	21	88
傷害	2011 (15.4)	1270	90	219	107	325
傷害致死	259 (2.0)	150	8	40	3	58
強姦・強制猥褻	313 (2.4)	205	15	20	2	71
放火	1685 (12.9)	857	116	290	79	343
その他	5637 (43.2)	3283	329	596	315	1114

を表5－1（『平成7年版犯罪白書』から転載）で見ると、まず全体として不起訴になる者が圧倒的に多く、約9割の者が不起訴になっていることがわかる。検察段階で、責任無能力と判断された者は、犯罪が成立しないので不起訴となるのは当然であるが、その割合は、不起訴となった者の約半数（48.3％）にすぎず、残りの約半数（42.7％）は責任能力があり（心神耗弱）、犯罪が成立すると判断されたにもかかわらず不起訴（起訴猶予⁸⁾）となっている。不起訴となる割合は統合失調症の者が圧倒的に高い（96.1％）が、覚せい剤中毒についても約8割（82.0％）の者が不起訴となっており、アルコール中毒についてもほぼ同様（82.3％）である。覚せい剤中毒やアルコール中毒では、心神耗弱と判断されて不起訴（起訴猶予）となっている者の割合が統合失調症よりも多いので、不起訴になる割合の差は、検察官の裁量の結果というよりも、精神障害の程度の違いが反映したものではないかと思われる。覚せい剤中毒やアルコール中毒の場合は、自己の（少なくとも当初は）自由な意思で薬物を使用して中毒になったという点で、統合失調症やそううつ病と比べて、

責任非難の程度が重いと検察官が考えているとすれば、心神耗弱で不起訴（起訴猶予）となる割合が少なくなると思われるが、そのような傾向は見られない。このことは、検察官が、覚せい剤中毒の犯罪者について、処罰を最優先の課題と考えているわけではないことを示している。2001年から2005年の間の数値を示した表5－2（平成14年版から平成18年版までの犯罪白書から抜き出して累計したもの）を見ても、ほぼ同じ傾向が見られる。

起訴された場合に裁判で心神喪失が認められる割合は、いずれの精神障害についても極めて低いが、中でも覚せい剤中毒については2つの期間内に1件も認められていない。これは、検察段階での選別がうまく行われていることを示しているともいえるし、これらの者の責任能力の判断に裁判所の態度が厳しいためとも考えられる。

日本では、2003年に制定され、2005年7月15日から施行されている「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）によって、①不起訴処分において、対象行為（放火、強制わいせつ、強姦、殺人、傷害、強盗）を行い、かつ、心神喪失者または心神耗弱者である認められた者、および、②対象行為について、心神喪失を理由に無罪判決を受けた者、または心神耗弱を理由に刑を減軽する旨の判決を受けた者については、検察官の申し立てにより、地方裁判所において裁判官と精神保健審判員の合議体による審判が行われ、「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、医療を受けさせる必要があると認める場合」は、強制的に入院させ、または、通院を命じることができる⁹⁾。

同法の施行によって検察および裁判所における覚せい剤中毒（依存）者の責任能力の判断が何らかの影響を受けているかは興味深い問題であるが、残念ながら、表5－1、5－2のような精神障害名別の処分結果のデータは、近時の犯罪白書では見るができなくなっている。

医療観察法によって入院させられた者の中にどのくらい覚せい剤中毒（依存）の者が含まれているかについては、得津馨によれば¹⁰⁾、2009年3月1日

表 5 - 1 精神障害名別処分結果（1990年～1994年の累計）

区分	総数	不起訴			裁判		
		計	心神喪失	心神耗弱	計	心神喪失	心神耗弱
総数	4088 (100.0)	3722 (91.0)	1975 (48.3)	1747 (42.7)	366 (9.0)	19 (0.5)	347 (8.5)
統合失調症	2469 (100.0)	2372 (96.1)	1379 (55.9)	993 (40.2)	97 (3.9)	11 (0.4)	86 (3.5)
そううつ病	289 (100.0)	255 (88.2)	135 (46.7)	120 (41.5)	34 (11.8)	1 (0.3)	3 (11.4)
アルコール中毒	396 (100.0)	326 (82.3)	138 (34.8)	188 (47.5)	70 (17.7)	1 (0.3)	69 (17.4)
覚せい剤中毒	150 (100.0)	123 (82.0)	56 (37.3)	67 (44.7)	27 (18.0)	0 (0)	27 (18.0)
その他	784 (100.0)	646 (82.4)	267 (34.1)	379 (48.3)	138 (17.6)	6 (0.8)	162 (20.7)

表 5 - 2 精神障害名別処分結果（2001年～2005年の累計）

区分	総数	不起訴			裁判		
		計	心神喪失	心神耗弱	計	心神喪失	心神耗弱
総数	3581 (100.0)	3184 (88.9)	1718 (48.0)	1466 (40.9)	397 (11.1)	13 (0.4)	383 (10.7)
統合失調症	2207 (100.0)	2083 (94.4)	1212 (55.0)	871 (39.5)	124 (5.6)	9 (0.4)	114 (5.1)
そううつ病	264 (100.0)	225 (85.2)	106 (40.2)	119 (45.1)	39 (14.8)	1 (0.4)	38 (14.4)
アルコール中毒	176 (100.0)	148 (84.1)	67 (38.1)	81 (46.0)	28 (15.9)	0 (0)	28 (15.9)
覚せい剤中毒	97 (100.0)	70 (72.2)	32 (33.0)	38 (39.1)	27 (27.8)	0 (0)	27 (27.8)
その他	837 (100.0)	658 (78.6)	301 (36.0)	357 (42.7)	179 (21.4)	3 (0.4)	176 (21.0)

現在、医療観察法によって495人が入院中であり、そのうち「精神作用物質使用による精神および行動の障害」による者が28名（5.6%）である。それほど多くないとも思われるが、松村俊彦・今村扶美によると¹¹⁾、医療観察法によって入院した者の中には、物質使用障害（substance use disorder）を併存する者が相当数いるとこのことである。すなわち、国立精神・神経セン

ター病院医療観察法病棟に2005年8月から2006年12月の間に入院した50名のうち物質使用障害を併存している者が17名(34%)存在しており、そのうちアルコール12例、覚せい剤3例、有機溶剤1例、多剤1例となっている。覚せい剤が比較的少ないが、アルコール使用障害の中には過去に覚せい剤使用歴をもつ者もいるとのことである。

2 覚せい剤中毒(依存)と原因において自由な行為の法理

上記のように、覚せい剤中毒等によって責任能力が問題となる事例のほとんどは検察段階で処理されており、裁判で責任能力が問題となるのは全体のごく一部にすぎない。しかし、不起訴事例を学者が詳しく検討することは現状では不可能であるので、裁判例の調査によって得られる知見には限界があることを承知の上で、判例データベースを用いた検討を行ってみた¹²⁾。

検討に当たって特に注目したのは「原因において自由な行為」の法理の適用である。

原因において自由な行為の法理とは、犯罪行為時に心神喪失または心神耗弱の状態であっても、心神喪失または心神耗弱の状態を惹起した原因行為の時点で完全責任能力が認められれば、行為者に完全責任能力を問うことができるとする法理である。現在、日本では、この法理を認めることができるか、認めることができるとすると、どのような理論構成でこれを認めるべきか、という点について、学界で議論が盛んである¹³⁾。この点に関する最高裁の判例は未だ存在していないが、下級審判決には、「原因において自由な行為」の法理に基づいて故意の犯罪について責任能力を認めたものが存在している。

いずれにしても、「原因において自由な行為」の法理によって責任能力が認められるのは、原因行為時の意思と結果行為時の意思が連続したものであることが必要である。

覚せい剤の使用(原因行為)によって惹起された心神喪失(心神耗弱)状態で犯罪行為が行われた場合、その犯罪行為は、①覚せい剤取締法違反の罪である場合と②それ以外の罪である場合がある。①の場合は、覚せい剤の使用

という原因行為と犯罪行為との間の意思の連続を認めることが容易であるのに対して、②の場合は、特別の事情がない限り、原因行為と結果行為との間の意思の連続を認めることが困難である。したがって、裁判所による「原因において自由な行為」の法理の適用は①の場合に多く、②の場合には少ないことが予想される。判例データベースを用いた調査の結果は、この予測を裏付けるものであった。

判例データベースで行為時に覚せい剤の薬理作用の影響があったことが認められた被告人の責任能力がどのように判断されているかを調べてみると、対象となる判決は29件ある（1審と控訴審がある場合は1件と数えた。また、責任能力が争われた事例であっても、覚せい剤による薬理作用の影響が認められなかった事例は除外してある）。調査期間は1951年から2010年であるが、対象となった判決で最も古いものが1979年10月1日の札幌地裁判決で最も新しいものが2008年1月10日の神戸地裁判決である。もちろん、この判決数は、この調査方法によって抽出された件数であって、すべての判決を網羅しているわけではない。

29件のうち覚せい剤取締法違反だけで起訴されている事件が8件あり、責任能力に関する判断は、完全責任能力6件、心神耗弱2件、心神喪失0件となっている（表6参照）。心神耗弱とされた2件のうち1件の被告人は統合失調症にも罹患しており、その影響が大きかったと考えられる事例である。完全責任能力を認めた6件のうち2件、大阪高等裁判所1982年9月30日判決（高刑集34巻3号385頁）および東京地方裁判所1994年1月24日判決（判例時報1518号152頁）は、原因において自由な行為の法理を用いて、責任能力を肯定

表6 裁判例における覚せい剤の薬理作用による責任能力の判断

	総数	完全責任能力	心神耗弱	心神喪失
覚せい剤取締法違反のみ	8	6	2	0
殺人	14	3	10	1
放火	3	3	0	0
窃盗、強盗	2	2	0	0
逮捕監禁・強姦	1	1	0	0
計	28 (100.0)	15 (53.6)	12 (42.9)	1 (3.6)

している。例えば、平成6年東京地裁判決は、「本件は、……自己使用の目的で覚せい剤を購入・所持することを決意した被告人が右決意に基づき覚せい剤を密売人から購入して所持し、その一部を判示第1の日時に自己使用した上、その残部を同目的でさらに所持し続けて判示第2の日時に至ったというものであり、被告人の判示第1、第2の犯行は、いずれも、被告人の当初の犯意が継続実現されたものである。したがって、本件各犯行につき、刑法39条が適用されるためには、当然のことながら、判示認定の各犯行時点に、心神喪失あるいは心神耗弱状態にあったというだけでは足りず、各犯行前においても犯意の形成以降終始右状態にあったことが肯定されなければならない」と判示した上で、被告人は、第2の犯行時に心神耗弱の状態にあった可能性は認められるが、第1の犯行時には、幻覚・妄想等の覚せい剤中毒症状があったとしても、心神喪失ないし心神耗弱の状態になかったことは明らかであるとして、第1の犯行についても第2の犯行についても完全責任能力を認めている。

また、東京高等裁判所1994年7月12日判決（判例時報1518号148頁）は、覚せい剤所持事案について、覚せい剤の所持罪は（その所持が継続する間、犯罪も継続して成立している）継続犯であるから、所持の途中で被告人が心神喪失ないし心神耗弱の状態にあったとしても、その時点に至る前に完全責任能力が認められる場合には、全体について完全責任能力を刑事責任を問うことができると判示している。判決は明言していないが、実質的には、これも「原因において自由な行為」の法理の適用例の1つと見てよいであろう。

一方、覚せい剤取締法違反（自己使用）について覚せい剤の薬理作用を理由に心神耗弱を認めた広島地方裁判所1997年8月5日判決（判例タイムズ973号262頁）は、「原因において自由な行為」の法理の適用を求める検察官の主張に対して、被告人が覚せい剤の使用再開に至った時期が明らかでなく、原因時の責任能力の有無を確定することができない、として退けている。

殺人罪等で起訴されている事件は14件あり、責任能力の判断は、完全責任能力3件、心神耗弱10件、心神喪失1件となっている。「原因において自由

な行為」の法理の適用が問題となった事例は1件もない¹⁴⁾。

例えば、心神耗弱が認められた事例として、東京地方裁判所1984年12月23日判決（刑事裁判月報14巻11・12号829頁）は、白昼の商店街において、通りすがりの女性や幼児に次々に柳刃包丁で襲いかかり、幼児2名を含む4名の生命を奪ったうえ、2名に傷害を負わせ、さらに、通りかかった女性1名を人質として近くの飲食店に長時間立てこもり、その女性にも傷害を負わせたという、いわゆる深川通り魔殺人事件について、異常性格を基盤とする心因性妄想に覚せい剤使用の影響が加わって生じた幻覚妄想状態による精神障害のため、心神耗弱の状態にあったとして、死刑を減軽して被告人を無期懲役に処している。

また、心神喪失が認められた事例として、横浜地方裁判所2001年9月20日判決（判例タイムズ1088号265頁）は、覚せい剤精神病に罹患していた被告人が、同居の父母に殺されるという妄想を抱き、「やっちまえ」という幻聴に刺激されて、両名を殺意を持って包丁で数回刺し、父を殺害し、母に重傷を負わせたという事案について、心神喪失を認めて無罪を言い渡している。

従来は、「覚せい剤中毒者の精神状態は、幻覚や妄想などの精神病的症状がある場合であつても精神分裂病の場合のように人格の中核が冒され、思考の障害や感情の鈍麻・荒廃などのため行為の是非善悪の判断や抑制力が失なわれたりするのとは異なり、人格の中核が冒され難いのが特徴的であつて、妄想以外の点では思考障害（連想弛緩・支離滅裂など）が認められずいわゆる分別は保たれていることが多く、また感情鈍麻なども起こらないため情性（人間的感情）による行為の抑制が期待されうる」（大阪地方裁判所1984年4月20日判決（判例タイムズ535号312頁））という考えが強かった。心神耗弱とした判決が多いのもこのような考えが背景にあるのではないと思われる。しかし、最近では、このような考えに対して疑問も示されるようになっており¹⁵⁾、心神喪失を認めた判決が比較的最近のものであることは、このような考えの変化の影響を受けているのかもしれない。

その他、放火・覚せい剤取締法違反が3件、窃盗が1件、窃盗・強盗致

傷・覚せい剤取締法違反が1件、逮捕監禁・強姦が1件あるが、すべて完全責任能力が認められている。このなかで「原因において自由な行為」の法理の適用が問題となった事例は1件もない。

IV おわりに

現在、日本では、一方で、医療観察法の運用が定着しつつあるとともに、他方で、裁判員裁判が始まっており、今後、薬物（特に覚せい剤）の薬理作用の影響下で違法行為を行った者の刑事責任がどのように判断されていくのかが注目される。

また、一部執行猶予制度の立法化の提案など、刑事司法制度の枠内で、薬物犯罪を犯した者の治療プログラムを充実させていく動きも見られる。

今後、日本の薬物対策がより良い方向に変わっていくことを期待して本報告を終わりにしたい。

注

- 1) 薬物規制の歴史については、村上尚文『麻薬・覚せい剤犯罪—解決と実務』1頁以下（日世社、1975年）参照。
- 2) 本稿における図表は、特に注記していない場合を含めて、すべて法務省法務総合研究所『犯罪白書』のデータを基にしている。
- 3) 法務総合研究所『平成21年版犯罪白書—再犯防止施策の充実—』199頁以下（2009年）参照。
- 4) 精神保健福祉法上の措置入院制度については、石川正興「精神障害と保安処分」石川正興編『精神障害者による危害行為の対策—第1回日中犯罪学学術シンポジウム報告書』3頁以下（社会安全研究財団、2008年）参照。同報告書は、石川正興編『犯罪学へのアプローチ—日中犯罪学学術シンポジウム—』（成文堂、2010年）として出版されているほか、http://www.syaanken.or.jp/02_goannai/01_bouhan/bouhan_01/bouhan_01.htmでもダウンロードすることができる。
- 5) 警察庁編『平成元年版警察白書—暴力団対策の現状と課題』47頁（1989年）参照。
- 6) 死刑を減軽するときは、無期懲役（禁錮）または10年以上の懲役（禁錮）に、無期の懲役（禁錮）を減軽するときは、7年以上の有期の懲役（禁錮）に、有期の懲役（禁錮）を減軽するときは、その長期及び短期の2分の1を減ずる（刑法68条）。
- 7) 日本における責任能力制度については、佐伯仁志「精神障害と責任能力」石川編・

前掲報告書27頁以下参照。

- 8) 検察官は、犯罪が成立する場合であっても、「人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」（刑事訴訟法248条）。このような不起訴処分を「起訴猶予」と呼んでおり、日本の検察官は広範な起訴猶予の権限を有している。平成20年の薬物犯罪の起訴率は、覚せい剤取締法違反81.7%、大麻取締法違反59.9%、麻薬取締法違反63.6%、あへん法28.6%である。『平成21年版犯罪白書』115頁参照。
- 9) 医療観察法については、石川・前掲論文12頁以下、鶴見隆彦「精神障害者危害行為（犯罪行為）の予防対策－心神喪失者等医療観察制度による処遇－」石川編・前掲報告書86頁以下参照。
- 10) 得津馨「医療観察法の施行状況と今後の対応」精神神経学雑誌11巻9号1098頁（2009年）。
- 11) 松村俊彦・今村扶美「物質依存を併存する触法障害者の治療の現状と課題」精神科治療学24巻9号1061頁（2009年）。
- 12) TKC社の判例データベース（LEX/DB）を用いて、「覚せい剤」と「責任能力」の2つのキーワードで抽出された判決のうち、覚せい剤の薬理作用が犯罪行為に影響していることが認められた裁判例を選んで、内容を分析した。
- 13) 例えば、山口厚『刑法総論〔第2版〕』254頁以下（有斐閣、2007年）参照。
- 14) 結果行為時に心神喪失と判断され、かつ、原因において自由な行為の法理が適用できない場合には、過失犯として処罰されることが多い。佐伯・前掲37頁参照。
- 15) 岡田幸之「精神鑑定の現状と問題点」風祭元・山上皓編『臨床精神医学講座19巻司法精神医学・精神鑑定』109頁（中山書店、1998年）参照。

3

わが国の薬物犯罪の現状と 司法対策

鄭 蜀 饒*

今日の社会で、薬物はすでに世界の一大災難となり、グローバ化された薬物問題は、すでに人類の生存と発展にとって重大な脅威を成し、薬物の災禍から抜け出すことができる国家はほとんど一つもない。薬物犯罪と青少年犯罪、環境犯罪は、今日の世界三大公害と称され、社会の経済、政治、文化に巨大な危害をもたらしており、それは、多くの人の富を強奪し、人間の身体・精神の健全に危害を及ぼし、人間の肉体と魂を痛めつけ蝕むだけでなく、国家の社会的安定と経済的發展をひどく破壊しつつあり、薬物はすでに全人類の公害となり、その危害は深くて広く、人類に対する如何なる戦争の血生臭い殺戮に決して劣らない。

本稿は、わが国の薬物犯罪に対する分析を通すとともに、近年來の雲南省の法院が審理した薬物犯罪事件の基本状況を視角として、わが国の薬物犯罪の基本的特徴を結びつけ、しかるべき司法対策を提出する。

I わが国における当面の薬物犯罪の現状

関連する歴史資料の記載に基づくと、アヘンが最も早くわが国に伝えられたのは唐代であり、伝えられた当初は、朝廷の官吏らに用いられた貴重な薬材であり、その後の1千年余りは、各地の民間で広く栽培されて、薬用と考えられ、ケシの開花期の美しい花卉は、また歴代の文人風流人らが観賞する対象であった。明代末年に至り、アヘンを吸食する方法がわが国で流行し始

め、アヘン中毒の社会的危害の結果が徐々に明らかになったが、この重大な社会問題は、当時の支配層の重視を未だすぐには惹起せず、清朝第3代皇帝の雍正が朝政を主宰するに至った後、朝野の有識者の呼びかけの下で、やっと雍正7年(1729年)に、わが国の歴史上最初の薬物禁止の勅命が下された。およそ吸食し、運搬し、アヘン館を私設して、良家の子弟を誘引する者は、等しく「刑律により処罰しなければ」ならないと規定し、ここから、わが国の歴史において薬物犯罪の問題が現われ始めた。この後の数百年間、中華民族は薬物と戦うと同時に、また薬物禍の百年にわたる紆余曲折を飽くことなく受けた。

新中国成立後、20世紀50年代の薬物禁止運動を経て、薬物犯罪は、中国の内地では基本的に根絶された。この後、個々の時期、個別の地域で薬物犯罪が繰り返されたことはあったが、いずれも量がわずかで事件も小さく、かつ、素早く規制することができた。80年代に入って以降、国際的な薬物の風潮が氾濫したことにより、国際的な薬物販売集団や薬物犯罪人が続々と魔の手を中国に伸ばした。彼らは、中国の改革開放が国門を開いた機会を利用し、新たな薬物販売ルート在必死に開拓し、中国に対して「多方面からの入国、全線での浸透」の態勢を形成し、かつ、中国における薬物消費の新市場の育成を下心を抱いて画策し、わが国がすでに途絶した薬物犯罪を死の灰の中から再燃させた。

1 全国的範囲で捜査解決した薬物犯罪事件の状況

国家薬物禁止委員会弁公室のデータによると、1991年公安機関が検挙した薬物犯罪事件は8359件であり、1998年に至るとすでに184216件に達し、わずか8年の間に、検挙した薬物犯罪事件は22倍に増加した。中国の薬物取締は、何年も重点的に打撃を与えることを経て、2003年には検挙した薬物犯罪事件は9.4万件となり、2004年、公安部は全国で薬物源を抑え込む独自の行動を組織して展開し、検挙した薬物犯罪事件は全部で9.8万件であり、2005年全国で検挙した薬物犯罪事件は9.36万件であり、2008年検挙した薬物犯罪事件

は6.2万件であった。持続的に好転する傾向が現れている。しかし、中新ウェブサイト2009年4月27日の公安部サイトの情報によると、2009年以来、全国税関は、薬物の密輸犯罪活動が持続的に高揚している厳しい情勢に直面し、……、一四半期に、税関が検挙した薬物密輸事件の数量は著しく増加し、検挙した事件は全部で109件であり、前年同期比で67.7%増加し、没収した各種薬物は全部で242.4キログラム、前年同期比で64.3%増加し、捕まえた薬物密輸犯罪の容疑者は144人であり、前年同期比で73.5%増加した。

2 全国の薬物吸食者に関連するデータ統計

わが国は、1991年から薬物吸食者に対して統計を取り始め、その年登録された者は14.8万人であり、以後年々増えている。当面、全国各地で、薬物に関連する違法犯罪活動がさまざまな程度で存在しており、2005年末に至ると、全国ではすでに2368の薬物に汚染された県・市があり、全国総数の3分の2以上を占め、その内、薬物吸食者が100人以下は1122、100人乃至1000人までは990、1000人以上は259であり、主に西南、西北および経済発達地域に集中する。全国で登録された薬物吸食者の累計は116.39万人であり、現有の薬物吸食者は78.4万人である。2005年、わが国で登録された新型薬物を濫用する人数は、すでに2001年の0.25%から0.67%に上昇した。不完全な統計によると、前世紀80年代以来、わが国で薬物の吸食により死亡に至った者はすでに49378人であり、その内、2005年に15403人が新たに増加した。

3 雲南省法院系統における薬物事件の審理状況

雲南省は、地縁と歴史などの多様な要因の影響により、ずっとわが国の薬物禁止闘争の最前線に置かれている。雲南全省の法院が受理した刑事犯罪事件の中で、薬物犯罪事件は長期にわたり上位に居座り、薬物事件の審理は、全国の法院の中で、かなり集中した状態に置かれている。関連資料によって明らかのように、雲南省の法院が毎年審理する薬物犯罪事件は、全国の法院が審理する薬物事件の中で極めて高い割合を占め、全国の80%の薬物事件が

雲南で発生し、90%以上の特別重大な薬物事件は雲南で発生し、薬物犯罪の重刑適用率は全国法院の中でまた高い位置を占める。

1997年『刑法』の施行以来、1998年から2007年に至る10年間で、雲南省の各級人民法院は、全部で一審の薬物犯罪事件48472件を受理し、刑事一審事件の17.43%を占め、47486件を結審し、犯罪者60615人に判決を下し、犯罪者総数の17.74%を占めた。1998年から2005年に至るまでは、連続してかなり大きな割合で増え、2005年に頂点、つまりターニングポイントに達し、その年、全省の法院が受理した薬物事件は7097件、刑事第一審の受理件数の23.44%を占め、かつ、薬物犯罪事件は、あらゆる受理された刑事事件の中で数が最も多い事件類型となり、初めて窃盗犯罪事件を抜き、事件の数と割合はいずれもその他の刑事事件よりトップにランクされた。

2006年乃至2008年の間、わが省が捜査した重大薬物事件の減少に伴い、全省の法院が受理した一審、二審の薬物犯罪事件は年ごとに下降し、特に重大薬物事件の数にはめったにない大幅な下降が現れた。2006年、薬物犯罪事件の数は明らかに減少し、受理事件は5685件であり、前年同期より19.89%減少し、刑事一審事件の受理件数に占める割合も20%まで下降した。2007年は5231件を受理し、前年と比べまた7.99%下降した。

2009年乃至2010年前半、雲南省法院の審理した薬物犯罪事件の受理・結審の状況の統計は、表1の通りである。

以上、2009年我省の法院が審理した薬物事件については、受理事件が5537件であり、前年同期よりも10.5%上昇しており、2010年前半に至ると、受理事件数は2473件であり、また前年同期と基本的に同水準である。このような基本的安定の中での上下変動の状況は、我省でのここ数年来、法院が薬物犯罪事件を審理する状態が、国家の薬物禁止政策および打撃の力の程度と密接

表1 受理・結審・確定状況（件）

年度/状況	受理	結審	薬物受理	薬物結審	薬物確定
2009年	29343	29012	5537	5405	3906
2010年前半	14442	12006	2473	2179	1956

に関連していることを物語っている。

司法の統計データから明らかなように、薬物事件の重刑適用率は非常に高く、80%以上の薬物事犯は、いずれも5年以上の有期懲役、無期懲役、ひいては死刑まで判決されている。その内、2003年の重刑率は85.01%，2004年の重刑率は87.76%，2005年に結審した7170件の薬物犯罪事件の事犯では、5年以上の有期懲役乃至死刑を適用した者は7692人、重刑率は88.37%，2006年に結審した5725の事件では、重刑率は85.82%，前年比で2.55%下降し、2007年に結審した5262の事件では、重刑率は83.02%，前年比でまた2.8%下降したが、2009年乃至2010年前半に審理した事件の重刑率は、また元に戻り、判決発効の事犯総数8395人の86.6%を占めている（表2を参照）。

この他、薬物犯罪事件が日増しに増加するのに伴うもう一つの傾向は、薬物の種類の多様化と精巧さである。アヘン、ヘロイン、大麻などの伝統的薬物の他に、新型薬物と称される犯罪が猛威をふるい、日増しに突出し、更に強い興奮性を備え、かつ、栽培する必要がなく、実験室の中で合成することができ、主な品種には覚醒剤（氷毒）、MDMA（エクスタシー）、ケタミン（K粉）などがあり、新型薬物の問題は、すでに21世紀の「世紀の患い」と公認されている。国家薬物禁止委員会の公布したある資料が明らかにしているように、2004年、わが国は全部で「MDMA」300万錠、「覚醒剤」2.7トン、容易に薬物に製造される化学物質160トンを没収し、解決事件数、没収薬物の数量は、いずれもかなり大幅な増加を見た。2009年乃至2010年前半は、雲南省の法院が受理した事件の中で、薬物関連物品の種類は、ヘロインとアヘンを除き、覚醒剤およびその他の薬物がすでに33%を占めるに至った（表3を参照）。

上表の薬物犯罪事件の種類をもって以下のことを見出すことができる。す

表2 重刑率（人）

年度/状況	判決確定	5年以上懲役	重刑率	1年半の重刑率
2009年	5583	4717	84.5%	86.6%
2010年前半	2812	2498	88.8%	

表3 薬物関連物品の種類（件）

年度/種類	ヘロイン	アヘン	覚醒剤	その他
2009年	2376	127	1282	73
2010年前半	1288	44	586	31

なわち、雲南省域内で濫用される薬物は、依然としてヘロインを主とするが、「覚醒剤」、「MDMA」、「ケタミン」などの新型薬物を濫用する人数は、引き続き上昇する傾向を見せ、新型薬物が21世紀の主導的薬物となるであろう傾向は、ますますはっきりした。

II 当面の薬物犯罪の基本的特徴

全国の薬物犯罪の関連データおよび雲南全省の法院によって審理される薬物犯罪事件の分析を通して、当面のわが国における薬物犯罪には、以下の八つの面における顕著な特徴が現れている。

1. 国外の薬物がわが国に対して多様なルートで越境する局面は年ごとに激化している。わが国は薬物源に隣接し、「ゴールデン・トライアングル」のミャンマー北部地域は、依然国家にとって危害が最も大きい薬物原産地であり、「ゴールデン・ニュームーン」地域と共にわが国に対する極めて大きな脅威となっており、この地域では、ヘロインの他に、覚醒剤などの合成薬物のわが国域内に対する浸透が、いずれも年ごとに激化している。20世紀80年代以降、世界各国、各地域が国際的な薬物禁止協力を強化する願望と呼びかけはますます大きくなり、いくつかの地域的な薬物禁止の連合体や自助グループが現われ、グローバルな薬物禁止は大連合に向かっていく。このような強大な薬物禁止の氣勢の下、薬物原産地のいくつかの薬物運搬ルートは断ち切れられ、その内、「ゴールデン・トライアングル」の薬物運搬ルートでは、シンガポール、マレーシアなどの国を経由する薬物運搬ルートも、沿線諸国が薬物厳禁の措置を採ったことにより阻まれ、い

くつかの国際的な薬物販売は、わが国の改革開放と辺境貿易の拡大の機に乗じて、わが国においていわゆる「中国ルート」を切り開き、その後で再び香港、マカオに転送し、最後に国際市場に投下している。この状況の下で、中国の雲南省は「ルート」中の激甚災害地域になっている。この他、「ゴールデン・ニュームーン」は連年戦争が絶えなかったことによって、もともとあった薬物流出ルートは戦争と国際情勢の緊張によって絶えず阻まれ、「ゴールデン・ニュームーン」は、自分の生産したヘロインの販売を滞らせないようにするため、薬物の売人は付近の市場を目をこらして見つめ、そこで新たな薬物運搬ルートまたは新たな薬物の消費市場を力の限り切り開き、中国のチベット、新疆はこれらの者の理想的標的となり、ついにこれらの地域の薬物犯罪が日増しに重大になるに至った。

- 2. 薬物犯罪事件の中の大事件が日増しに増加している。**国家薬物禁止委員会が提出しているデータで明らかなように、2008年全国の各級公安機関が展開した域外の薬物元締めに打撃を与える「抜き打ち」行動と薬物標的事件の検挙は、著しい戦果を収め、多くの薬物大事件の検挙を成功させ、邱河水ら44人の域内外の薬物の大元締めを捕まえ、全部で薬物密売グループ1565を一掃した。最高人民法院副院長の張軍は、2008年9月23日乃至24日の「全国の一部法院による薬物犯罪事件の審理業務についての座談会」において、司法実務から見ると、薬物を密輸、販売、運搬、製造する類型の犯罪では、いずれも重大かつ重要な事件が出現しており、事件に関わる薬物の数量はますます大きくなっていると述べている。彼は次のような例を挙げて言う。張洪安の薬物密輸事件は、事件関連のヘロインは200キログラム、韓永万の薬物を密輸、販売、運搬する事件は、関連するヘロインは775キログラム、劉招華の薬物を製造、販売する事件は、関連する「覚醒剤」は16トンにも達し、雲南の臨滄で死刑を執行した外国籍の事犯李某は、前後して密輸販売したヘロインの数量が70万グラム余りに達した。これらの事件は、いずれも近年来審理した薬物の数量が最大の事件であり、今後とも依然として事件関連の薬物の数量が特別巨大な事件が現われることにな

る，と認めることができる。

3. 省を越え，地域を越え，国を越えた薬物犯罪事件が増加している。これまで，薬物販売の犯罪は，雲南の大理，徳宏，昆明から，広東，広西を通過し，更に香港，マカオに至ったが，現在では，この路線の他に，犯罪者は大理，保山を経た後，また四川，貴州などの地を経て，一部は海外へ運び，一部は内地へ向かう。統計によると，現在，雲南に到って薬物を購入する事犯および薬物の行先は，すでに全国25の省，市，自治区に及び，とりわけ広東，広西，甘肅，寧夏などが甚だしい。新疆，内モンゴル地域でエフェドリンを違法に売買する事件は，一部が広東などの省に運ばれて「覚醒剤」および関連薬物に加工，製造される以外は，大部分は直接ロシアおよび東南アジア，西アジアの国へ密輸される。

4. 販売される薬物の種類が増え，新型薬物が絶えず現われる。いわゆる新型薬物とは，ヘロイン，大麻，コカインなどの伝統的薬物に対して言い，例えば，「覚醒剤」，「MDMA」，「ケタミン」などである。これらの薬物は，大部分が主に人工合成を経た化学合成の類の薬物であり，従ってまた「実験室薬物」，「化学合成薬物」と名付けられ，同時に，「新型薬物」の濫用が娯楽の場所で多発していることにより，また「クラブ薬物」，「レジャー薬物」，「ホリデイ薬物」と称される。新型薬物は，その製造技術が相対的に簡単であり，原料の入手も比較的容易であることから，近年来わが国に伝播し蔓延したその速さは大変速く，吸食者グループも大量であり，上昇するに至っている。雲南省を例とし，ここ数年に手入れされた薬物事件を分析すると，ヘロインの他に，MDMA，覚醒剤，ケタミンなどの新型薬物がかなり大幅に増加している。同時に，新型薬物を吸食するグループは，これまでの社会の無職の青年が主体であったことから，その他のグループへと徐々に拡散している。例えば，雲南省の紅河州に属する個旧市では，2005年以来検挙された新型薬物事件は88件，156人であった。2005年に初めて新型薬物事件を取り調べ処理してから2006年4月に至るまで，個旧市の中毒更生所が収容した新型薬物の吸食者は300人に達し，個旧市が

登録した薬物吸食者総数の20.5%を占める。

5. **国内の薬物製造活動が猖獗を極めた。**当面の捜査押収の統計資料から見ると、国内に出現した薬物工場は、精神薬の生産と加工を行い、しかもそのほとんどは薬品生産の名目をもって行っている。初めから「MDMA」、「覚醒剤」の販売に関わっている者は、広東、香港、台湾地域の不法人員を主とし、今はすでに河南、北京、上海、天津、浙江、山東、吉林などの省・市に拡大している。近年来、わが国域内では、「覚醒剤」および関連薬物を加工製造する事件が絶えず増加し、とりわけ人の関心を引くのは、次のことである。いくつかの国内企業、高級知識人も新型薬物を製造する犯罪の中に巻き込まれ、北京、浙江、広東などの公安機関は、医薬の高級技術者、博士、博士課程指導者が新型薬物の製造に参加した事件を相次いで検挙し、彼らは自分がつかんだ先進技術を利用し、高度の科学技術の手段を運用して薬物を加工し、その製品の純度はますます高くなり、新型薬物を製造する隠ぺい性は更に強く、社会に対する危害はますます大きくなった。
6. **薬物販売の手段が絶えず新しくなる。**打撃の度合いが強化されることによって、薬物犯罪者は、打撃から逃れるために、分散させる方式を多用して薬物犯罪を行う。薬物の売人は、販売の成功のために、薬物を偽装する方法において悪知恵を絞り、奇妙極まりないが、各種の生活用品、食品、電気器具、書籍、工芸品、ひいては身の上の靴・帽子・服装などすら、いずれも薬物を偽装し隠匿するために利用される。人体を利用して薬物を隠匿することも新鮮なことではなく、薬物を腹中に留め置く時間をいささか長くさせるために、彼らは「縲子ライジ」（もっぱら身体を用いて薬物を隠し、税関を通過して薬物を運搬する者で薬物売人の呼称）に腸の蠕動を減らす薬を服用させる。薬物を携行する者が税関を通過するとき気持ちが緊張し、発見され易くなる状況に対し、薬物売人らは、駅に入るとき、または税関を通過する前に常に鎮静剤を服用し、そうすると外部から察知されにくい。少なからぬ薬物の売人は、貨物や物品の梱包を利用し、液体の中に溶け込ま

せ、動物の生きた体に隠して持ち込むなどの方法を利用する。多くの薬物の売人は、現代化した交通や通信の設備を持ち、彼らは素早く現代の科学技術を薬物の販売に運用する。彼らは、通常、事前に周到な計画を経て、厳密に分業し、スパイ活動に似た方法を採用し、マンツーマンの方法を用いて薬物を仕入れて運搬する。この他、薬物犯罪者は、また常に尾行を捲き、盗聴を防ぎ、潜入を防ぐなどの各種の措置を採って打撃を避け、捜査を捲く意識とやり口は日増しに成熟し、雲南巍山県の公安機関が検挙した薬物販売事件は、犯罪被疑者の住宅に対し捜査を行ったとき、まだ使用していない八つの新しい携帯電話を探し出したが、その用途は言うまでもない。

7. 武装した薬物販売の危害が重大である。わが国の雲南省域外の薬物原産地帯では、地元の地方勢力や薬物密売グループは、いずれも大量の銃器弾薬を持っている。いわゆる「銃弾同源」である。雲南域外から薬物が越境する事件では、武装して薬物を守る状況はかなり重大であり、これらの売人が取り調べに出会うと、暴力による抵抗を実行し、重大な結果をもたらす可能性が大にある。1983年以来、雲南の薬物取り締まりの最前線では、前後して43人の警官が犠牲となり、他に数百人が負傷した。

8. 涉外薬物犯罪事件の数が絶えず上昇する。域外の薬物販売グループはやっきになってわが国へ薬物を送り入れるとともに、国内の犯罪者と結託し合って、薬物を製造、販売、運搬、密輸する「丸ごと一式」を形成し、薬物犯罪の涉外事件は絶えず増大している。外国人と国内の薬物犯罪者が結託して薬物を販売運搬することによって、涉外薬物犯罪事件は上昇している。雲南全省の法院は、2005年全部で涉外薬物事犯95人に判決を下し、涉外事件の中では、ミャンマー国籍の者が主である。涉外事件がかなり多い雲南省徳宏中級法院の統計に基づくと、2002年乃至2005年、涉外事件と涉外者の年平均増加率は、それぞれ34.97%と28.34%であった。

III 薬物犯罪を取締する司法対策

薬物犯罪は複雑な社会現象であり、薬物犯罪を生みだす原因および条件もまた異常に複雑であり、如何なる問題の解決および最終的な措置が適切であるか否か、鍵は、問題の核心的所在を見つけたか否か、対症的投薬であるか否か、にある。法律、行政、経済、文化、教育および医療などの多様な手段を総合的に運用し、全社会的勢力を動員して組織し、薬物禁止闘争に参加することは、わが国が薬物犯罪を管理する基本的な考え方とやり方である。当面の情勢の下で、薬物禁止および薬物犯罪の懲罰の戦略を思考するには、薬物犯罪に隠されている内在的な特有の法則に基づき、現行の伝統的な薬物禁止の戦略を反省し、当面の国際的・国内的な薬物犯罪の状況および調和の取れた司法という要求に結びつけ、確実な入口を探さなくてはならない。薬物禁止の着眼点は、政府権力の届かない国外の薬物原産地を見て取らなければならないだけでなく、また、更に多くの精力を対応域内の薬物吸食消費市場に向け、「国外の薬物生産地と国内の薬物消費市場」の二つの源から薬物犯罪の問題を解決し、ならびに薬物禁止の戦略をあらためて思考して調整しなければならず、そうしてこそ、真に効果的に、根本から薬物問題を解決することができる。

中国雲南省の薬物禁止闘争の中では、省共産党委員会と省薬物禁止委員会、は、薬物の生産・流通・消費の三つの鍵となる環をしっかりとつかみ、栽培を禁じて源を除くこと、源を塞いで流れを断つこと、販売を禁じて薬物を絶つことという「三大戦場」のプロセスを全面的に推進し、問題の鍵をつかみ取っていると本当に言うことができる。薬物犯罪を管理する対策から見ると、主に、以下のいくつかの面が含まれる。

1 栽培を禁じて源を除き、薬物原産地の代替栽培を展開する

薬物の栽培という環から源を塞ぐことは、最も直接的かつ極めて効果的な

根源を断ちきる手段である。認識を統一し、薬物の原料となる植物を違法に栽培することを禁じ、栽培禁止問題に存在する多くの誤った認識を是正し、薬物の原料となる植物の勝手な栽培を取り除く範囲を拡張し、隠された禍を徹底的に根絶する。中国は、「ゴールデン・トライアングル」地域の薬物の被害が重大な国であり、また東南地域の大国であり、国際的・国内的な薬物禁止の情勢が必要するところと国際人道主義の立場に立って、政府の指導を強化し、薬物原産地の代替栽培を展開すること、資金提供・技術支援・市場開放などの方法を採用して、ゴールデン・トライアングル地域の農民が代替産業を発展させるのを援助しなければならない。国外の代替栽培は、人情のある薬物禁止の考え方であるだけでなく、また最も実際に近い薬物源を解決する根源を治す策であり、かつ、国外の代替栽培の発展は、一つ目は、わが国における国外のケシ栽培問題を効果的に解決し、根本から域外の薬物源を解決することができることである。二つ目は、代替栽培プロジェクトの発展を通じて、ミャンマー・ラオス北部でまとまったインフラを建設することは、現地人が経済を発展させる上で訓練を行い、ケシ栽培を放棄した後の生活のために新しい道を探し出すことである。三つ目は、国外で代替産業を発展させることは、わが国国内における一部製品の供給を補っており、また、わが国の国境地域の特徴ある経済と地方企業の発展をもたらすことができることである。

雲南省政府は、1992年からこの工作を開始し、代替企業の設立を激励し、援助資金を提供するなどの優遇政策をもって、国外にゴム・サトウキビ・タバコ・トウモロコシ・キャッサバなどのプランテーションのサンプル区を建設し、経済樹木の栽培をもってケシ栽培にとって代えた。特に、薬物禁止の国民運動の展開以来、わが国政府は、ゴールデン・トライアングル地域に対する薬物取締、栽培禁止を大いに強化し、国外の代替栽培を大いに展開し、地元における代替産業の形成を援助し、国外で栽培されるケシを明らかに減少させた。統計資料が明らかにするように、グローバルなアヘン生産量は6610トンに達し、歴史の最高記録を作り、アフガニスタンは最大の産出国と

なり、グローバルな総量の92%を占めている。別に最新の調査統計に基づく、当面のミャンマー・ラオス北部地域におけるケシの栽培面積は、すでに比較的高い年度の138万ムーから2007年前半の27.9ムーへと減少し、この事実は、国外において代替栽培を展開する実行可能性と有効性を証明しており、かつ、薬物の源から薬物犯罪の問題を解決するのに有利である。

2 源を塞いで流れを断ち、薬物抑制活動を厳しく検査して改めて行う

わが国の薬物は、主に国外に由来し、雲南を重点とする根源を断ち切る工作に力を傾注し、外から流入する薬物販売の犯罪活動に厳しく打撃を与えることは、薬物の流入と蔓延を源から抑え込むのに有利である。根本から、源から薬物問題を解決することに努めるために、「大事件を解決する、グループに打撃を与える、元締めを捕まえる、ネットワークを破壊する、資産を追及する」ことを主軸とする独自の行動を展開する。「ゴールデン・トライアングル」の薬物をしっかりと国外で防ぎ、雲南省内で押収し、長期にわたり国外に巣くってわが国に向け薬物を販売する元締め、重要な売人および重大事案に関係し逃走している犯罪被疑者に重点的に打撃を与え、国際司法協力を通して、多くの重要な売人を共同で指名手配し、多くの国境を跨ぐ薬物販売事件を連合で捜査して解決し、多くの薬物加工工場やアジトを掃討する。我々は、韓国・日本・フィリピンなどの関係国との薬物取り締まりの行政協力をいっそう強化し、国を跨ぐ薬物販売集団とネットワークの撃滅に力を入れるとともに、薬物犯罪人の薬物資金と薬物の販売収益に対する調査、追加没収を強化し、薬物犯罪に関係するマネーロンダリング罪に対して打撃を与える度合いを大きくする。

国内の薬物製造のアジトを断固として取り除き、撃滅する。第一は、国家は、薬物製造原料の取引と薬物製造設備に関する管理制度をいっそう完備することであり、薬物製造の原料と関連設備の生産および販売の環を厳格にコントロールしなければならない。第二は、公安部門は、環境保護・工商・衛

生・消防の部門と主導的に協同・協力し、異常な電力使用・水道使用の家および異常な汚染が現われた生産単位に対して調査・測定を行い、それによって随時に薬物製造アジトを発見しなければならないことである。報奨通報制度を樹立し、大衆の監督的役割を発揮させ、辺鄙な地域の薬物製造犯罪のアジトに効果的に打撃を与えなければならない。第三は、外来の投資に対する管理と監督規制を強化することである。当面わが国の国内における薬物製造犯罪の資金源から見ると、薬物製造資金の相当部分は国外からであり、従って、外資を導入するときは、関連部門は真剣に審査し、調査し、入口を厳しく見張り、尺度を掌握しなければならない。検証による管理をいっそう強化し、これによって我々が導入したそれぞれの資金がいずれも合法的経営の中で用いられることを確保しなければならない。第四は、国家科学技術者に対する管理を強化することである。薬物の加工製造が必要とする科学技術の含まれる量はかなり高く、わが国における当面の覚醒剤製造の現状から見ると、多数の薬物製造者は、科学技術者を引き入れることによって彼らの薬物製造の目的を達しようとし、従って、いくつかの特殊な科学技術の領域に対し、適度の制限措置を採らなければならない。とりわけ、覚醒剤の製造に用いられるかもしれない技術・設備・方法に対しては、確実に実行できる監督管理制度を制定し、この類の技術が薬物製造に用いられることを厳重に防がなければならない。

3 販売を禁じて薬物を絶ち、人情のある薬物依存離脱モデルを探索するとともに広める

薬物が製造されることによる危害に対して科学的認識を欠き、また薬物依存離脱の成功率を一面的に追求する観念の影響を受けることにより、依存離脱率は、一度は各地の薬物依存離脱部門が積極的に追求する重要な業務の指標となった。実際には、医学の研究が物語るように、ヘロインを吸食して中毒になった者は、医学的理論から言うと、すでに生理的な病変を形成しており、かつ、この病変は逆転できないものである。我々はかつて、全国で状況

が最もよく、規模が最大であり、施設が最も整った昆明市公安局解毒所に対して調査を行ったことがあり、薬物依存離脱者の再吸食率は数年来95%以上であり、当該所の薬物依存離脱者は多くが何回も離脱したり吸食したりし、再吸食の回数が最高は18回に達したことを明示する記録があり、また、20年近くの薬物依存離脱指導を受けて未だなお離脱していない例もある。よって、薬物禁止の全般に有利であることから出発し、薬物依存離脱の成功率に対しては、理性的認識をもたなければならず、薬物依存離脱の成功か否かに対しては、新たな理念を樹立しなければならない。

一つは、自発的薬物依存離脱である。雲南省瀾滄県辺遠山区に100戸余りの人家がある少数民族のある集落では、6年前40人余りが薬物を吸食して中毒になっており、彼らは村中を横行し、覇を称える一方、飛車党を組んで往来する車両を乗っ取り、村全体の家々のわずかに値打ちのある物をきれいさっぱりと盗み、得た財物は全部薬物の吸食に使った。しかし、5年前に集団で自発的に薬物依存を離脱して以来、全吸食者は、相互監督の下に置かれることを自発的に願い、村を離れず、家庭を離れず、生産を離れないという「三つの離れず」の村民規約および一つのまとまった制度を遵守した。5年を経て、全員の薬物依存離脱の成功を実現させた。もし我々が自分の目で見るのであれば、このような満面の笑みを想像することは難しく、自信に満ちた若い店員および中年男性らは、結局いずれも数年または十数年の薬物吸食の経歴を持っていた。町においては、十分な状況のある地方政府は資金を準備して自願解毒所を開設し、より多くの自発的に薬物依存を離脱する者のために、解毒できる環境を提供すべきである。彼らに薬物吸食者に対して差別のないように感じさせ、薬物解毒の効果を拡大する。解毒後に依然として再度吸食するかもしれないが、その薬物解毒の願望と自願解毒所の存在は、最大限に薬物吸食の機会と回数を減らして、薬物犯罪の総量を相応に減少させることができる。ここ数年来、雲南公安機関の90%の解毒所がリハビリの労働生産を展開し、勐腊モデル・開遠モデルなどのいくつかの代表性を備える解毒の方法が創設され、その核心的内容は、強制的な解毒期間が満了した

後に自発的に所に留まり、または出所後にまた自発的に戻った薬物依存離脱者を受け入れ、解毒所において彼らのために独立したコミュニティーを開拓し、労働する持ち場を提供し、彼らに差別のない環境の中で自らの力で生きる生産的生活をさせ、一家を成す者もいること、である。我々は、雲南の開遠市解毒所が創設した「雨露コミュニティー」に入るとともに、昆明市解毒所の中で自発的に所に留まった薬物依存離脱者と話し合い、当面の社会には薬物吸食者に対する差別的な心理が広く存在している現実の状況の下では、これは、社会の薬物吸食者を減少させるのに有利な優れた方法と見なされ、人情のある特徴も備えていれば、またわが国が調和のとれた社会を構築するという現実の要求にも合致していると更に確信した。

もう一つは、薬物の代替である。条件のある場合は薬物の代替を展開し、伝統的薬物に対する需要を減らすことも薬物依存離脱の補助的方法の一つである。市場経済が行われるメカニズムの中で、価格のメカニズムも消費を調節している。価格の変動は、消費者が価格の高い商品を放棄し、または代替品を使用することに影響を及ぼすことになる。薬物の「消費市場」においても、同様にこの影響がある。薬物吸食者は、ヘロインなどその他の薬物の価格が高すぎるが、依存性から抜け出すことができないときは、価格の低いその他の薬物を選択し、または代替品を使用して薬物中毒の発作時の対人的な苦しみを逃れることになる。筆者は最近、雲南省紅河州で調査研究して以下のことを発見した。薬物禁止の国民運動の深まりに伴い、国内のブラックマーケットにおけるヘロインが品切れとなり、価格のテコの作用の下で、小口ヘロインの価格が跳ね上がり、これまでにヘロインを吸食した一部の者は、転じて、ブラックマーケットで「セット品」と称される代替品を選んでいる。この物は人に薬物吸食後の快感をもたらすことはできないが、薬物中毒を取り除くために、薬物吸食者はなお注射に用いている。問題は、その代替薬物の人体に対する傷害がヘロインより更に甚だしいことにあり、これら薬物吸食者のかなりの部分が自身に強い薬物依存離脱意志をもっていることを考慮すると、もし政府が組織的に、薬物を吸食して中毒になり、かつ、自発的に

薬物から離脱する者に対して代替薬品による治療を行うなら、薬物中毒者に比較的容易に薬品の援助の下で薬物から離れさせ、薬物に対する吸食者の需要を減少させ、薬物消費市場の需要量を効果的にコントロールし、そうして実際に薬物のブラックマーケットの取引量を減少させることができる。かつ、現実の中ではすでにメサドンをもって薬物に代替して成功した実例がある。雲南省個旧市は第一回の142人の薬物吸食者に対して、メサドンを薬物に代替する試験を行ったことからはっきりしたように、メサドンは、薬物中毒の発作を抑える時間が長いこと、注射が各種伝染病とりわけエイズを感染する確率を減らすこと、服用が簡単で消費コストが低いことなどの特徴によって、薬物吸食者がメサドンを用いてヘロインなどの薬物に代替させた後、広く影響は良好である。

4 薬物犯罪の処罰における刑事裁判の機能的役割を的確に位置づける

刑事の法律手段を運用して刑事犯罪と闘うという一般的な法則は、次のように表れる。すなわち、ある時期に、ある種の犯罪が社会において突出して現われると、摘発される同類事件が増大すること、捕まえられる犯罪被疑者、告発される被告人、司法の審判と刑事処罰を受け入れる被告人が相応して増大すること、である。これに伴い、社会における同類の犯罪は相対的に減少し、社会の治安状況は相応に改善されることになる。これは、刑罰が犯罪を処罰し、犯罪を抑制するという機能的役割の表われであるが、薬物犯罪の中へはこのようには反映しない。薬物は需要があれば補填するという現象の存在により、薬物犯罪行為に対する処分は決して犯罪を直接減少させることができず、この需要があれば補填するという現象は、「何故、政法各部門が薬物犯罪に対し絶えず捜査・禁止・打撃の力の入れ具合を大きくしているのに、依然として絶えず薬物犯罪事件が発生するとともに摘発され、薬物吸食者は薬物資金を集めることができさえすれば、薬物を買うことができるのか」という疑問に対して最も優れた解釈を行っている。同時にまた、かなりの人の

頭の中に存在する「何故、薬物事件に打撃を与える力の入れ具合がこのように大きいのに、薬物犯罪は反対にますます多くなり、薬物事犯は何故完全に捕まえることができず、完全に処罰することができず、完全に抹殺することができないのか」という疑問をすっきりと解釈している。しかし、この現象は、薬物犯罪を処罰する中での刑罰の機能的役割を決して否認することはできない。刑事司法活動は薬物犯罪者に対して刑罰を適用し、社会における薬物犯罪の総発生数を直接減らすことはできないが、薬物事件に対する処理を通じて、薬物流通の速度を直接緩めることができ、薬物事犯に対する刑の適用を通じて、犯罪の周りにいる人々を震撼させており、彼らに犯罪に向かう足取りを緩めさせ、または犯罪をきっぱりと放棄させる。社会的効果の上へ反映して、薬物流通の需要があれば補填するという効果は緩くなる。ここから、犯罪を発見して法により処罰することを主要な価値目標とする刑事司法活動は、疑いもなく薬物犯罪の蔓延に対して効果的な抑制的作用を果たしているのを見て取ることができる。

人民法院が薬物事件の司法裁判実務の中で、薬物犯罪に固有の法則を立ち入って研究し、司法裁判の機能的役割を発揮させ、法により薬物犯罪事件を審理し、薬物事犯を処罰することは、薬物禁止の闘いの重要な環であり、刑事司法活動の重要な構成部分であり、薬物禁止の国民運動の中での刑事司法裁判の役割は疑うまでもない。しかし、もし人民法院の刑事裁判活動を孤立させて分析し取り扱うなら、一面的認識が生じることになるのは免れ難い。現実の中で実際と切り結ぶことなく刑罰手段を強調し、ひいてはこれに依存して薬物犯罪を直接減少させ、またはコントロールすることは、人民法院による刑事裁判の機能的役割をあまりに過大視しているが、薬物禁止の国民運動の中における人民法院の地位と役割を、取るに足りずまたはあってもなくてもよいものと見ることは、薬物禁止闘争を推し進める上での刑事司法裁判の積極的役割を希薄化させ軽視することである。この二種類の傾向は、一部の人の思想認識の中に多かれ少なかれ存在していると言わなければならない。薬物犯罪事件の刑事裁判工作の中で、上述した認識傾向を克服し、情勢をは

っきり認識し、考える道筋をはっきり整理することは極めて重要である。雲南の状況について言うと、2005年以降、多年にわたり薬物犯罪が持続して上昇してきた勢いに転換が現われ、検挙した事件数と没収した薬物の数量は連続して減少し、これに応じて、法院の受理した薬物事件もはっきりと下降した。薬物犯罪の形勢のこの重大な変化に直面して、人民法院は、薬物禁止という目標は実現し難いという悲観的認識を引き続き克服しなければならず、また即決論がもたらす盲目的な楽観も防がなければならない。法院の薬物犯罪事件の裁判を薬物禁止の総体的枠組みの中に置いて思考し、薬物事件に対する審理と薬物犯罪という複雑な社会現象を結合させて研究し、そうしてはじめて人民法院による司法処罰の機能的役割を更にうまく発揮させ、刑罰の手段を効果的に運用し、法により薬物犯罪を処罰することができる。

5 国際薬物禁止条約を厳格に執行し、薬物禁止の国際協力を大いに展開する

薬物犯罪の国際化は、一国の薬物禁止の闘いは国際社会の薬物禁止の闘いと融合させなくてはならず、そうしてこそ成功を勝ち取ることができることを物語っている。薬物禁止の国際協力を強化することは、世界的範囲における薬物禁止の闘いを推進し、中国の薬物問題を根本から解決する上で、大変必要である。薬物犯罪を取締るには、薬物禁止の国際協力への力の入れ具合をいっそう強め、周辺国との薬物禁止協力を推し進めて深く発展させ、国外の薬物源の中国に対する危害を減らして取り除かなくてはならない。

1. 国際薬物禁止条約を厳格に執行する。わが国は「1961年麻酔薬に関する単一条約」と「1971年向精神薬に関する条約」の署名国であり、同時にまた、1988年に国連が採択した「麻酔薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」の締約国であり、国連薬物禁止国際条約に参加する国として、我々は、その他の国と協力して薬物禁止を実行する義務がある。薬物禁止の国際協力の中で、我々は「国連憲章」と国際法の基本原則を全

面的に遵守し、法定義務をしっかりと履行し、国際間における薬物禁止の協力を真に結実させなければならない。しかし、我々は、条約の条項を実施することを口実に覇権主義と強権政治を推し進めることに断固として反対し、これは、我々が国際薬物禁止条約を厳格に執行する際に持つ断固たる立場である。

2. 薬物禁止の国際協力を大いに展開する。局地的地域の若干の国の間で相対的に固定し、恒常的で密接な薬物禁止の国際協力を樹立する。「ゴールデン・トライアングル」、「ゴールデン・ニュームーン」などの薬物原産地は、わが国の薬物犯罪に対して影響が大きく、特に「ゴールデン・トライアングル」地域は、わが国の薬物犯罪に影響を及ぼす最大の隠れた災禍になっている。よって、東南アジアの「『ゴールデン・トライアングル』地域における薬物禁止の国際協力」に積極的に参加することは、わが国にとって重要な意義をもつ。20世紀90年代以降、わが国は区域における薬物禁止協力への力の入れ具合を増している。例えば、1992年6月、中国、ミャンマーおよび国連薬物取締機関は、ミャンマーのヤンゴンで、「中国・ミャンマー・国連薬物取締機関三者麻薬取締協力プロジェクト」に署名し、1993年10月、中国、ミャンマー、タイ、ラオスおよび国連薬物取締機関は、「薬物取締了解覚書」に署名し、1995年5月、中国、ベトナム、ラオス、タイ、ミャンマー、カンボジアおよび国連薬物取締機関は、北京で第1回亜区域薬物禁止協力閣僚級会議を開催するとともに、「亜区域薬物禁止行動計画」に署名し、2001年8月、北京で中国、ラオス、ミャンマー、タイの4カ国薬物禁止協力閣僚会議を開催し、「北京宣言」を採択した。これらの協議、協定の署名を通して、彼我の間の協力への力の入れ具合は増し、薬物禁止の効果は引き上げられた。しかし、薬物犯罪に更に効果的に打撃を与えるためには、薬物禁止の協力の過程で、正式な二国間と多国間の協定の他に、幾つかのインフォーマルな協議と具体的な処置をもってこれを補わなければならない。例えば、日常業務に関する中では、協力を提供し、そして受け入れる仔細な面における規定を多く作ること、現れるかもしれ

ない障碍を克服するために、各国の首脳、外相および薬物禁止の首脳の間で、恒常的な接触を保たなければならないこと、各級の警官は定期的に連絡し合い、法律および幾つかの司法手続きの適用問題を更にうまく解決しなければならないこと、区域における薬物禁止の協力の効果を引き上げるために、薬物禁止の専門会議を恒常的に開催し、薬物禁止の情報に互いに伝達し合わなければならない、ひいては区域の薬物禁止協力の常設機関を設置し、そうして随時出現する緊迫する問題を適時に交流し、協議することさえできる。

以上、混じり合い、重なっている多くの観点は、自分一人の見方であり、妥当でないところは各位の批評と叱声を望む。

注

* 筆者

雲南省高级人民法院副院長，裁判委員会委員，雲南省薬物禁止委員会委員，二級高級法官。

4

薬物犯罪に対する取締りの現状と課題

小 山 巖

I 日本における薬物乱用の歴史とその取締り

1 日本における覚せい剤等乱用の歴史

日本で最も乱用されている薬物は、覚せい剤（メタンフェタミン）であり、第二次世界大戦後にその乱用が本格化し、今日に至っている。

(1) 第一次覚せい剤乱用期（1940年代後半～）

覚せい剤は、第二次世界大戦後の混乱した社会情勢の中で乱用が拡大した。この事態に対処するため、1951年に覚せい剤取締法が制定され、全面的な取締りが行われるようになった。しかし、組織的な密造・密売が暴力団等により続けられたため、乱用者は増加を続け、1954年には覚せい剤事犯の検挙人員は5万5,000人を超えた。その後、密造工場の摘発、末端乱用者の徹底的な取締り等が進められ、1950年代後半に入ると乱用は急速に沈静化した。

(2) ヘロイン乱用期（1950年代後半～）

1950年代後半以降、覚せい剤乱用が沈静化する中で、今度はヘロイン乱用の増加が目立つようになった。乱用の増加を受け、取締りの強化、罰則の引上げ等の対策が講じられ、1960年代中頃にはヘロイン乱用は沈静化に向かっ

た。

(3) 第二次覚せい剤乱用期 (1970年代～)

一旦は沈静化した覚せい剤事犯は1970年代に入り検挙人員が増加に転じた。その背景には、暴力団員等がヘロインに代わる新たな資金源として、覚せい剤の密輸と密売を始めたことがある。第二次覚せい剤乱用期では、青少年による覚せい剤乱用と覚せい剤中毒者による凶悪犯罪が問題となり、検挙人員も1984年には2万4,000人を超えた。その後、検挙人員は減少に転じたが、乱用の完全な沈静化には至らなかった。

(4) 第三次覚せい剤乱用期 (1990年代後半～)

1990年代前半においては覚せい剤の年間検挙人員は1万5000人前後で推移したが、1990年代後半に入ると増加に転じ、1997年には2万人近くに達した。第三次覚せい剤乱用期では、中高生を始めとする未成年者による乱用が目立ち、全検挙人員に占める初犯者の割合が増加するなど、覚せい剤乱用の裾野拡大がみられた。

その背景には、暴力団に加え、新たにイラン人が街頭で相手を選ばず無差別に密売を行うなどし、覚せい剤を容易に入手できるようになったことがあげられる。また、この頃、日本に覚せい剤が大量に流入し、1999年には、年間では史上最高の2トン近い覚せい剤が押収されている。

2 薬物取締りに関する法律 (薬物五法)

日本には、薬物の不正流通や乱用の防止を図るための法律として、「麻薬及び向精神薬取締法」、「覚せい剤取締法」、「大麻取締法」、「あへん法」及び「麻薬特例法」があり、薬物五法と呼ばれている。それぞれの法律では、規制対象とする薬物の密輸、密売、所持、使用等に関する罰則を定めている¹⁾。

(1) 麻薬及び向精神薬取締法

ア 制定経緯

1948年に制定された麻薬取締法（旧法）は、終戦直後から複数の省令等により行われていた薬物規制を集大成した法律であったが、1953年に麻薬取扱者への規制の見直し等を行い、新たな麻薬取締法が制定された。1990年には「向精神薬に関する条約」批准のため、睡眠薬、精神安定剤等の向精神薬も規制対象に加え、名称も現在の「麻薬及び向精神薬取締法」に改められている。

イ 法の概要

同法では、規制対象となる麻薬・向精神薬を列挙した上で、その用途を医療及び学術用途に限定し、免許を有しない者による取扱いを原則として禁止している。

違反行為に対する罰則については、麻薬の場合、①ヘロインか、その他の麻薬か、②犯罪行為が密輸や密造（栽培）か、あるいは密売、所持、施用等か、③営利目的かどうかにより、法定刑に差を付けている。罰則が最も重いのは、ヘロインの密輸・密造を営利目的で行った場合であり、無期又は3年以上の懲役が科され、更に情状により1,000万円以下の罰金が併科される。

同法は、麻薬及び向精神薬全般を規制する法律であるが、覚せい剤、大麻及びあへんについては、以下のとおり個別の法律を制定して規制する形をとっている。

(2) 覚せい剤取締法

第二次世界大戦後の覚せい剤乱用に対し、当初は薬事法で覚せい剤を劇薬に指定し、販売等に対する規制が行われた。しかし、これだけでは、乱用防止の効果が上がらなかったため、1951年に覚せい剤取締法が新たに制定された。

同法により、覚せい剤の用途は医療用及び学術研究に限定され、覚せい剤の密輸、密造、密売、所持、使用等に関する罰則が設けられた。その後の法

改正により、1955年にはエフェドリン等の覚せい剤原料を規制の対象としたほか²⁾、順次罰則が強化され、最も重い営利目的による覚せい剤の密輸・密造では、無期又は3年以上の懲役が科され、更に情状により1,000万円以下の罰金が併科される。

(3) 大麻取締法

1948年に制定された大麻取締法では、大麻の用途を学術研究及び繊維・種子の採取に限定し、その取扱いを免許制としている。また、同法は、大麻の栽培、密輸、密売、所持等に関する罰則を定めており、最も重い営利目的による大麻の栽培・密輸では、10年以下の懲役が科され、更に情状により300万円以下の罰金が併科される。

日本では、衣料原料等として大麻草の栽培が行われてきたという歴史的経緯があり、栽培農家に対する規制を適切に行うため、医療関係者等を規制する麻薬取締法（当時）とは別に大麻取締法が制定されている。

(4) あへん法

1954年に制定されたあへん法では、あへんの用途を医療及び学術研究に限定した上で、その輸出入、買取及び売渡の権能を国に専属させている。また、同法は、けし栽培、あへん・けしがらの密輸、密売、所持、吸食等に関する罰則を定めており、最も重い営利目的によるけしの栽培やあへん・けしがらの密輸の場合、1年以上20年以下の懲役となり、更に情状により500万円以下の罰金が併科される。

あへんについては、国際条約上の義務として輸出入等の権能を国に専属させるなど、他の薬物と異なる規制を行う必要が生じたため、麻薬取締法（当時）からあへん関連の規制を分離し、あへん法が制定された。

(5) 麻薬特例法

ア 制定経緯

麻薬特例法（正式名称は「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」）は、麻薬新条約（正式名称は「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」）を批准するため1991年に制定された。

麻薬特例法制定の契機となった麻薬新条約は、薬物犯罪の経済的側面に焦点を当て、そこから生じる不正収益の剥奪とともに、薬物犯罪取締りにおける国際協力を推進する観点から締結されたものである。

イ 法の概要

麻薬特例法では、①マネー・ロンダリング行為その他不正収益の処分に対する処罰規定の新設、②銀行預金等の無形財産の没収、③没収・追徴を確実にするための対象財産の保全手続、④業として行う密輸・密売等の厳罰化³⁾など、それまでの日本の刑事法では採用されていなかった制度を多数採用した。

このほか、国際的なコントロールド・デリバリー⁴⁾を実施するための税関・入管手続の特例に関する規定が整備され、マネー・ロンダリング対策として、金融機関を対象とする疑わしい取引の届出義務等が規定された⁵⁾。

3 政府としての取組み（薬物乱用防止五か年戦略）

薬物乱用は、社会の安全、治安の根幹にかかわる重大な問題であり、第三次覚せい剤乱用期の到来を受け、日本政府は1998年に「薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。

その後も、2003年に「薬物乱用防止新五か年戦略」、2008年には「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を順次策定し、薬物乱用対策推進会議（議長：内閣府特命担当大臣）の下で、関係省庁が連携して薬物乱用防止に取り組んでいる⁶⁾。

現行の「第三次薬物乱用防止五か年戦略」では、以下に述べる4つの目標

を設定しているが、今後とも関係省庁が緊密に連携し、これらの取組みを加速させていく必要がある⁷⁾。

(1) 「青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上」(目標1)

学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化を図り、地域ボランティア等との連携による薬物乱用を許さない社会環境づくりを進める。また、広報啓発活動の強化により、薬物乱用防止等について国民の理解を深める。

(2) 「薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進」(目標2)

薬物依存・中毒者に対しては、医療体制を充実させ、社会復帰の支援を強化するとともに、その家族を対象とした相談窓口・体制、支援等も充実させる。また、民間団体等とも連携して薬物再乱用防止対策を推進する。

(3) 「薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底」(目標3)

薬物の供給源である薬物密売組織の壊滅に向け、実態解明を推進し、組織中枢の取締り、犯罪収益の剥奪等を行うとともに、薬物の需要削減のため、末端乱用者の取締りを徹底する。また、警察等の取締関係機関による情報交換、共同摘発等を推進する。

(4) 「薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進」(目標4)

密輸関連情報の収集等を強化し、警察等の取締関係機関の連携により、海空港等の水際で薬物密輸を阻止する。また、日本に密輸される薬物の主要仕出(中継)国等とは、国際会議等の場で知見の共有を図るほか、技術支援等を通じた連携・協力を進める。

II 薬物犯罪に対する警察の取締り

1 薬物事犯の検挙状況

2009年中における全薬物事犯の検挙人員は、1万4,947人（前年比+659人、+4.6%）である。薬物事犯別では、覚せい剤事犯が全体の8割近く（78.0%）、次いで大麻事犯が全体の約2割（19.5%）を占めている。なお、MDMA等の合成麻薬、コカイン、あへん、ヘロインその他薬物については、それぞれ百人超から十数人程度の検挙人員であり、覚せい剤や大麻と比べ、全薬物事犯に占める割合はかなり小さい（表1参照）。

以下、検挙者の大多数を占める覚せい剤事犯及び大麻事犯の検挙状況につき、その特徴を説明する。

(1) 覚せい剤事犯

2009年中における覚せい剤事犯の検挙人員は1万1,655人（前年比+630人、+5.7%）である。日本では、覚せい剤の供給元である密輸・密売犯の取締りと併せ、需要削減の観点から末端乱用者に対する取締りも徹底しており、使用事犯（6,639人）が覚せい剤事犯の検挙人員の6割近く（57.0%）を占めている。

年齢層別の検挙人員をみると、30歳代が最も多く、次に40歳代が多い（表2参照）。また、他の薬物と比べ、検挙人員（1万1,655人）に占める再犯者の割合が高い（58.0%）。

表1 薬物事犯別の検挙人員（2009年）

	覚せい剤	大 麻	コカイン	MDMA等	あへん	ヘロイン	その他	合 計
検挙人員	11,655	2,920	116	107	28	15	106	14,947
(%)	(78.0%)	(19.5%)	(0.8%)	(0.7%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.7%)	(100%)

(2) 大麻事犯

2009年中における大麻事犯の検挙人員は2,920人（前年比+162人，+5.9%）と前年に引き続き過去最高を記録した。中でも，大麻栽培事犯の増加が目立っており，同じく過去最高を記録した（2009年は243人検挙）。

年齢層別の検挙人員をみると，20歳代が全体の半数以上を占めている（表3参照）。

また，検挙人員（2,920人）に占める初犯者の割合も高い（84.8%）。

2 密輸入事件

2009年中における薬物密輸入事件の検挙件数は260件と前年より約3割増加した（前年比+61件，+30.7%）。薬物事犯別では，覚せい剤密輸入が164件（63.1%）と最も多く，次いで大麻密輸入が45件（17.3%）となっている（表4参照）。

2009年は，前年と比べ，覚せい剤の密輸入が2倍以上に増加（+87件，+113.0%）したが，大麻の密輸入は半数近くまで減少（-35件，-43.8%）して

表2 覚せい剤事犯の年齢層別検挙人員（2009年）

	～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
検挙人員	257	2,380	4,308	3,080	1,630	11,655
(%)	(2.2%)	(20.4%)	(37.0%)	(26.4%)	(14.0%)	(100%)

表3 大麻事犯の年齢層別検挙人員（2009年）

	～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
検挙人員	211	1,580	805	237	87	2,920
(%)	(7.2%)	(54.1%)	(27.6%)	(8.1%)	(3.0%)	(100%)

表4 薬物事犯別の密輸入検挙件数（2009年）

	覚せい剤	大 麻	MDMA等	コカイン	あへん	ヘロイン	その他	合 計
検挙件数	164	45	14	9	4	4	20	260
(%)	(63.1%)	(17.3%)	(5.4%)	(3.5%)	(1.5%)	(1.5%)	(7.7%)	(100%)

いる。

以下、検挙件数の6割以上を占める覚せい剤密輸入事件につき、その特徴を説明する。

(1) 覚せい剤密輸入の手口

2009年中における覚せい剤密輸入事件164件のうち、航空機を利用した「運び屋」による携帯密輸入は127件と全体の8割近く(77.4%)を占めており、航空機による携帯密輸入の急増が密輸入全体の件数増の要因となっている⁸⁾。

船舶利用による密輸入(2009年は4件検挙)についても、2008年から2009年にかけて大規模な密輸入事件が相次いで摘発されており、引き続き警戒を要する。

(2) 覚せい剤仕出国の拡大

2009年中における日本への覚せい剤密輸入事件につき、覚せい剤を密輸出した仕出国をみると、中国からの密輸が最も多いが、マレーシア、タイ、フィリピンといった東南アジア諸国のほか、南アフリカ、メキシコ、イラン等からの密輸もみられた⁹⁾。

このように、日本への覚せい剤仕出国は、従来から主流であったアジア地域の国に加えて、最近では、ラテンアメリカ、アフリカ、中東等、世界各地に拡大している状況がある。

3 薬物犯罪組織

日本では、代表的な組織犯罪集団である暴力団のほか、来日外国人ではイラン人が国内における薬物密売等に深く関与している。

(1) 暴力団(やくざ)

暴力団は、組織の威力を背景とした資金獲得活動を行い、様々な違法行為

を敢行している。また、銃器発砲事件を引き起こすなど、治安上の重大な脅威となっている。

暴力団は、民事介入暴力、事業活動への進出等、社会経済情勢の変化に応じ資金獲得活動を多様化させてきたが、薬物犯罪は、恐喝、賭博等とともに暴力団の伝統的かつ主要な資金源獲得活動の一つである。

2009年中における全薬物事犯の検挙人員1万4,947人中、暴力団構成員等は7,170人と、全体の半数近く(48.0%)を占めている。このうち、覚せい剤事犯による暴力団構成員等の検挙人員は6,201人であり、2009年中に検挙された暴力団構成員等(2万6,503人)のうち、約4人に1人が覚せい剤事犯で検挙されたことになる¹⁰⁾。

(2) イラン人(来日外国人)

イラン人については、覚せい剤を中心に様々な薬物の密売を組織的に敢行しており、首都圏等の特定地域での薬物密売においては、暴力団に次ぐ主要な存在となっている¹¹⁾。

2009年中に薬物事犯で検挙されたイラン人は93人であった。覚せい剤事犯に限ると、イラン人の検挙人員は85人、このうち、密売等による営利犯としての検挙人員は67人であり、いずれの検挙人員も国籍別でみると来日外国人の中では最も多い。

4 今後の取組み

警察では、薬物の供給・需要両面からの対策により薬物犯罪の抑止を図るため、引き続き、次のような取組みを推進していくこととしている。

(1) 供給の遮断

日本で乱用されている薬物の大半が海外から流入しており、税関、海上保安庁等の関係取締機関との連携を強化し、海空港等の水際における薬物密輸入阻止を図っていく。

また、薬物犯罪組織に対しては、コントロールド・デリバリー、通信傍受等の効果的な捜査手法を活用した捜査を推進する。さらに、資金面での打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う薬物の密輸・密売等やマネー・ロンダリング行為の検挙、薬物犯罪収益の没収・追徴等の対策を推進する。

(2) 需要の根絶

薬物犯罪の取締りにおいては、薬物犯罪組織等とともに、薬物の末端乱用者の検挙も徹底し、薬物に対する需要の削減を進めていく必要がある。

また、薬物需要の根絶を図るためには、社会全体に薬物を拒絶する規範意識が堅持されていることが重要である。そのため、関係機関等と連携して、薬物乱用防止キャンペーン等の広報啓発活動を推進するほか、青少年に対する教育・予防啓発を充実させることにより、薬物乱用の未然防止を図っていく。

(3) 国際協力の推進

薬物の不正取引は、薬物犯罪組織により国境を越えて行われ、一国だけでは解決できない問題であり、外国の取締機関等との情報交換や捜査協力を積極的に推進していく必要がある。

また、警察庁が主催する「アジア・太平洋薬物取締会議」や、警察庁と国際協力機構（JICA）が共催する「薬物犯罪取締セミナー」等を通じて、薬物犯罪に関する情報、捜査技術の共有等を促進するとともに、国際的な捜査協力のネットワークを強化していく¹²⁾。

注

- 1) 薬物犯罪の中で最も重く処罰される違反態様は、各薬物とも営利目的の密輸や密造（栽培）である。各薬物の種類毎に刑罰の軽重をみると、覚せい剤とヘロインが最も重く（無期懲役・罰金1,000万円）、次いで、ヘロイン以外の麻薬とあへん（懲役20年・罰金500万円）、大麻（懲役10年・罰金300万円）、向精神薬（懲役7年・罰金200万円）

の順となっている（括弧内は営利目的の密輸・密造により科される懲役・罰金の最高刑である）。

- 2) 日本では、覚せい剤だけでなく、その原料であるエフェドリン等の密輸、密売、所持等に対しても重い罰則を科している。例えば、覚せい剤原料の営利目的密輸により科される懲役の最高刑は20年であり、ヘロイン以外の麻薬と同等の刑罰が科される。
- 3) 薬物犯罪組織に対しては、麻薬特例法の「業として行う薬物の密輸・密売等」を立件することにより、薬物の種類にかかわらず通常の密輸・密売等よりも重く処罰することができる（無期又は5年以上の懲役、更に情状により1,000万円以下の罰金を併科）。

また、一連の密輸・密売行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益の総体を没収・追徴の対象とすることができる。

- 4) コントロールド・デリバリーは、取締機関（税関等）が密輸薬物等を発見しても、その場で直ちに検挙・押収することなく（そのまま通関させ）、十分な監視の下にその運搬を継続させ、受取役等の関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法である。
- 5) マネー・ロンダリング罪や金融機関による疑わしい取引の届出制度については、組織犯罪処罰法（1999年制定）により、薬物犯罪以外の重大犯罪にも適用が拡大されている。なお、疑わしい取引の届出制度については、現在は犯罪収益移転防止法（2007年制定）に規定されている。
- 6) 薬物乱用対策における関係省庁は、内閣府、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省（税関）、文部科学省、厚生労働省（麻薬取締部）、経済産業省、国土交通省（海上保安庁）である（括弧内は取締関係機関である）。
- 7) 「第三次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく各種取組みの加速化を図るため、平成22年7月には、薬物乱用対策推進会議において「薬物乱用防止戦略加速化プラン」が策定されている。
- 8) 航空機による携帯密輸入においては、日本人あるいは多様な国籍の外国人の「運び屋」が、航空機の手荷物等に隠匿した数キロ程度の覚せい剤を日本に密輸入しようとし、空港で摘発されるというのが典型的なパターンである。
- 9) 2009年中における密輸入事件164件を仕出国別でみると、中国からの密輸が77件（うち大陸が54件、香港が12件、台湾が11件）と全体の半数近く（47.0%）を占め、次いで、マレーシアが15件（9.1%）、タイと南アフリカがそれぞれ9件（5.5%）、フィリピンとメキシコがそれぞれ8件（4.9%）、イランが6件（3.7%）などとなっている。
- 10) 「暴力団構成員等」には、暴力団構成員のほか、準構成員（構成員以外で暴力団との関係を有す者）を含む。2009年に暴力団構成員等は2万6,503人検挙されているが、検挙人員の多い罪種は、覚せい剤事犯（6,201人）、窃盗（3,136人）、傷害（3,123人）詐欺（2,072人）、恐喝（1,800人）である。
- 11) イラン人は、1980年代の日本が好景気の時に不法就労目的で来日し、景気が悪化した1990年代になると就労機会を失った一部の者が薬物密売を始めた。イラン人薬物密売組織は主に、東京を中心とする首都圏及びその周辺地域（東日本）、愛知県を中心し

た東海地域（中日本）において密売を敢行している。

- 12) 「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」は1995年からほぼ毎年開催しており、2010年2月の第15回会議には31カ国・2国際機関が参加した。また、「薬物犯罪取締セミナー」は、1963年から毎年開催しており、2009年秋のセミナーには14カ国の薬物取締機関の幹部を招へいしている。

5

新中国における薬物犯罪の刑事政策

何 栄功* 莫 洪憲**

内容提要：20世紀80年代以来，わが国が薬物犯罪に対して採ったものは，主に「厳格に打撃を与える」刑事政策であり，この政策は，わが国で日増しに厳しくなった薬物犯罪を処罰し，社会の安定を守る上で，積極的な役割を備えている。当面，寛嚴併用の基本的刑事政策の背景の下で，わが国は，薬物犯罪に対して「厳格に打撃を与える」ことを引き続き保持すると同時に，薬物犯罪に対する寛大な処罰を重視して強調したことは，薬物犯罪の死刑適用を制限して減少させる上で，重要な役割を果たしている。薬物犯罪は社会問題であり，薬物犯罪を根絶し減少させるには，戦術を調整し，刑事政策の内容を完備し豊富にすることが必要である。

キーワード：薬物犯罪，刑事政策，厳格な打撃，寛大な処罰

I 新中国における薬物犯罪の刑事立法

わが国における薬物犯罪の刑事立法は，薬物犯罪の発展趨勢と薬物禁止闘争の実際の必要に基づき絶え間なく発展し，完備された。周知のように，歴史上，中華民族はかつてアヘンの禍の苦しみを深く受け，新中国成立後，1950年から3年にわたる全国的範囲の薬物禁止運動を経て，薬物はわが国においてほぼ絶滅し，わが国は当時世界に二つとない「薬物のない国」と讃えられた¹⁾。しかし，改革開放とわが国の経済社会の発展に伴い，前世紀80年代から，薬物がわが国で死の灰の中で再燃し，日増しに重大な社会問題と

なった。1979年『中華人民共和国刑法』の公布以来、薬物犯罪に関するわが国の刑事立法は、大体、以下の4つの重要な時期を経ている。

1 創始の時期：1979年刑法

1979年7月1日、第5期全国人民代表大会第2回会議は、『中華人民共和国刑法』（以下、『79刑法』と略称する）を制定公布し、第171条は、次のように規定する。「アヘン、ヘロイン、モルヒネまたはその他の薬物を製造、販売、運搬したときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科することができる」、「前項の薬物を一貫してまたは大量に製造、販売、運搬したときは、5年以上の有期徒刑に処し、財産没収を併科することができる」。

この規定に基づく、薬物犯罪に対する『79刑法』の規定はかなり単純であることが分かる。すなわち、(1)罪名においては、薬物を製造、販売、運搬する3つの罪名があるにすぎない。(2)処罰においては、一般に5年以下の有期徒刑の判決を下すにすぎず、薬物を製造、販売、運搬する罪の常習犯または前項の薬物を大量に製造、販売、運搬するときも、有期徒刑を設けているにすぎない。『79刑法』がこのような規定を行ったのは、わが国の当時における薬物犯罪の現実的状况によって決定されたからである。1979年に刑法を制定したとき、薬物犯罪はわが国において未だ重大問題となっておらず、当時わが国はなお「薬物のない国」と見なされ、すでに長年にわたり薬物を製造、販売、運搬する事件は見つかっていない。例え、時として個別の事件が発見されたとしても、薬物を製造、運搬するその数量はまた少なく、社会全体にとって重大な危害をなお構成せず²⁾、よって、当時の薬物犯罪は重刑を通じて規制する必要はなかった。

2 大いなる打撃の時期：20世紀80年代

20世紀80年代に進んで以降、わが国の改革開放と経済社会の発展に伴い、薬物はわが国で死の灰の中から再燃し、日増しに重大な社会問題となった。薬物犯罪に打撃を与え、社会的安定を守るために、この時期、薬物犯罪の新

たな情勢に基づき、わが国は次々と数部の重要な法律を制定公布し、わが国が重刑を用いて薬物犯罪に打撃を与える歴史を切り開いた。

1. 1982年3月8日、第5期全人代常務委員会第22回会議は、「経済的破壊が重大な犯罪者を厳罰に処すことに関する決定」を採択し、本「決定」第1条は、『79刑法』第171条に対し補充と修正を行って、「薬物を販売し、情状が特に重大なときは、10年以上の有期懲役、無期懲役または死刑に処し、財産没収を併科することができる」、「国家公務員が職務を利用して前項に掲げる犯罪行為をなし、情状が特に重大なときは、前項の規定に照らし重く処罰する」と規定した。「決定」は、薬物の販売をわが国で最も重大な犯罪類型の一つと見なし、初めて死刑の規定を設けた。
2. 1987年1月22日、第6期全人代常務委員会第19回会議は『中華人民共和国関税法』を採択し、本法第47条は、税関の監督管理を逃れ、国家が輸出入を禁止した薬物を運搬、携行、郵送することを密輸罪と規定し、初めて薬物密輸の行為を犯罪化した。この他、本法は、わが国において最初に法人組織体犯罪の規定を設け、法人組織体による薬物密輸を処罰するために法律的根拠を提供した。
3. 1988年1月21日、第6期全人代常務委員会第24回会議は、「密輸罪を処罰することに関する補充規定」を採択し、第1条は、「アヘンなどの薬物を密輸するとき……、7年以上の有期懲役に処すとともに、罰金または財産没収を併科し、情状が特に重大なときは、無期懲役または死刑に処すとともに、財産没収を併科し、情状が軽いときは、7年以下の有期懲役に処すとともに、罰金を併科する」と規定する。本「補充規定」は、薬物密輸罪の量刑基準を区分し、薬物密輸罪の規定を更に完備して明確にした。

3 完備の時期：20世紀90年代

前世紀80年代乃至90年代、日増しに重大になった薬物犯罪の活動は、わが国社会の一大公害となり、薬物犯罪活動に更に厳しく打撃を与えるために、

1990年12月28日、全人代常務委員会は、「薬物禁止に関する決定」を制定公布し、本「決定」は、わが国における最初の薬物犯罪に関する専門的立法である。「決定」は、薬物犯罪に対してかなり完備した規定を行った。すなわち、①薬物の概念を明確に定義した。「決定」第1条は、「本決定で言う薬物とは、アヘン、ヘロイン、モルヒネ、大麻、コカインならびに国家が管理統制を規定し、人に中毒を形成させ得るその他の麻酔薬および向精神薬を指す」と規定する。②薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪の量刑基準に対して具体的で明確な規定を行った³⁾。③未成年者を利用、教唆して薬物罪を犯した場合に対して、「決定」は、重く処罰すると規定する⁴⁾。薬物を何度も密輸、販売、運搬、製造し、未だ処理を経っていない場合に対して、「決定」は、薬物の数量は累計して計算すると規定する。

この他、「決定」は、薬物犯罪に対する刑法の規制範囲を大いに拡大し、刑事の法網を厳密にするために、薬物を違法に所持する罪を設けた（「決定」第3条）。また、薬物犯罪者の庇護、薬物と元手の隠匿、薬物製造原料の密輸、ケシ・大麻などの薬物の原料となる植物の違法栽培の行為を犯罪と規定し、厳格に処罰する（「決定」第4条、第5条、第6条）。他人に薬物を吸食し、注射するよう誘引、教唆、欺罔、強迫する行為、他人を収容して薬物を吸食させるとともに、薬物を販売する行為に対しても、犯罪と規定する（「決定」第7条、第9条）。等。

1997年10月1日、現行刑法が公布・施行され（以下「97刑法」と略称する）、『97刑法』は、「薬物禁止に関する決定」の規定を基本的に吸収し、同時にわが国の薬物禁止の中で現れた新しい問題に基づき、また幾つかの新たな規定を追加した。例えば、司法の実践の中で薬物類型が出現する新たな状況に基づいて、『97刑法』は、「覚醒剤」（メタンフェタミン）を薬物類型の一つとして明確に規定した。薬物犯罪に対し厳格に打撃を与えることを具現し、薬物犯罪の刑の適用における困難を避けるために、『97刑法』は、「薬物の数量は、調査して事実が証明された密輸、販売、運搬、製造、違法所持する薬物の数量をもって計算し、純度をもっては換算しない」ことを強調している。等。

4 調整の時期：2005年以来

1997年刑法が公布されて以来、現在に至るまで、わが国は全部で7つの刑法修正案と3部の単行刑法を公布したが、その中で、薬物犯罪の修正補充問題には未だまったく及んでいない。しかし、この時期、わが国の薬物犯罪の刑の適用、特に死刑の適用には重要な変化が生じ、これは主に刑事政策の調整を通じて実現された。

周知のように、新たな世紀の初めにあたり、政府は、社会主義の調和のとれた社会の構築という要求を提出し、調和のとれた社会を構築するという大背景の下で、2005年末から、政府は、寛厳併用という基本的刑事政策を徐々に提出するとともに、これを形成した。寛厳併用の刑事政策を貫徹し、わが国における死刑の適用をしっかりと制限し、減少させるために、2007年1月1日から、最高人民法院は、死刑事件の審査許可権を回収し、死刑の適用基準は厳格にコントロールされている。薬物犯罪（薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪）は、当面わが国の死刑適用の主要な罪名の一つであり⁴⁾、寛厳併用の基本的刑事政策を如何に貫徹し、死刑の適用を制限して減少させるかが、重要な問題となる。この時期、最高人民法院は、このために積極的に努力し、薬物犯罪の刑の適用問題に対して、全国の一部法院による座談会を数回開催し、「全国の法院による薬物犯罪事件の審理工作についての座談会紀要」⁵⁾を発行して、薬物犯罪の刑の適用に対して詳細な規定を行い、この時期わが国が寛厳併用の刑事政策を運用して薬物犯罪を処罰するという鮮明な特色を形成している。

II 当面のわが国における薬物犯罪刑事政策の特色

寛厳併用の刑事政策は、わが国の当面の基本的刑事政策であり、それまでの「懲罰と寛大を結合する」という基本的刑事政策と比べると、寛厳併用の刑事政策は、犯罪に対して軽く処罰する面を強調して重視する。しかし、寛

厳併用の刑事政策はまた、重大犯罪に対し法により厳しく打撃を与えるべきことを否認しない。この政策が提出された当初、羅干同志はかつて、「寛厳併用の刑事政策を貫徹するには、『厳格に打撃を与える』方針を堅持して揺るがず、重大刑事犯罪に対して法により厳格に打撃を与え、ある犯罪が突出したら、その犯罪に重点的に打撃を与え、着実および速やかにこの方針を全面的に体现しなくてはならない」と強調した。特殊な国情と薬物犯罪の緊迫した現状によって、薬物犯罪は、長期にわたりわが国で最も重大な犯罪類型の一つであると考えられたので、それに対して「厳格に打撃を与える」ことは、ずっとわが国の薬物犯罪刑事政策における基本的（主要）な面である。

1 わが国の当面の薬物犯罪刑事政策の中の「厳しさ」

1. 立法における具現。わが国の現行刑法の規定は、薬物に対して「厳格に打撃を与える」という基本的立場をはっきり具現しており、具体的には以下の主要な面に表れている。(1)現行『刑法』は、関連する薬物犯罪に対し独立した節を設けて規定し、全部で11の条文、12の具体的罪名となり、犯罪行為の類型は、薬物を密輸、販売、運搬、製造する行為を含むだけでなく、薬物を違法に所持するなどの犯罪行為も含む。(2)刑法は、薬物犯罪全体に対し相対的に厳格な刑を規定しており、特に薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪に対しては、死刑の条項を設けている。(3)薬物を密輸、販売、運搬、製造する場合に対しては、数量の多さに関わらず、刑法は、等しく刑事責任を追及しなければならないと規定する。他に、薬物を密輸、販売、運搬、製造、違法所持する数量計算について、刑法は、純度をもって換算しないことを強調する。(4)薬物罪を再度犯した犯罪者の経済能力を剥奪するために、刑法は、あらゆる薬物犯罪に対して罰金刑の併科を規定する。(5)薬物犯罪の処罰の度合いを引き上げるために、刑法は、薬物犯罪に対して特に再犯制度を設けている。など。
2. 司法における具現。法により薬物犯罪を厳格に処罰する立場は、立法の中に具現されているだけでなく、また刑事司法の実践の中に貫徹している。

2000年最高人民法院は、広西チワン族自治区の南寧市で、全国の法院による薬物犯罪事件の審理工作についての座談会を開催し、会議は、以下のことを強調している。「人民法院は、裁判機関として、薬物禁止の闘いの中で非常に重要な任務を担っており、必ずや中華民族の栄枯盛衰と国家の長期安定のレベルから、法により薬物犯罪に厳格に打撃を与える必要性和緊急性を深く認識しなければならない。……法により死刑の判決を下さなければならないときに対しては、断固として死刑の判決を下し、薬物犯罪者のすさまじい勢いに容赦なく打撃を与え、薬物犯罪に対しては厳格に打撃を与える威圧的態度を終始保ち、そうすることによって薬物犯罪が発展蔓延する勢いを効果的に抑え込まなくてはならない」と。2004年12月、最高人民法院の姜興長副院長は、全国の法院による刑事裁判実務についての座談会において、「『厳格に打撃を与える』方針を引き続き貫徹し、法により薬物犯罪に厳格に打撃を与える。薬物犯罪に対し『厳格に打撃を与える』威圧的態度を保つことは、薬物禁止実務の重要な方針である。」と指摘した。寛嚴併用の刑事政策が提出された後、2008年9月24日、最高人民法院の張軍副院長は、「全国の一部法院による薬物犯罪事件の審理工作についての座談会における講話」の中で、「当面の薬物犯罪の情勢に基づき、『厳格に打撃を与える』方針を引き続き堅持し、法により重大な薬物犯罪を厳しく処罰しなければならない」、「先ず、全体において、薬物犯罪に対し法により厳しく処罰するという指導思想を樹立しなければならない。次に、『厳格に打撃を与える』矛先を、危害が更に重大で、犯罪発生率が更に高い薬物犯罪、とりわけ薬物を密輸、販売、運搬、製造するあれらの犯罪者に向けなければならない、重く判決を下すべきときは、必ず重い判決を下さなければならない。その内、薬物犯罪の数量が大きく、主観的悪質性が深刻であり、人身の危険性が大きく、犯行が極めて重大な犯罪人に対し、死刑の判決を下すべきときは、断固として法により判決を下さなければならない。」と指摘する。

薬物犯罪に対し、法により厳格に打撃を与える刑事政策は、各級司法機関の薬物犯罪事件の具体的問題に対する認定に直接影響している。例えば、わが国の『刑法』第23条は、「未遂犯に対しては、既遂犯と比べ軽く処罰し、または軽減することができる」と規定するので、薬物を密輸、販売、運搬、製造する犯罪人は、例え犯行が極めて重大であるとしても、犯罪未遂の事由に属しさえすれば、一般に死刑（即時執行）の判決を下すことはできず、よって、薬物を密輸、販売、運搬、製造する罪の犯罪の既遂と未遂の基準を如何に定義するかは、大変重要な意義を備えている。しかし、長期にわたり、当該問題は、ずっとわが国の刑法理論と司法実践をめぐる難題であった。当面わが国の司法実践は、犯罪者にとって有利な解釈を採用したことは決してなく、張軍副院長は、前述の講話の中で、「薬物犯罪の既遂と未遂の認定では、法により犯罪を厳しく処罰するのに有利であることを原則としなければならない。具体的判定に際して、もし争いが生じ、的確に把握することができないときは、犯罪に厳しく打撃を与えるという要求に照らして、既遂と認定すべきである」と明確に指摘する⁶⁾。

2 わが国における当面の薬物犯罪刑事政策の中の「寛大さ」

寛厳併用の刑事政策が提出された後、特に最高人民法院が2007年1月1日から死刑の審査許可権を統一して行使して以来、各級の司法機関が法により重大な薬物犯罪を厳格に処罰する政策に如何なる変更もなかったが、寛厳併用の基本的刑事政策を貫徹して執行し、死刑の適用を制限して減少するために、この時期、わが国が刑事政策の執行の中で薬物犯罪を軽く処罰することを突出させたことは、薬物犯罪に対する死刑（即時執行）の適用の厳格な制限に集中的に表れている。

1. 薬物犯罪の死刑適用の根拠に関して。過去のある時期、わが国の司法実践では、薬物犯罪の量刑に対する薬物の数量の役割が不当に過大視され、一部の地方の人民法院は、犯罪者に対して死刑を適用するか否かを決定す

るときに、数量決定論を謳うことさえある。当面、この不当なやり方は基本的に是正され、最高人民法院は、繰り返し次のように強調する。すなわち、「薬物犯罪事件の死刑の裁量は重要な情状であるが、唯一の情状ではない。人民法院は、被告人に対して死刑を適用するか否かを決定するとき、薬物の数量、危害の結果、被告人の主観的悪質性、人身の危険性、犯罪のその他の情状および当地の薬物犯罪情勢などの諸要素を総合的に考慮し、区別して対処しなければならない」。

2. 薬物犯罪の死刑適用の基準に関して。当面のわが国刑事政策の基本的立場は、死刑は最も重大な薬物犯罪に適用するにすぎず、行為者が薬物を密輸、販売、運搬する罪を犯すとき、薬物の数量は刑法が定め、または司法の実践が実際に掌握する基準に達してはいるが、被告人が法定の寛大の情状を備え、またはそれを斟酌しさえすれば、死刑（即時執行）の判決を下さず、またはできる限り下さない。
3. 薬物を運搬する罪の死刑適用に関して。刑法の規定に基づくと、薬物を運搬する罪は、薬物を密輸、販売、製造する罪と並列して規定し、死刑がある。何年か前、わが国のある学者が次のように提起した。すなわち、単純な薬物運搬行為は、薬物犯罪の中間的環にすぎず、法律の性質から言うと、薬物運搬行為は、もともと薬物を密輸、販売、製造する罪の幫助的行為であり、よって、薬物運搬事件の刑の基準に対しては、薬物を密輸、販売、製造する罪と違いがあり、できるだけ軽く処罰し、死刑の適用を避けるなければならない、と⁷⁾。この観点は刑事立法により未だ採用されていないが、司法の実践によって広範に受け入れられ、『大連会議紀要』は、「当面、わが国の薬物を運搬する犯罪が重点的に打撃を与える者とは、他人を指図し、雇って薬物を運搬する犯罪者および物品を補給し、受け継ぐ薬物所有者、買い手または売り手を指す。指図を受け、雇用される貧民、辺境地域の住民、または無職の者は、小額の運び賃を手に入れるために、他人のために薬物を運搬するにすぎず、一般には死刑を適用しない。」と明確に強調している。薬物運搬罪は、薬物犯罪の中でずっと高い割合を占

め、例えば、わが国の薬物犯罪の重点区である雲南省は、多年にわたり、薬物を運搬する事件が薬物犯罪事件全体の80%以上を占める⁸⁾。薬物運搬罪の死刑の制限的適用は、わが国の司法実践の中で薬物犯罪の死刑適用を減らす上で重要な意義を備えている。

この他、『大連会議紀要』の精神と規定に基づくと、司法の実践の中では、被告人が薬物を密輸、販売、運搬、製造する数量が実際に掌握した死刑の数量基準に達するとしても、『紀要』の定める事由の一つに属しさえすれば⁹⁾、被告人に死刑の即時執行の判決を下さなくてもかまわず、薬物犯罪に対して寛大に処罰する立場を具現している。

Ⅲ 当面のわが国における薬物犯罪刑事政策が 完備する必要のある幾つかの問題

薬物犯罪に対し厳しく処罰を行うことは、わが国が前世紀80年代から形成した薬物犯罪に対する刑事政策であり、今日に至るまで、この政策は未だいささかも揺らいでいないが、前述したように、当面の寛厳併用の刑事政策と死刑を厳格に制限し、減少させるという大背景の下、この政策は一定の調整を行って、薬物犯罪の処罰の中の「寛大」の面を突出させている。実践が証明するように、この政策は、わが薬物犯罪の現実の状況と合致し、薬物犯罪を処罰し、わが国社会の調和のとれた安定を守る上で重要な役割を果たしていると言わなければならないが、筆者は、当面わが国における薬物犯罪の刑事政策を執行する中では、なおいっそう完備することが必要な少なからぬ問題があると考ええる。ここで、その中のいくつかの主要な問題を選び、以下のように論じよう。

1. マクロの面では、わが国が当面薬物犯罪を処罰する措置は、多くが薬物犯罪の刑事裁判の環に集中し、効果は反省するに値する。薬物犯罪は社会

問題であり、当面わが国において薬物犯罪は氾濫し、国外要因もあれば、国内の需要と管理の面の原因も少なくない。しかし、刑事政策の領域では、わが国のここ30年近い薬物犯罪を処罰する措置は、主に、如何にして人民法院の裁判活動を通して法により薬物犯罪に効果的に打撃を与えるかの問題に集中し、薬物犯罪の法則と存在している社会的原因を軽視している。我々は、刑事裁判活動が薬物犯罪を処罰する上で備えている積極的意義を否定しないが、ここ30年の薬物犯罪を処罰した歴史は、また以下のことを十分に物語っている。すなわち、薬物犯罪を根絶し減少するには、ただ刑事裁判実務に頼るだけではまだまだ十分ではなく、「最も良い社会政策こそ最も良い刑事政策であり」、我々は、薬物犯罪事件の裁判を薬物禁止活動の全体的枠組みの中に置いて考え、薬物犯罪の法則を積極的に探究し、薬物禁止の戦略を調整し、薬物を処罰した国外の経験を吸収し、薬物犯罪を処罰する刑事政策の内容を豊かにしなければならない。近年、わが国のある学者は、わが国のこれまでの薬物禁止政策を反省した後、薬物犯罪を処罰して減少させるには、薬物禁止の戦略を調整し、小口の薬物販売に対する処罰を重視する必要があること、薬物原料の栽培を禁止し、薬物原産地における代替的栽培を展開する必要があることなどを提出した¹⁰⁾。我々は、これらの意見は重視するに値すると考える。

2. わが国における薬物犯罪の客観的現実から見ると、新型薬物の刑法的規制に注意することが必要である。新型薬物は、アヘンやヘロインなどの伝統的薬物に対して言う概念であり、主に指しているのは、人工化学を経て合成される幻覚剤や興奮剤などの薬物である。近年、新型薬物はわが国で迅速に蔓延する勢いである。2006年『中国薬物禁止白書』は、わが国では、覚醒剤、ケタミン、MDMAなどの新型薬物を濫用する人数が絶えず増大し、伝統的薬物と新型薬物が交錯して濫用される局面がすでに形成されている。わが国の『刑法』第357条は、薬物の種類と特徴を規定しているにすぎず、薬物の範囲に対して明確な制限を行っていない。2006年8月、最高人民法院の刑事裁判第一法廷は、「若干の新型薬物事件の定罪量刑を審

理することに関する指導的意見」を公布したが、ケタミンなど10種類の新型薬物の定罪に対して数量基準を明確に規定したにすぎず、その他の新型薬物が罪となる基準は規定しなかった。では、刑法上、新型薬物とは何か。新型薬物はどうような特徴をもつのか。司法実践の中で新型薬物が罪となる基準を如何に把握すべきか。この他、新型薬物の種類が多すぎ、成分が複雑であり、司法実践の中で換算することができるか否か。如何に換算するのか。これらは、いずれも当面の司法実践が直面する新たな問題であり、これに対しては、刑法理論の研究を必要とするだけでなく、またできるだけ早急に規範化することも必要である。

3. ミクロの面では、少なからぬ具体的問題が完備を必要とする。例えば、科学的捜査手段の使用に関して、である。薬物犯罪事件の特徴は、捜査機関が薬物犯罪を解決する際、特殊な科学的捜査手段を使用することになる時があることを決定している。いくつかの科学的捜査手段、例えば秘密の傍聴監視は、当面わが国ではその合法性に疑問があり、速やかに解決することが必要である。この他、いくつかの科学的捜査手段は、その合法性に全く問題はないが、その使用手続きと取得した資料が如何にして証拠となり、わが国の法律は明確な規定を欠くことから、また司法実践の中でのその使用に影響を及ぼしている。また、特殊情況が誘引する問題のように、当面わが国の司法実践は、犯罪故意が誘引する薬物犯罪に対してであるか、それとも数量が誘引する薬物犯罪であるかにかかわらず、いずれも犯罪に照らして処理し、死刑適用の面で若干の必要な制限を行っているにすぎず、例えば、「大連会議紀要」の要求は、「特殊情況により誘引された薬物数量がやっと実際に把握された死刑の数量基準に達するとき、被告人に死刑の即時執行の判決を下さなくてもかまわない」というものである。我々は、特殊情況が誘引した薬物犯罪事件、特に犯罪故意が誘引した薬物犯罪事件に対しては、結局、犯罪者の薬物犯罪の意思は、特殊情況が誘惑し促す下で形成されたものであり、国家行為が違法の嫌疑を受け、この種の事由は犯罪に照らして処理しない方がいいと考える。

注

- * 武漢大学法学院副教授，法学博士，ポストドクター。
 - ** 武漢大学法学院教授，法学博士，博士指導教師，武漢大学刑事法研究センター主任，中国法学会刑法学研究会副会長，犯罪学学会副会長。
- 1) 鄭蜀鏡著『毒品犯罪的法律適用』，第8頁，人民法院出版社，2001年。
 - 2) 崔敏主編『毒品犯罪發展趨勢與遏制對策』，第306頁，警官教育出版社，1999年。
 - 3) 「決定」第2条の規定に基づくと，薬物を密輸，販売，運搬，製造し，以下に掲げる事由の一つがあるときは，15年の有期徒刑，無期懲役または死刑に処すとともに，財産没収を併科する。①密輸，販売，運搬，製造するアヘンが1000グラム以上，ヘロインが50グラム以上，またはその他の薬物の数量が多いとき，②薬物を密輸，販売，運搬，製造する集団の首謀者であるとき，③薬物を武装し隠して密輸，販売，運搬，製造するとき④暴力をもって検査，勾留，逮捕を拒み，情状が重大なとき，⑤組織をもつ国際的な薬物販売活動に参加するとき。密輸，販売，運搬，製造するアヘンが200グラム以上1000グラム未満，ヘロインが10グラム以上50グラム未満，またはその他の薬物の数量が多いときは，7年以上の有期徒刑に処すとともに，罰金を併科する。密輸，販売，運搬，製造するアヘンが200グラム未満，ヘロインが10グラム未満，またはその他少量の薬物のときは，7年以下の有期徒刑，拘役または管理統制に処すとともに，罰金を併科する。
 - 4) わが国の刑法は，68個の死刑の罪名を規定しているが，司法の実践の中で，死刑の適用は，主に故意殺人，故意傷害致死，誘拐殺人，強盗致死および薬物を密輸，販売，運搬，製造する5種類の事件に集中している。
 - 5) 薬物犯罪事件の裁判実務を強化し，法により薬物犯罪を処罰するため，2000年以来，最高人民法院は，数回にわたり特定テーマの座談会を開催した。主に，①2000年南寧市で開催された「全国の法院による薬物犯罪事件の審理実務についての座談会」，②2004年仏山市で開催された「全国の法院による刑事裁判実務についての座談会」，③2007年南京市で開催された「全国の一部法院による刑事裁判実務の座談会」，④2008年9月23日乃至24日に遼寧省大連市で開催された「全国の一部法院による薬物犯罪事件の審理実務についての座談会」がある。その内，2000年の「南寧會議紀要」と2008年の「大連會議紀要」がある。「大連會議紀要」は，最高人民法院が死刑事件の審査許可権を統一して行使した後に，わが国の当面の薬物犯罪事件審理の新たな状況に対して作られたものである。
 - 6) 『刑法』第23条は，犯罪の未遂を明確に規定し，司法実践のやり方は，明らかに罪刑法定に違反している。
 - 7) 周道鸞「毒品犯罪的刑事政策和法律適用－雲南省毒品犯罪調查」，趙秉志主編『刑法評論』（2006年第2巻），第284頁，法律出版社，2006年。
 - 8) 同前，第285頁。
 - 9) 「大連會議紀要」の規定に基づく，これらの具体的事由は，以下の通りである。①すでに押収された薬物の数量が実際に掌握される死刑の数量基準に未だ達せず，出頭した後自白し，なお司法機関によって未だ掌握されていないその他の薬物犯罪で，累

計数量が実際に掌握される死刑の数量基準を超えるとき、②鑑定を経て、薬物の含有量が極めて少なく、不純物が混入された後の数量がやっと実際に掌握される死刑の数量基準に達するとき、または大量に不純物を混入したかもしれないことを物語る証拠はあるが、何らかの理由によって鑑定できないとき、③特殊情況により誘引された薬物の数量が実際に掌握される死刑の数量基準にやっと達するとき、④販売することで生活している被告人で、押収された薬物の数量が実際に掌握される死刑の数量基準に達したばかりのとき、⑤薬物の数量が実際に掌握される死刑の数量基準に達したばかりであり、確かに初犯に属し、直ちに押収され、未だ重大な危害の結果をもたらしていないとき、⑥共同して罪を犯し、薬物の数量が実際に掌握される死刑の数量基準に達したばかりであるが、各共犯者の役割が似通っており、または責任の程度を区分するのが難しいとき、⑦家族の構成員が共同で薬物犯罪を実行し、その中で主要な役割を果たした被告人がすでに死刑判決を下され直ちに執行され、その他の被告人の犯罪行為が相対的に軽いとき、などである。

- 10) 鄭蜀饒「毒品犯罪規律的新認識與禁毒政策的新思考」, 熊選国主編『刑事審判參考』(2007年第6集), 第138-139頁。



薬物自己使用事犯者に対する 処遇の現状と方向性

小 西 暁 和

I はじめに

薬物犯罪は、薬物を自ら使用する「自己使用事犯」と、製造・輸出入・譲渡等を通じて薬物を流通させる「流通事犯」とに区分できるだろう。本報告では、これらのうち、薬物の自己使用事犯者の処遇に焦点を当てて、その現状と方向性を検討する。また、成人の犯罪者の処遇に対象を限定して論じていくことにしたい。

1 薬物乱用・依存・中毒

薬物の自己使用事犯者の処遇を検討する上では、薬物の自己使用に関わる概念の整理が必要であると考ええる。こうした概念として、「薬物乱用」(drug abuse)・「薬物依存」(drug dependence)・「薬物中毒」(drug intoxication)が挙げられる¹⁾。これらの概念は、混同して用いられることが多い。

まず、薬物乱用とは、社会規範・法規範から逸脱した目的や方法で薬物を自己使用する行為として定義できる。違法な薬物の場合には、たとえ1回の自己使用でも「乱用」に当たる。

次に、薬物依存とは、薬物の精神作用を体験するために、また場合によっては、薬物の欠乏から来る不快を回避するために、薬物を継続的又は周期的に摂取したいという衝動を常に有する状態である。言い換えれば、それは

「やめようと思ってもやめられない」状態なのである。こうした薬物依存は、薬物の乱用を繰り返した結果として脳に生じる障害により起こる。その上、薬物により一旦障害を負った脳内の神経系は半永久的に元には戻らない可能性があると考えられる。薬物依存の状態に陥ると、更に乱用が繰り返されていくことになる。

そして、薬物中毒は、「急性中毒」と「慢性中毒」に区分できる。急性中毒は、薬物依存の存在に関わりなく、乱用の結果として生じ得る病態であり、「覚せい剤急性中毒」等がある。他方で、慢性中毒は、薬物依存の存在により、更に乱用を繰り返した結果として生じる病態である。例えば、幻覚・妄想を主症状とする「覚せい剤精神病」がある。これらの薬物中毒の状態は、治療可能なものとして、医療の対象とされてきた。

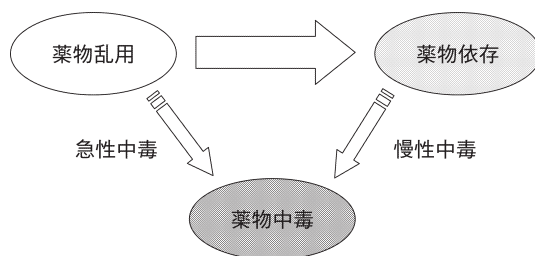
このように、薬物乱用・依存・中毒は、異なる性質を有しながらも、相互に関連している（図1参照）。

2 刑事司法システムと精神保健福祉行政システム

薬物の自己使用に関わる問題には、主として刑事司法システムと精神保健福祉行政システムが対応している。

(a) まず、薬物乱用に当たる違法な薬物の自己使用には、刑事制裁を用いて、刑事司法システムが対応している²⁾。

図1 薬物乱用・依存・中毒の相互関係



わが国では、刑法上であへん煙の吸食や単純所持を処罰の対象としている(139条1項, 140条)。その他に、薬物の自己使用や単純所持を禁止している法律として、いわゆる「薬物4法」とも呼ばれる、麻薬及び向精神薬取締法・大麻取締法(大麻そのものの自己使用を禁止する規定はないため、使用時の単純所持等で処罰)・覚せい剤取締法・あへん法がある。さらに、毒物及び劇物取締法でも、政令で定める「興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物」(シンナー等)の摂取・吸入や乱用目的所持を禁止している(3条の3)。これらのうち、最も重い罰則で、ヘロインの施用又は単純所持と覚せい剤の使用又は単純所持が、それぞれ10年以下の懲役とされている(麻薬及び向精神薬取締法64条の2第1項, 64条の3第1項, 覚せい剤取締法41条の2第1項, 41条の3第1項)。

(b) また、薬物中毒の症状がある者には、精神科医療等を通じて、精神保健福祉行政システムが主に対応している³⁾。精神保健福祉行政システム上では、医療機関における入院・通院による治療の他にも、社会復帰促進のための各種施策が実施されている。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、「精神疾患を有する者」が「精神障害者」とされ、その精神疾患として「精神作用物質による急性中毒又はその依存症」も例示されている(5条)。また、本法により、都道府県知事は、対象者が、精神障害者であり、かつ「医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」と認められる場合には、いわゆる「措置入院」として「国等の設置した精神科病院又は指定病院」に強制的に入院させることができる(29条1項)。薬物中毒により精神障害を有する者の場合、こうした形態による入院もあり得る。その上、麻薬及び向精神薬取締法により、都道府県知事は、対象者が、「麻薬中毒者であり、かつ、その者の症状、性行及び環境に照らしてその者を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬、大麻又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しい」と認められるときには、厚生労働省が定める病院に入院させて必要な医療を行うことができるとされ、麻薬、大麻又は

あへんによる慢性中毒の状態にある者に対しても措置入院が認められている(58条の8第1項)。なお、同一対象者につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院と競合する場合、麻薬及び向精神薬取締法上の措置入院の適用が先行するとされる。

(c) 一方、薬物依存の状態にある者は、対応が難しい。精神保健福祉行政システムにおける従来の精神科医療の方法だけで対応することには限界があるとされてきた。

また、刑事司法システムにおける対応に関しても、依存症者に単に制裁を加えるだけでは再犯を繰り返すことになり兼ねない。

『矯正統計年報』によると、2008年の入所受刑者に関して再入者⁴⁾の罪名別構成比を見ると、窃盗が35.7%、覚せい剤取締法違反が26.3%、詐欺が7.5%、傷害・暴行が5.9%となっており、窃盗と覚せい剤取締法違反だけで6割以上を占めている。また、2008年の入所受刑者のうち、再入者について、前刑の罪名と同一の罪名で再入所した者の比率を罪名別で見ても、窃盗が73.0%、覚せい剤取締法違反が72.2%であり、これらに次ぐ詐欺が46.8%、道路交通法違反が42.0%であるのと比べても際立って高いことが分かる。このように、実際のところ、覚せい剤取締法違反は、窃盗と並び、同一罪名による再犯傾向が強いということが示されている。

依存の状態にある場合、いつでも再乱用が起り得る。こうした覚せい剤取締法違反による再入者の多くは依存症者であったと言えるのではないか。

そこで、現在、刑事司法システムにおいても、薬物依存の状態にある自己使用事犯者への対応が問題となっている。薬物依存症者も、生活環境を変えながら、徐々に「回復」していくことができるものと言われている。本報告では、とりわけ矯正と更生保護の領域で、どのように社会復帰(rehabilitation)が図られているのかを見ていくことにしたい。

II 薬物自己使用事犯者に対する矯正

「矯正」とは、少年院や少年鑑別所における少年矯正も含む概念であるが、本報告では、刑務所等の刑事施設における矯正に限定して論じる。矯正は、通常、施設内処遇を意味するものとして理解されている。施設内処遇とは、『犯罪者の生活の本拠』や『処遇を行うための基礎的条件』を『特定の施設』に設定して行う犯罪者処遇の形式のこと⁵⁾である。薬物自己使用事犯者にとっては、薬物が禁絶された場所での処遇となる。

1 監獄法の改正

(a) 1908年に制定され、わが国の行刑運営を100年近く支えてきた監獄法は、2005年に、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」として全面的に改正された。ただ、本改正では、監獄法の規定のうち、受刑者の処遇に関する規定のみが改正の対象となり、監獄法の未決拘禁者・死刑確定者の処遇に関する規定は、「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」という名称で残された。

そして、2006年に、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の改正法が成立し、2007年に、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下、「刑事収容施設法」と呼ぶ)として施行された。そこで、監獄法は完全に廃止され、未決拘禁者・死刑確定者の処遇に関する規定もまた刑事収容施設法に含まれることになった。

(b) 監獄法の改正により、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする」(刑事収容施設法30条)という受刑者の処遇の原則の下、受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実が図られ、矯正処遇(刑事収容施設法84条1項)として、作業(92条乃至102条)・改善指導(103

条)・教科指導(104条)が規定された。監獄法下とは異なり、これらの改善指導及び教科指導は、受刑者に対して指導を受けることを義務付けることができるものとされている。

このうち、改善指導として、「刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行う」ものとされている(刑事収容施設法103条1項)。とりわけ、「麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること」、暴力団員であること、その他の法務省令で定める事情を有するために改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して改善指導を行う際には、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならないものと定められている(同条2項)。

この改善指導の種類には、一般改善指導と特別改善指導がある。

一般改善指導とは、講話・体育・行事・面接・相談助言等の方法により、①被害者感情を理解させ、罪障感を養うこと、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を教え、心身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを方向付け、社会適応に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行われる指導である。

これに対して、特別改善指導とは、特定の事情を有するために改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して、その事情の改善に資するよう特に配慮して行われる改善指導である。特別改善指導には、後述の薬物依存離脱指導の他、現在、暴力団離脱指導・性犯罪再犯防止指導・被害者の視点を取り入れた教育・交通安全指導・就労支援指導の6類型の改善指導がある。

2 矯正における薬物自己使用事犯者に対する処遇

薬物依存離脱指導の実施に当たり、標準プログラムが法務省矯正局により策定されている⁶⁾。刑務所等の各刑事施設では、標準プログラムを基本としつつ、様々な工夫を加えながら実践プログラムが作成され、薬物依存離脱

指導が実施されている。また、こうした各施設の実践プログラムは、指導に必要となる知識・技能を習得している職員の数や民間協力者の協力状況などの各施設の実情も踏まえて定められている。

標準プログラムでは、薬物依存離脱指導は、「麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者」が対象者とされる⁷⁾。各薬物の取締法違反以外の罪名で入所した者も含まれ得る。

また、薬物依存離脱指導の目標は、「薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせること」にあるとされている。

こうした指導は、職員及び民間協力者が行う。標準プログラムでは、指導を行う民間協力者に関して、「薬物依存からの回復を目指す民間自助団体」及び「医師や薬剤師等の医療関係者、警察関係者等、薬物問題に関する専門家等」の協力を得よう努めるものとされている。

そして、各刑事施設の実情に応じ、また対象者の資質や指導の効果等を考慮しながら、指導時間数は1単元50分で12単元を、期間は3か月から6か月を標準として実施されている。

指導方法としては、グループワーク（専門家の指導・援助の下、類似した問題を抱える者で構成された集団において、相互に話し合い、その相互作用により社会適応力を養わせる教育的・治療的な技法）を基本に、社会生活技能訓練（SST: Social Skills Training）、医療関係者や警察機関の関係者等の学識経験者による講話、視聴覚教材の視聴、課題学習・課題作文、ワークシート・ワークブック、集団討議、個別面接などを組み合わせて実施している。このように、監獄法下で多く見られた受動的な講義形式重視の形態から、能動的なグループワーク中心の形態へと指導方法の転換が図られている。出来事・物事に対する認知を自ら検討し、その認知を変容させることで、今後の行動や生活の改善を図るという認知行動療法（CBT: Cognitive Behavioral Therapy）のアプローチが採り入れられている。

また、上述のように、薬物依存離脱指導では、薬物依存症者の自助グループとの連携が重視されている。そこで、実際の指導方法としても、自助グループのスタッフ等の関係者を交え、関係者による自助グループの利用方法やプログラム内容についての紹介、関係者による回復のプロセスや体験談についての講義、受講者の体験談・質問・感想等を含めたグループミーティングが行われている。こうした連携は、出所後、自助グループが実施するプログラムへの参加を動機付けることにもなる。

標準プログラムでは、指導項目として、①「薬物の薬理作用と依存症」、②「薬物を使用していたときの状況」、③「薬物使用に関する自己洞察」、④「薬物使用の影響」、⑤「薬物依存からの回復」、⑥「薬物依存離脱に関する今後の決意」、⑦「再使用防止のための方策」、⑧「出所後の生活の留意事項と社会資源の活用」が挙げられている。そして、具体的な指導内容及び方法については、「薬物依存離脱指導カリキュラム」を基準とするものとしている（表1参照）。

表1 薬物依存離脱指導カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	・講義 ・薬物使用チェックリスト作成
薬物の薬理作用と依存症	薬物の薬理作用と依存状態が形成される過程、回復のための方法など薬物依存症について理解させる。	・講義 ・視聴覚教材の視聴
薬物を使用していたときの状況	グループワークの方法を説明し、共通する問題を全員で真しに考える構えを持たせる。薬物を使用していたときの状態を振り返らせる。	・視聴覚教材の視聴 ・グループワーク
薬物使用に関する自己洞察	どんなときに薬物を使用していたのかを考えさせ、薬物に依存する背景を明確にし、自己理解を深めさせる。	・グループワーク
薬物使用の影響	薬物使用の良いところばかりでなく、周りに掛けた迷惑や引き起こした問題、社会的責任など、薬物	・視聴覚教材の視聴 ・グループワーク

	使用以外にも問題点があることに気付かせ、罪障感を喚起する。	
薬物依存からの回復	依存症の認識と再使用を防止するための方策を考える姿勢を持たせる。やめ続けることに成功した人たちとその活動について紹介し、依存症からの回復への希望を持たせる。	・視聴覚教材の視聴 ・講話 ・グループワーク ・読書指導
薬物依存離脱に関する今後の決意	薬物使用の損得について具体的かつ現実的に考えさせ、薬物使用と自分自身のこれからの人生に関する洞察を深めさせる。	・グループワーク
再使用防止のための方策（危機場面について）	再使用防止の方策を考える第一段階として①再使用のおそれのある場面や状況、②薬物に頼りたくなる場面や状況を具体的に考える。	・グループワーク
再使用防止のための方策（対処スキルについて）	再使用のおそれのある場面や状況に関し、①薬物に頼らずに回避する方法、②その方法を身に付けるためにはどうすればよいかを考える。	・グループワーク ・SST
出所後の生活の留意事項と社会資源の活用	出所後の留意事項について注意を喚起するとともに、民間自助グループの活動について情報提供する。	・講義 ・視聴覚教材の視聴

2008年4月から2009年3月までの1年間で4,344名に対して薬物依存離脱指導の実施が開始された⁸⁾。この点、特別改善指導の他の類型と比べて、薬物依存離脱指導は、指導開始人員数が多い（暴力団離脱指導が455名、性犯罪再犯防止指導が443名、被害者の視点を取り入れた教育が1,188名、交通安全指導が1,604名、就労支援指導が1,617名である）。また、薬物依存離脱指導は、2009年3月末時点で全77施設中75施設において実施されていた。

III 薬物自己使用事犯者に対する更生保護

「更生保護」は、通常、社会内処遇を意味するものとして理解されている。社会内処遇とは、「『犯罪者の生活の本拠』や『処遇を行うための基礎的条

件』を『自由な社会生活の場』に設定したままの状態で行う処遇形式のこと」である⁹⁾。

更生保護の中核に位置するのが保護観察であると言えよう。保護観察とは、犯罪者や非行少年に対して、社会の中で通常の生活を営ませながら、生活の目標や指針を定めて守るよう指導監督すると共に宿泊所の提供や就職の援助等について補導援護することを通じて、更生を促進しようとする制度である。この指導監督の方法としては、面接等を通じて対象者と接触を保ちながら、その行状を把握したり、対象者が一般遵守事項や特別遵守事項を遵守し、一定の指針に即して生活・行動するように必要な指示等の措置を取ったり、また特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施したりしている（更生保護法57条1項）。保護観察に付されている者がその期間中に遵守しなければならない特定の事項を遵守事項と呼んでいるが、その中でも、全ての対象者に共通しているものが一般遵守事項とされ、各対象者に個別に定められているものが特別遵守事項とされている（50条、51条）。

保護観察の対象者には、家庭裁判所の決定により、保護処分として保護観察に付された少年（保護観察処分少年）（少年法24条1項1号、更生保護法48条1項1号）や地方更生保護委員会の決定により、少年院からの仮退院を許された少年（少年院仮退院者）（更生保護法48条1項2号）等も含まれるが、本報告では、地方更生保護委員会の決定により、刑事施設からの仮釈放を許された者（仮釈放者）（更生保護法48条1項3号）、及び裁判所の判決により、刑の執行を猶予され、保護観察に付された者（保護観察付執行猶予者）（刑法25条の2第1項、更生保護法48条1項4号）を扱うことにする。

1 更生保護法の制定

わが国では、1949年に、犯罪者予防更生法が制定され、保護観察処分少年・少年院仮退院者・仮出獄者（仮釈放者）・18歳未満での執行猶予者が保護観察の対象とされた。さらに、1954年になると、18歳以上の者も含めて刑法上新たに規定された保護観察付執行猶予に関する執行猶予者保護観察法が制

定されることになる。こうして、1950年に制定された更生緊急保護法（1996年に更生保護事業法の施行に伴い廃止）及び保護司法も含め、保護観察による処遇の主たる枠組みが確立した。

その後、2006年の執行猶予者保護観察法の一部改正により、仮釈放者等に対してだけでなく、保護観察付執行猶予者に対しても、特別遵守事項を定めることができるようになった。

そして、2007年には、更生保護の機能を充実・強化するため、犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法を整理・統合する形で更生保護法が制定され、2008年から施行されることになった。

2 更生保護における薬物自己使用事犯者に対する処遇

(a) 本報告では、薬物自己使用事犯者に対する保護観察の実施にとりわけ焦点を当てて検討していくことにしたい。

保護観察における処遇の制度として、類型別処遇制度がある。これは、保護観察対象者を犯罪・非行の態様や特徴的な問題性等により類型化して把握し、類型ごとにその特性に着目して効果的な処遇活動を行おうとする制度であり、1990年から実施されている。13類型があり、薬物自己使用事犯者を対象とした「覚せい剤事犯対象者」・「シンナー等乱用対象者」といった類型も含まれている。これら2類型では、覚せい剤取締法違反又は毒物及び劇物取締法違反以外の罪名の場合も含まれ、それぞれの依存症者等が広く対象とされている。

また、更生保護法の制定により、指導監督の方法として、上述のように、特定の犯罪的傾向の改善に向けた専門的処遇の実施が位置付けられる（57条1項3号）と共に、特別遵守事項の内容としても、「医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けること」が定められた（51条2項4号）。そこで、保護観察における処遇として、認知行動療法を理論的基盤とした専門的処遇プログラムが実施されており、一定の条件

を満たした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対して受講が義務付けられている。この専門的処遇プログラムには、2006年から実施されている性犯罪者処遇プログラム、2008年から実施されている覚せい剤事犯者処遇プログラム及び暴力防止プログラムがある。

これらのうち、覚せい剤事犯者処遇プログラムを検討してみたい。

2004年より、覚せい剤事犯仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対して、自発的意思に基づく簡易尿検査を活用した保護観察処遇が実施された。その後、更生保護法の制定に伴い、上記51条2項4号の規定により、特別遵守事項として、簡易尿検査等を含む、覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講が義務付けられることになった。

覚せい剤事犯者処遇プログラムの対象者は、保護観察に付される理由となった犯罪事実中に覚せい剤の自己使用の罪に当たる事実が含まれると共に、仮釈放者の場合、保護観察期間が6か月以上の者、保護観察付執行猶予者の場合、刑事処分歴などに照らして、違法な薬物の使用を反復する犯罪的傾向が強い者とされている。類型別処遇制度の「覚せい剤事犯対象者」よりも対象者が絞られている。

覚せい剤事犯者処遇プログラムは、簡易薬物検出検査とワークブックによる教育課程から成る全5課程の専門的処遇となっている。簡易薬物検出検査は、簡易試薬による尿検査又は唾液検査を通じて行われる。陰性の検査結果を検出することを目標に据えて覚せい剤を再び使用しないという気持ちを強化・持続させることを目的として実施される。また、ワークブックによる教育課程は、①「断薬の意義」、②「危険な状況を事前に避ける方法」、③「危険な状況からの脱出方法」、④「危機的な状態からの脱出方法」、⑤「再発防止計画」という5課程で構成されている。覚せい剤を再び使用しないようにするための具体的方法を学習させることを主な目的としている。

本プログラムの実施対象者は、原則として2週間に1回の頻度で、指定された日時に保護観察所に出頭し、保護観察官が実施する本プログラムを受けることになる。

また、本プログラムの課程を修了した者も含め、特別遵守事項として本プログラムの受講が義務付けられていない者に関しても、必要に応じて、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査が実施されている。

これらの他にも、保護観察における処遇では、薬物依存症者の自助グループに関する情報提供や参加の指導、引受人に対する講習会への自助グループの関係者の出席など、自助グループとの連携も積極的に行われている。

(b) 他方で、保護観察対象者とされていない刑事施設からの満期釈放者等への対応が手薄なのではないかという懸念も示されてきた。こうした満期釈放者及び保護観察対象者である仮釈放者等が、現に改善更生のための保護を必要としていると認められる場合に、その者を収容して、宿泊場所の供与、教養訓練・医療・就職の援助、職業補導、社会生活に適応させるために必要な生活指導を実施し、改善更生に必要な保護を行う施設を「更生保護施設」と呼んでいる。こうした更生保護施設は、日本全国に103施設あり（2010年4月1日現在）、民間の更生保護法人等により運営されている。2002年の更生保護事業法の一部改正により、更生保護施設は、犯罪者処遇の専門施設としての位置付けが法的に明確化された。そこで、薬物等の依存からの回復に向けた処遇を実施するため、「酒害・薬害教育プログラム」が策定されるなどしている。また、自助グループの関係者を招いて定期的にミーティングを実施している施設もある。

また、近年では、法務省により「自立更生促進センター構想」が進められ、国立の更生保護施設の設置が図られてきた。民間の更生保護施設や親族では受入れが困難な仮釈放者等に対して、保護観察所に付設された宿泊場所を提供し、保護観察官による濃密な保護観察を実施すると共に手厚い就労支援等を行うことで、対象者の自立と改善更生を促進し、また再犯を防止することを目的としている。こうした施設には、特定の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を実施する「自立更生促進センター」（日本全国に1施設（2010年4月1日現在））と、主として農業の職業訓練を実施する「就業支援センター」（同

2施設)がある。入所対象者として、当初、薬物自己使用事犯者等も広範に想定されていたが、地域住民の反応を考慮しつつ変更も行われている。

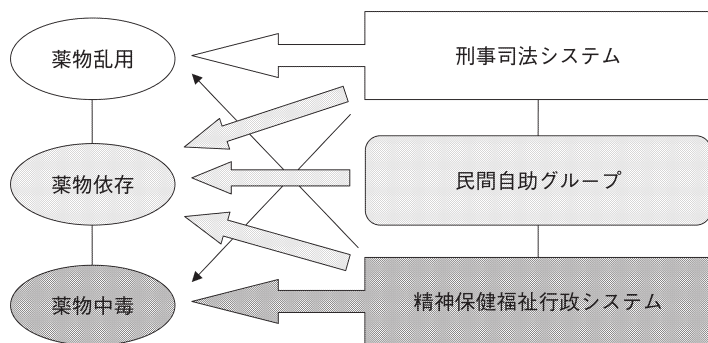
IV おわりに

これまで検討してきたように、現在のわが国では、矯正の領域でも、また更生保護の領域でも、認知行動療法に基づいたプログラムが採り入れられると共に、薬物依存症者による民間の自助グループとの連携が積極的に図られている。この点、精神科医療においても同様の状況にある。薬物乱用・依存・中毒の各行為・状態に対して各システムが機能分担しながら対応しているが、とりわけ薬物依存の状態にある者への対応においては、民間自助グループが重要な役割を果たしてきていると言える(図2参照)。

近年、わが国では民間自助グループによる活動が活発に行われている。薬物依存症者以外にも、アルコール依存症者によるAA(Alcoholics Anonymous)、ギャンブル依存症者によるGA(Gamblers Anonymous)等が組織化されている。そして、それらの多くが犯罪者処遇の場面にも参与している。

薬物依存症者の自助グループの代表的なものとしては、NA(Narcotics Anonymous)やDARC(Drug Addiction Rehabilitation Center)がある。このう

図2 薬物乱用・依存・中毒への各システムの対応



ち、NA は、夜間に公共の会議室等でミーティングを開いている薬物依存症者の自助グループである。また、DARC は、薬物依存症からの回復を支援する社会復帰のための施設であり、自助グループにより運営されている。施設では、薬物依存症を抱える仲間との共同生活を送りながら、ミーティングをはじめとした各種プログラムを実施している。DARC は、社会内で生活を営みながら夜間に NA へ通うという習慣付けを行うといった役割も果たしている。なお、アルコール依存症者の自助グループである MAC (Maryknoll Alcohol Center) も、薬物依存症者向けの適当な自助グループのない地域で薬物依存からの回復のためのプログラムを実施している。

これらの自助グループで行われているミーティングの形式としては、仲間が体験したことを素直に聞くと共に、自分の経験したことを正直に話すという方法が基本とされている。こうした自助グループの活動が有する特徴として、①従来の治療者－被治療者の縦の関係でなく、依存症者間の相互作用によるケアであるという点、②回復者は依存症者に説得力に富む関わりができるという点、③グループに参加することで自己の問題を客観視できるという点、④最善の学習方法は教えることであり、援助することで自らを助けているという点、⑤援助過程への参加は「役に立っている」と実感でき、自己概念にプラスの影響を及ぼすという点、⑥援助者は依存的であることが少なくなるという点が指摘されている¹⁰⁾。

従来、国民全体に向けた一次的な薬物乱用防止に力を注いできた結果として、違法な薬物を自己使用した経験のある者の全体的な割合は十分抑えられてきたと評価されている。ただ、薬物犯罪者の再犯傾向の強さを斟酌すると、国民全体に対する薬物乱用防止を図りながらも、今後は、薬物自己使用事犯者に対する処遇を含めた二次的な薬物再乱用防止も一層重視する必要があるのだろう。現在では、矯正における「薬物依存離脱指導」と更生保護における「覚せい剤事犯者処遇プログラム」では対象者に齟齬が見られる。薬物自己使用事犯者による一貫したプログラムの受講が可能となるよう、施設内処遇としての矯正と社会内処遇としての更生保護の一層の有機的連携が望まれ

ている¹¹⁾。

注

- 1) 和田清『依存性薬物と乱用・依存・中毒—時代の狭間を見つめて—』（星和書店、2000年）2-15頁等参照。
- 2) 処方薬や市販薬など、合法的な薬物の乱用に関しては、精神科医療等を通じて、精神保健福祉行政システムなどが対応している。
- 3) 刑事司法システムでも、受刑者が薬物中毒により「精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者」（処遇指標M）に当たる場合、医療刑務所等で治療を受け得る。なお、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく医療観察司法システムでも、対象者に当たる場合、薬物中毒者に対して入院医療・通院医療による処遇が行われ得る。
- 4) 「再入者」とは、刑事施設の入所度数が2度以上の入所受刑者であって、前刑出所前の犯罪により再入所した者以外のものを指す。
- 5) 石川正興「交通犯罪者の処遇—矯正と保護—」石川正興編『犯罪学へのアプローチ—日中犯罪学學術シンポジウム報告書—』（成文堂、2010年）177-178頁。
- 6) 「改善指導の標準プログラムについて（依命通達）」（矯正局長依命通達2006年5月23日矯成第3350号矯正管区長、行刑施設の長あて）（改正2009年3月30日矯成第1466号）。
- 7) 受刑者が慢性中毒の状態にあるため、言語的交流に限界がある等、薬物依存離脱指導のプログラムに適していない場合には、治療が優先される。
- 8) 法務省法務総合研究所編『平成21年版 犯罪白書』（太平印刷社、2009年）289頁参照。
- 9) 石川・前掲注5）178頁。
- 10) 法務省保護局編『覚せい剤事犯者の保護観察処遇・Q&A』（日本更生保護協会、1995年）137頁（山口裕司執筆部分）参照。See Alan Gartner and Frank Riessman, *Self-help in the Human Services*, Jossey-Bass, 1977.
- 11) 2010年2月に、法務大臣の諮問機関である法制審議会から法務大臣に対して刑法の改正による「刑の一部の執行猶予制度」の導入に関する答申がなされた。本制度は、3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた初犯の被告人や薬物の自己使用事犯の被告人が対象とされ、判決で刑の一部の執行を猶予することを可能とするものである。刑の一部執行後、残刑の執行猶予期間中は保護観察に付することができる（薬物自己使用事犯者は必ず付される）ため、一定期間の施設内処遇に引き続き、相応の期間の社会内処遇を実施することが可能になるとされている。



日本の刑事施設における薬物事 犯者に対する改善指導について ——薬物依存回復プログラムを中心に——

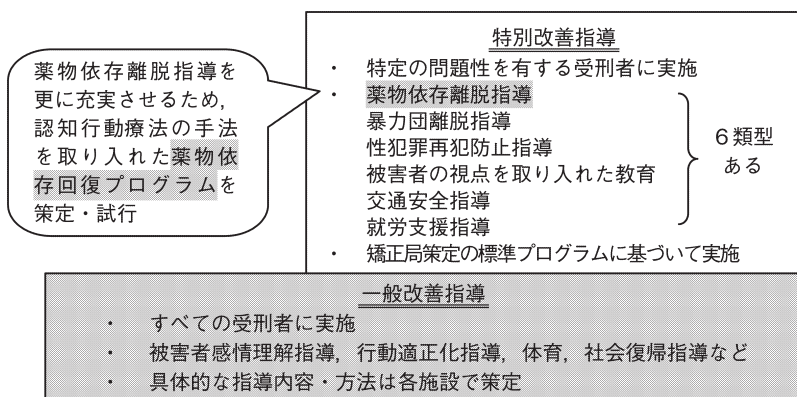
小 島 まな美

I はじめに

日本の薬物犯罪で最も多い罪名は覚せい剤取締法違反である。刑事施設における覚せい剤取締法違反による受刑者（以下「覚せい剤事犯者」という。）は、2009年末在所受刑者65,951人中、14,103人であり、全体の21.4パーセントを占めている。また、新受刑者に占める覚せい剤事犯者の割合は、この5年間、毎年おおむね20パーセントで推移しており、一定の率で入所している。さらに、覚せい剤事犯者は、再び覚せい剤取締法違反で再入所する割合が極めて高く、2009年に覚せい剤取締法違反で刑事施設に再入した者4,059人中、前刑も覚せい剤事犯者であった者は2,863人と、70.5パーセントを占めている。このように、覚せい剤事犯者は数が多い上、同一罪名での再入率も高い傾向にある。

現在、日本の刑事施設では、麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者に対し、その再犯防止のため、特別改善指導として全国76庁において「薬物依存離脱指導」を実施しているが、2010年からは、認知行動療法の手法を取り入れた「薬物依存回復プログラム」を試行的に4庁において開始したところである（改善指導、薬物依存離脱指導及び薬物依存回復プログラムの関係は、図1参照）。

図1 改善指導、薬物依存離脱指導及び薬物依存回復プログラムの関係



本稿においては、このうち、薬物依存回復プログラム（以下「新プログラム」という。）について、その策定経緯、プログラム内容等について紹介することとしたい。

II 新プログラムについて

1 策定経緯

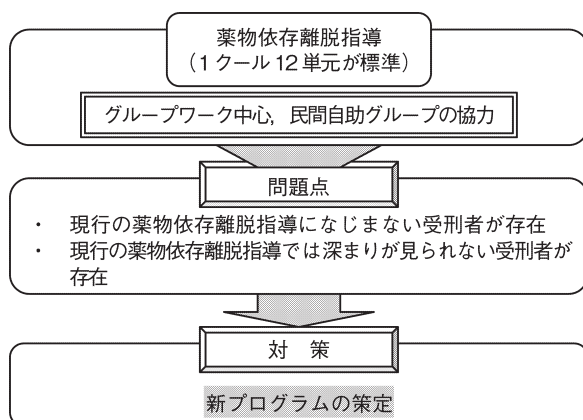
2006年5月、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（2007年6月、一部改正に伴い「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更。）の施行に伴い、特別改善指導の一つとして「薬物依存離脱指導」が設けられた。

薬物依存離脱指導が導入されるまでは、指導担当職員が、受刑者に対し、薬物が心身に及ぼす悪影響などの基本的な知識を付与し、薬物依存症の危険性について注意喚起する講義により指導を行う施設が多かったところ、薬物依存離脱指導の導入により、主な指導方法はグループワーク（受刑者同士に話し合いをさせながら自己の問題性に気付かせていく手法）となり、また、職員による指導だけでなく、民間自助グループの協力を積極的に得るようになった。

このように、当局（法務省矯正局）では、覚せい剤事犯者を始めとする薬物事犯者に対する効果的な指導の実施に努めてきたのだが、薬物事犯者が持つ問題性は多種多様であるため、彼らの中には、現行の薬物依存離脱指導になじまない者や、薬物依存離脱指導では考えが深まらない者もいた。

こうした問題に対応すべく、2009年、当局は、薬物依存離脱指導の一層の充実強化を図るため、男子刑務所2庁及び女子刑務所2庁の計4庁を開発協力庁として指定し、外部有識者の助言を得ながら、新プログラムを策定することとした（図2参照）。

図2 新プログラム策定経緯



2 新プログラムを策定する上で参考にしたプログラム

新プログラムを策定するに当っては、米国で効果が実証されていた、マトリックス・モデルを参考にした。マトリックス・モデルは、米国カリフォルニア州にあるマトリックス研究所で開発された外来治療を基本とした物質依存者用のプログラムであり、その特徴は、リラプス・プリベンション (relapse prevention)、認知行動療法 (cognitive-behavioral therapy)、心理教育 (psycho-education) 家族教育プログラム (family approaches)、12ステッププログラム (12-step program) 等を組み合わせた多面的治療プログラムであると

いう点にある。新プログラムは、このうち、認知行動療法とリラプス・プリベンションを参考にしつつ、「日本の刑事施設に入所している薬物依存症者が、出所後、再犯しないために身に付ける必要がある知識とスキルは何か」という視点で指導項目を検討するとともに、日本の刑事施設で実施しやすいように内容を変更するなどして、作成したものである。

3 新プログラムの概要

新プログラムの概要は、図3のとおりである。

新プログラムのカリキュラムは次ページ表のとおりであり、内容的に大きく2つに分けられる。前半の単元1から4は、過去の薬物使用歴を振り返り

図3 新プログラム概要

1 目的

- ① 薬物依存に関する基礎知識を身に付けさせる。
- ② 出所後、薬物の再使用を防止するためのスキルを身に付けさせる。

2 実施施設

新プログラム開発協力庁（男子刑務所2庁、女子刑務所2庁 計4庁）

3 指導内容・方法

「薬物依存回復プログラム」のワークブック及びマニュアルに基づき実施する。

4 対象者

薬物依存離脱指導対象者のうち、薬物依存回復プログラムを薬物依存離脱指導に代えて受講させることが適当であると認められる者

5 指導時間数

1単元60分～90分、12単元を標準とする。

6 指導期間

おおむね3月から4か月を標準とする。

7 指導者

指導者は職員とする。

なお、単元11については、可能な限り薬物依存からの回復に取り組む民間自助グループの協力を得て実施すること。

8 カリキュラム

次ページ表のとおり。

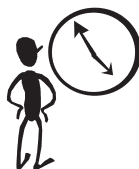


表 薬物依存回復プログラムカリキュラム

単元	項目	指導内容
1	オリエンテーション	プログラムの目的とルールを理解し、全体の流れをつかむ。
2	基礎知識① 引き金①	薬物依存のサイクルと、薬物再使用につながる「外的引き金」に関する知識を身に付ける。
3	基礎知識② 引き金②	薬物再使用につながる「内的引き金」と、思考ストップ法に関する知識を身に付ける。
4	基礎知識③ 依存の形成と回復段階	薬物依存から回復する時に生じる各段階における留意事項について理解する。
5	再使用防止スキル① いかりの綱	薬物再使用には前兆があることを知り、再使用に至らないための具体的方法を検討する。
6	再使用防止スキル② 退屈	「退屈」が薬物再使用の引き金になることに気付き、スケジュールを立てることの大切さを理解する。
7	再使用防止スキル③ リラプスの予測と防止	「リラプス」について理解し、「リラプス」に対処する構えを身に付ける。
8	再使用防止スキル④ 強くなるより賢くなれ	回復過程に必要なことは意志の強さではなく、賢い対処法であることを理解する。
9	再使用防止スキル⑤ 感情の引き金	特定の感情が薬物再使用の引き金になっていることを理解し、それに対処するための具体的方法を検討する。
10	再使用防止スキル⑥ ストレス	回復過程においては、ストレスを自覚すること、また、ストレスを適切に対処することが大切であることを理解し、具体的な対処方法を検討する。
11	再使用防止スキル⑦ 自助グループ	回復するためには、自助グループへの参加が必要であることを理解する。
12	まとめ	出所後の「スケジュール」の活用方法と今後の回復に必要な対処方法を確認し、知識を定着させる。



ながら自己の薬物使用傾向を分析したり、断薬生活を送る際に生じる心身の変化について学習したりすることにより、薬物再使用を防止するための基礎的な知識を身に付ける内容となっている。後半の单元5から12は、出所後、断薬生活を続けていく上で身に付ける必要がある薬物再使用を防止するためのスキルについて学ぶ内容となっている。

III 今後の課題

1 効果検証

現在、薬物依存離脱指導及び新プログラムを受講して出所した受刑者の一部について、再犯状況のデータを蓄積し始めているところである。

再犯防止に資する効果的なプログラムを実施するためには、それぞれのプログラムの効果検証を行い、改善すべき点があればこれを修正し、更に修正後のプログラムの処遇効果を検証していくという継続的な作業を行う必要がある。

今後もプログラムを受講して出所した受刑者の再犯状況を、プログラムの受講前後における受刑者の考え方の変化などを調査・分析するなどして、薬物依存離脱指導及び新プログラムの効果検証に努めていく必要がある。

2 社会内処遇との連携

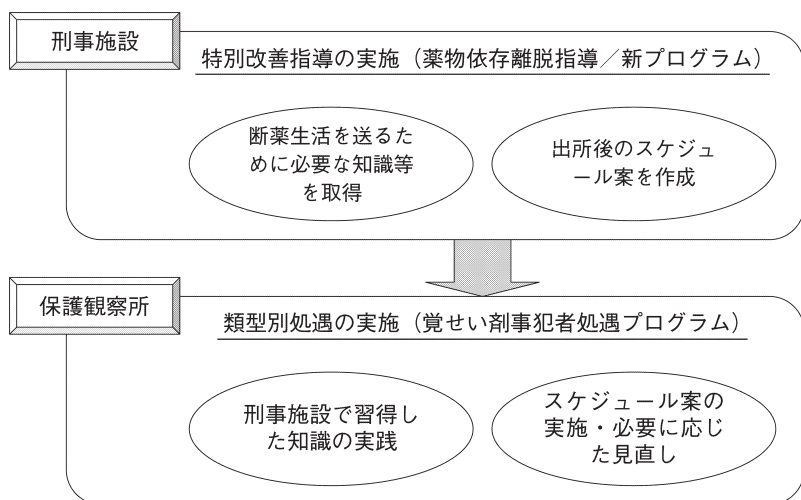
刑事施設において薬物依存離脱指導又は新プログラムを受講した受刑者の中には、刑期が終了する前に仮釈放となって刑事施設を出所し、仮釈放期間中に保護観察所において覚せい剤事犯者のための処遇プログラムを受講したり、保護観察官や保護司による指導監督を受けたりする者もいる。

薬物依存に対する指導は、刑事施設内で完結するものではないことから、仮釈放となる受刑者については、刑事施設における薬物依存離脱指導の受講結果等を保護観察所に引き継ぎ、刑事施設と保護観察所で一貫した指導を展

開することが理想的である。

これまでも、刑事施設における受刑者の処遇状況等に関する情報を保護観察所に引き継ぐシステムは存在していたが、両者の連携をより深め、再犯防止に資する指導を行えるようにするため、現在、刑事施設と保護観察所において共有すべき情報内容等の拡充について当局と保護局の間で検討を進めているところである（刑事施設と保護観察所との連携イメージ案について、図4参照）。

図4 刑事施設と保護観察所との連携イメージ案





海南省における薬物犯罪の現状と対策

梁 悦 盈

海南が省に昇格して以来、薬物犯罪は常に取締・防止の重点対象犯罪として指定されている。しかし、薬物犯罪は増加しており、深刻化している。その原因として、次のことが挙げられる。海南島は、その特殊な地理的環境および開放型発展方式によって周辺地域における薬物濫用の影響を受けやすい。そして、薬物犯罪は、蔓延が迅速で根絶が難しい上、再犯率も高い傾向にある。このため、薬物犯罪の統制は時間や工夫がかかり、その任務は重い。しかしながら、これらのことはいずれも十分に認識されていなかったものである。なお、近時、薬物問題の深刻化への対応として、わが省の共産党委員会、人民代表大会、政府機関、警察機関、司法機関は、一連の薬物犯罪の統制措置を打ち出し、薬物犯罪の取締と予防を強化させ、明かに、一定の成果を得た。

I わが省における薬物犯罪の現状

1 基本的な状況

(1) 逮捕・起訴・審判状況

2007年から2009年における全省の薬物犯罪検挙件数は3955件（2007年の検挙件数は1085件、2008年の検挙件数は1384件、2009年の検挙件数は1486件である）、逮捕件数は3916件、起訴件数は4000件である。起訴された薬物犯罪者全員が有罪判

決を受け、その中で、三年以下の有期徒刑または禁錮、拘留を受けた者は75%を占め、薬物犯罪者のほとんどは、主刑のほか付加刑である財産刑も受けた。

(2) 薬物犯罪者の構成状況

わが省で多くの薬物犯罪者は農民と無職者である。2007年から2009年にかけて薬物犯罪容疑で逮捕された者を職業別にみていくと、農民が57.03%を占め、無職者が39.56%を占め、年齢別にみていくと、30歳未満者が52.93%を占め、31歳以上45歳以下の者が29.9%を占め、性別にみていくと、女性の割合が5.95%である。

(3) 地域分布状況

わが省で、薬物犯罪の地域分布は、「東高西低」で表現されるように、薬物犯罪は海口、三亜、万寧、澄邁などの東部地方に集まっているのに対し、中部と西部地方に数が少なく、とりわけ五指山、保亭、白沙、東方で散見されるに過ぎないという傾向を呈している。

2 主たる特徴

(1) 薬物犯罪者の教育レベルが低い。

2007年から2009年にかけて逮捕された薬物犯罪の容疑者を、最高学歴別にみていくと、中学校以下の人数が一番多い。その主たる犯罪誘因として、知識が乏しく、認知能力が低く、自制力が欠け、法を知らず、理解できないことによって、騙され引っ掛けられやすいということが考えられる。また、多くの薬物犯罪の容疑者は、最初好奇心によってあるいは騙されたり誘われたりしたことで薬物に接するが、一度薬物を使用したら抜け出せず、どんどんはまりこんでいき、「販売を以て使用を養う」という語に示されるように、薬物販売を金儲けの手段とし、薬物販売から得たお金を薬物使用に使うという道を踏んでしまうに至っている。

(2) 小売を主たる経営手段とする。

2007年から2009年にかけて、わが省で検挙された薬物犯罪の中で、薬物小売事件の件数が全体の95%以上を占め、大多数の事件で発見された薬物の量が1キロ以下であり、100キロ以上の重大薬物販売事件の件数は90件未満であった。なお、2009年に検挙された省境を越えた特大薬物犯罪事件「8.29」事件では、3.1キロの高純度ヘロイン及び12キロの薬物添加剤が警察に押収された。

(3) 薬物の種類が多く、薬品隠蔽手段が多様である。

わが省で検挙された薬品の中で、アヘン、ヘロイン、大麻などの伝統的な薬物のほか、アンフェタミン、ケタミン、タイの薬物、MDMA、日本の薬物、アンフェタミンとケタミンを混合した薬物などの新規の薬物も出回っている。そして、その形状は、粉末、結晶、錠剤、ピル、液体と色々である。また、捉まえられないよう、薬物犯罪者があらゆる手を尽くし薬物輸入を隠蔽している。たとえば、「立頓香濃原味ミルク茶」の包装や「ネスカフェ」の包装や「広東冷茶顆粒」の包装を用い薬物を包み、また、薬物の色を工夫し変化させ、薬物をミルク茶やコーヒーや冷茶に見せかける。セーフティー・ボックスや自動車の部品やスーツケースを改造し、二重壁を作り出してその二重壁の間に薬物を挟む。薬物を人体の中に入れて密輸し、さらには、妊婦の身体を利用し薬物を密輸する事件さえある。

(4) 特定の販売ルートを利用し、薬物の仕出地が集中する。

わが省の地理的特殊性によって、薬物販売ルートが、海上輸送（列車やバスを船に乗せ海を渡ること含まれる）と空輸二つのルートに限られている。国内輸送の場合は、主として海上ルートを経由する輸送が行われているのに対して、薬物を海外から海南島に輸入する場合は、主として空輸が行われているのである。そして、わが省で近年検挙された薬物犯罪の実態からみて、薬物を海南島に輸入するルートが集中する現状にある。ヘロインの輸入ルートと

しては、雲南から広東を経由してわが省に輸入するルートと、海外から直接にわが省に輸入するルートの2ルートがある。アンフェタミン、ケタミン、MDMAなどは、主として産地である広東、広西、四川、重慶から直接にわが省に運ばれてくる。

(5) 国境・省境を越えた組織犯罪の特徴が顕著である。

近年、わが省で検挙された薬物犯罪の実態からみて、大量の薬物のわが省への輸入は、主として国境を越えた犯罪組織または省境を越えた犯罪グループが操っているものである。2007年から2009年にかけてわが省の検察院に検挙された構成員が10人以上の薬物犯罪グループは21ある。それらのグループは、組織内部の緊密な連携の強さ、構成員の定着性、構成員の役割分担の明確さといった組織犯罪としての性質が非常に明らかである。特に構成員間に地縁または血縁上のつながりがある場合において、構成員が互に庇い合って捜査に抵抗し、警察の組織への介入を阻止し、「組織の自己保護性」は極めて強い。摘発された犯罪グループの中には、薬物の「供給、隠蔽、販売」の一本化を実現していたものがあつた。また、武装し薬物を販売する状況にあり、この三年間の摘発で、銃4丁、銃弾90余発、電雷管9本を押収した。検挙された国境を跨ぐ薬物犯罪事件は、組織犯罪の性質が明らかであり、その主犯者が海外に隠れており、外国人または中国人を雇い、雇った人に薬物を我が国に密輸入させ、そして、中継地で薬物を手渡しするリレーの方式を用いていた。こうした犯罪組織は、組織凝集性のために取り締まりの困難さが一層大きい。

II わが省における薬物犯罪に対応する 主たる対策と措置

(1) 規範的法的文書を制定し、法律上の保障を提供する。

2009年2月にわが省は「海南省における薬物違法犯罪事件の手がかりを提

供した者への奨励の実施方法」を公布し、積極的に薬物取扱者を告発するよう市民を励ますことにより、市民全員が薬物禁止に関心を寄せ、薬物違法犯罪の取締活動と防止活動に参加していく社会環境・雰囲気を作るよう図っている。この奨励の実施規定によれば、薬物刑事事件の手がかりを提供し、そして、犯人を捕まえ事件を解決するために警察機関に協力した者に、500人民元以上20000人民元以下の奨励金を与え；薬物使用行政違法事件の手がかりを提供した者に、告発された薬物使用者が捉まえられたときにかぎり、200人民元以上2000人民元以下の奨励金を与えることになる。告発を受理した機関は、告発者の個人情報と秘密として保護しなければならない。

2010年3月に海南省人民代表大会常設委員会が「海南経済特区における薬物禁止条例」を公布し、薬物の防止・取締に関する規定を設けた。例えば、この条例で、県または県以上の政府の警察が国境、海空港、埠頭、駅、長距離バス停留場、商品の集散地などの場所に薬物検査事務所ないし巡回薬物検査事務所を設立することが規定されている。そして、薬物使用者を教育し薬物依存から救い出すことを目標とする薬物依存離脱回復に関する規定が、単独の章で扱われている。また、薬物違法犯罪に適用される財産刑が加重された。

(2) 薬物犯罪への取り組みを完備させ、組織連携力を高める。

各級政府は、共産党政法委員会、裁判院、検察院、警察署、司法行政部門、保安部門、税関部門、食品薬品監督部門、発展改革部門、財務部門、銀行金融部門、商工業部門、商務部門、交通運営部門、宣伝啓発部門、教育部門、民生部門、労働組合、女性連合会、中国共産主義青年団などの関係部門の中に薬物禁止委員会を設置した。この薬物禁止委員会は定期的に連合会議を行い、薬物禁止施策に関する問題を研究し、解決する。これによって、薬物犯罪取締に関する監督指導、検証評価、法執行上の協力、法執行の調査、責任追求などの面で業務体制が整備され強化された。さらに、薬物禁止に協力するボランティアグループを作った。

(3) 薬物と闘い、力をあわせ見出した問題を解決する。

昨年11月に中国共産党海南省公務庁と海南省政府公務庁の公布した「薬物禁止取締の更なる強化に関する意見」に伴い、全省における今年からの三年間にわたる薬物禁止戦略が策定された。中国共産党海南省政法委会と海南省薬物禁止委員会は、「2010年から2012年の全省薬物禁止戦略」および各年度事業計画を作成し、この中で段階的な目標、任務、行動計画を策定した。

(4) 防止と統制システムを構築し、全面的に供給を遮断し需要を根絶する。

薬物流入ルートの多元化という実態に鑑み、わが省は当面の措置として5箇所の薬物検査事務所、14箇所の巡回薬物検査事務所、55箇所の薬物取調拠点を設立した。これによって、わが省で、薬物供給の遮断と薬物需要の根絶に資する基本的な統制ネットワークが形成されたといえよう。

(5) 管理・コントロール・収容・断薬などの手段をもって薬物使用者を救う。

薬物使用者を対象とする集中管理・強制断薬・教育支援が、わが省で薬物犯罪を取り締り、防止するためにとられる主たる措置である。具体的に言うと、次のような措置である。薬物使用者を指定施設に収容し集中管理を行い、社会の中で自分をコントロールできない薬物使用者の数を減少させる。薬物使用者を薬物依存から離脱させ回復させるためのコミュニティ内処遇を試行し、試行から得た経験に基き薬物使用者を対象とするコミュニティ内処遇措置を普及させる。薬物依存離脱回復のための施設を充実させ、薬物依存離脱回復の効果を強固なものにする。コミュニティの中において薬物使用者に継続的な薬品投与治療を提供するクリニックに対する管理を一層標準化させる。

(6) 取締の対象を特定し、娯楽施設に対する重点的な肅清を行う。

近年、わが省で毎年公安部門や文化部門や工業商業部門などは、連携協力

して、薬物使用販売活動が多発している娯楽施設に対する重点的な粛清を行っている。重点的な手入れを行っている際に薬物犯罪者を発見すれば、これを厳しく処罰し、薬物犯罪の取り締りの徹底を図る。

(7) 薬物禁止に関する広報啓発を行い、国民の薬物禁止意識を高める。

毎年、虎門銷煙記念日¹⁾である6月3日と国際薬物乱用・不正取引防止デーである6月23日に、薬物禁止を主題とする多種多様な宣伝教育イベントを開催している。たとえば、今年の国際薬物乱用・不正取引防止デーの間に、全省下で95の薬物禁止宣伝チームを農村に派遣し、薬物禁止に関する宣伝啓発活動を通じ、薬物禁止意識を工場、コミュニティ、学校、家庭などに浸透させた。また、「海南省の民間における薬物禁止模範者の選出」や、「『海南経済特区薬物禁止条例』に関する知識コンテスト」や、「薬物禁止映画作品を農村に送る」という活動といったイベントを開催した。そのほか、全省内400万人の携帯電話に薬物禁止を呼びかけるメールを送信した。これによって、今年の薬物禁止に関する宣伝活動は、以前より活発化するとともに、今年の宣伝範囲が以前より広がっているといえることができる。

III いくつかの提案

(1) 供給の遮断と需要の根絶に資する現行制度を生かし、捜査能力を強化し、国際協力を推進する。

わが省で発見された薬物の全部が外部から流入したものと考えられている。これに鑑み、供給の遮断と需要の根絶が目下と今後の一定期間にあって最も重点的な取組とされるべきであるといえよう。各級政府は、供給の遮断と需要の根絶に力を入れ、捜査に使う警備員を増強し装備を充実させ、薬物の取締の現場の警察官を対象とする訓練を強化し、供給の遮断と需要の根絶に要する経費を十分に確保する。各級司法機関は、協力を推進し、個別的対応と集団的対応との結合を特色とする供給の遮断と需要の根絶に対する対策体系

を完備させ、薬物禁止に関する情報収集に活用する技術を確立し、海空港駅などにおける薬物流入阻止を図っていく。

(2) 薬物使用者に対する統制と矯正を強化し、潜在的薬物使用者に対する監視を強化させ、できるかぎり省内における薬物消費を縮小させる。

薬物乱用の統制と違法薬物の取締への参加を国民全員に呼びかけ、告発者への奨励金を引き上げ、薬物犯罪者を庇った者を厳しく処罰し、自分をコントロールできない薬物使用者を発見検挙する作業の効率化を図っていく。他方で、薬物依存から離脱した者を対象とする薬物再使用防止のための教育・支援制度を固めるとともに、家族にその教育・支援に積極的に参加してもらう指導を実施し、コミュニティー等とも連携し薬物再使用を防止する活動を推進していく。また、薬物依存離脱回復に使う施設の建設を進め、その施設の容量の拡大を図っていく。

(3) 警察署・検察院・裁判院がそれぞれの役割を果たし互いに連携することにより、薬物犯罪を厳しくかつ効率的に取り締まることに取り組んでいく。

捜査機関が「組織を潰し、本拠地を粉碎し、主犯者を捉まえ、組織網を破り、規制薬物を押収し、流通ルートを切断する」ことを狙い、豊かな人員と資財を最大限に薬物禁止の領域に配置することにより、薬物犯罪の取締の強化を確実に実現させ、薬物犯罪に取り組む圧倒的な態勢を立てていく。検察機関は、犯罪に対する取締と法執行に対する監督という二つの機能を果たさねばならない。まず、法定要件にあたった薬物犯罪を効率的に起訴し、そして、特大ないし重大薬物犯罪に介入する時期を繰上げるよう努力していくとともに、薬物犯罪の証拠の収集・確認・保全等を速く行なえるよう捜査機関を指導することにより、薬物犯罪者の起訴に向けた手順をスムーズに進めることを図っていく。他方で、薬物犯罪を取り締まるにあたり職務をおろそかにし、あるいは、職権を乱用し、あるいは、薬物犯罪者を庇った国家公務員

には、法律に基き厳罰を与えてなくてはならない。裁判機関は、法律に基き薬物犯罪事件を速く審理し、そして、速く判決を下すようにすべきである。また、薬物の数量、犯罪の情状、被害の程度、主観の悪性、当時の薬物禁止に関する刑事政策といった要素を総合的に考慮した上で、厳罰を与えねばならないと思われるものは厳しく処罰し、寛大に扱うべきであると思われるものを寛大に扱い、これによって、寛厳よろしきを得、かつ、犯罪に相応しい処罰を与えることを図っていく。要するに、捜査機関、検察機関、裁判機関が、緊密に連携し、統一的な法執行基準に従い、薬物犯罪の取締を効果的に行う努力をしていく。

(4) 薬物禁止に関する広報啓発事業を行い、薬物禁止への積極的な参加を国民全員に呼びかける。

全省全員が海南島を国際観光島として建設している。これをきっかけに、薬物犯罪が国際観光島の建設に悪影響を及ぼすことを広く宣伝し、これによって、国民全員に規制薬物を見つけ、薬物乱用を防止し、薬物を遠ざける意識を増強させ、その上で、薬物犯罪を取り締まり防止する社会環境作りを進めていく。そして、インターネット、テレビ放送、ラジオ放送、雑誌、新聞などのマスコミを通じ宣伝を行なうとともに、会議、報告会、講座、宣誓、サイン、映画作品展示、撮影作品展示、民間芸術などの青少年に人気があるイベントを開催し、これによって、薬物禁止に関する宣伝を大衆の心に浸透させ、効果的な広報宣伝活動を推進していく。また、薬物のないコミュニティーや村や学校や仕事場や家庭を作る活動を広く確実に継続的に展開していき、わが省を名実相伴う「薬物のない島」として構築する努力をしていく。

(5) ほかの省ないし外国との交流を一層推進し、法執行に障害になっている要素を取り除き、法執行のレベルを向上させる。

ほかの省ないし外国との交流を一層推進し、情報交換・共有を促進し、連携し法律を執行する。また、他省ないし他国の長所や経験を見出し学ぶ。他

方で、地域管轄や利益分配や危険負担ないし法律制度や法律文化などから、法執行の障害になる要素が生じていれば、それらの要素を一步一步取り除き、わが省での薬物を禁止する仕事の質を向上させ、かつ、その仕事を効率的に行なう。

注

- 1) 1839年6月3日に清の官僚・林則徐が広東虎門でアヘンを公開処分した。虎門銷煙は後にアヘン戦争を引き起こすきっかけとなる。

第4回日中犯罪学学術交流会における挨拶

財団法人社会安全研究財団専務理事

上 田 正 文

社会安全研究財団の専務理事、上田でございます。

本日の薬物対策をテーマとした中日の意見交換は、大いに実りある成果を生んだと考えます。

薬物犯罪は、本日の中日双方の発表にもあったとおり、犯罪のグローバル化・組織化の代表的なものであります。

私は、日本にとって特に大きな問題である覚せい剤の使用の広がりを抑えるためには、中国における対策の進展が不可欠であると確信しております。

また、本日は、薬物使用者の矯正も議論されました。この問題は、まことに対処困難なものであります。

今後、効果的な矯正のために、以前にも増して、多様なプログラム・施策が研究され、実践されなければならないと考えます。

さて、最後にシンポジウムの開催について努力していただいた関係者の皆様に感謝したいと思います。

多言を要しませんが、今回のシンポジウムは、これまでにない困難な環境の下で無事に当初の予定どおり開催されました。

これは、中国犯罪学学会の王会長をはじめとする幹部の並々ならぬご苦労のたまものであります。深甚なる謝意を表します。

また、これに快く応じていただいた最高人民検察院ならびに海南省人民検察院に対して敬意を表します。

中日の犯罪学に関する学術交流のさらなる進展を期待して、私の感謝の言葉といたします。

ご清聴ありがとうございました。

閉幕のご挨拶

在中日本大使館一等書記官・検事

吉 田 純 平

日本大使館の吉田純平と申します。僭越ではございますが、ご指名ですの
で、閉幕にあたり、私からも、一言ご挨拶申し上げます。

まず、初めに、この度、第4回日中犯罪学学術シンポジウムが開催され、
成功に終わったことに対し、お祝い申し上げます。また、このような有意義
なシンポジウムに招待していただき、主催者である中国犯罪学学会の王牧会
長始め関係の皆様に対して深く感謝申し上げるとともに、参加できたことを
大変うれしく思っております。

簡単に私の自己紹介をさせていただきますと、私は、本来、日本の検事で
あり、今年の6月から、法務省より派遣され、北京の在中国日本国大使館で
勤務しております。大使館での私の担当業務は、多岐にわたりますが、担当
業務の中の代表的な業務として、司法共助、取り分け捜査共助の業務と、邦
人保護の業務があります。本シンポジウムのテーマである薬物犯罪は、私の
この二つの業務にも深く関わるものであります。

具体的に申し上げますと、近年、中国国内で、薬物の密輸事案により、捜
査機関に拘束されるケースが頻発しております。邦人保護の業務の観点から
見ますと、これは、極めて深刻な事態であり、日本国内又は中国国内におけ
る注意喚起等を通じてその発生を未然に防がなければいけないのはもちろん
のこと、ひとたび発生した場合には、その保護に当たる必要があります。そ
のためには、前提として、薬物犯罪に関する法律知識や現状把握は必要不可
欠であり、本シンポジウムにおいて、日中両国における薬物犯罪の現状を知
ることができたことは、私個人にとっても、非常に有意義なものであったと
思います。

他方、中国国内で捜査機関に拘束される邦人が多いということは、それだけ、中国から日本に対する薬物の密輸事案が多いということの意味するかとも思います。薬物の拡散の防止・撲滅のためには、密輸事案の摘発がもっとも重要であり、そのためには、日中間の捜査共助が必要不可欠であります。日中間には、2008年に刑事共助条約が批准・発効され、その活用例もありますが、まだまだその数は少なく、今後の更なる活用が望まれるところです。本シンポジウムには、日本・中国ともに、公安・検察等の捜査機関からも、多くの方が出席されています。本シンポジウムの内容は、捜査共助の実務に携わる捜査機関の人間にとって、非常に参考になる有意義なものであったと思いますので、日本と中国をつなぐ立場にある私も含めて、本シンポジウムで得た知識を今後の捜査共助の実務で活かしていければ幸いかと思います。

また、本シンポジウムの午後の部におかれましては、日本及び中国の薬物中毒者に対する矯正の問題について、活発な議論が交わされました。いずれの国においても、薬物中毒者に対する矯正の問題は、刑罰と治療の両面に関わる非常に難しい問題であります。本シンポジウムにおいて、お互いの国の問題意識と取り組みの状況について知識を共有し、意見が交換されたことは、非常に有意義であったと思います。

現在、皆様ご承知のとおり、日中間は、外交上、非常に難しい問題に直面しており、各種交流行事が中止になることが多い中、本シンポジウムが無事開催されたことは、一外交官として、とてもうれしく思うとともに、刑事司法分野における日中間の絆の深さを感じ、心強くも思っております。開催に当たっては、王牧会長始め関係の皆様の相当なご労苦があったと思います。改めて、本シンポジウムが無事開催されただけでなく、活発な議論が交わされ、非常に有意義なシンポジウムとなったことに対して、心よりお祝い申し上げます。

最後になりますが、本シンポジウムは今回で4回目を迎えましたが、今後も回数を重ね、日中間の刑事司法交流と研究の場として、重要な存在であり続けることを祈念いたしまして、私の挨拶の言葉とさせていただきます。

閉幕のご挨拶

中国犯罪学学会副会長

趙 国 玲

尊敬する日本側のご来賓の皆様、ご臨席の代表者の皆様：

丸一日にわたり行われた第四回日中犯罪学学術シンポジウムは、閉幕を迎えようとしています。今回のシンポジウムでは、誠実かつ活発な討論が行われたと思います。

今日一日、日中両国の研究者と実務家により、薬物犯罪に関する問題をめぐって、多角度から深く検討を行うことができ、実りある成果を得ることができ、所期の目標を達成することができたように思います。

今回のシンポジウムは、ごく短い時間で行われましたが、充実した討論が展開されました。討論された内容をまとめますと、主として次のようになります。

第一は、薬物犯罪の現状です。この問題に関する研究は、犯罪学の領域に限られるものではなく、刑法学の領域でも行われるものですが、事実問題を中心とする議論は、犯罪学の領域で盛んであるといえるでしょう。事実問題に対する科学的把握を前提としてこそ、科学的根拠に基づき現行の刑事政策を検討するができ、さらに、合理的対策を提出することができると思います。

第二は、薬物犯罪に対応する刑事政策、特に刑事立法面での対策と刑事司法面での対策です。薬物犯罪の予防と取締にとっては科学的知見に基づく刑事政策と法規範が必要です。薬物犯罪の形勢が変化し続けるため、どのように新たな形勢に対応する刑事政策を策定するのか、どのように形勢の変化に応じる法規範の調整に薬物犯罪に対する適切でかつ有効な統制を求めるのか、といった問題は、犯罪学の領域における重要な課題で、世界各国で重視されています。

第三は、薬物依存者に対する矯正です。断薬後の再使用が未解決のやっかいな問題です。そこで、薬物の再使用と薬物犯罪の再犯を防止するためにどのような矯正措置を講じるべきであるかという問題は、研究者と実務家の直面している重要な課題です。

したがって、今回のシンポジウムで取り上げられた問題は、理論研究と司法実務の双方において、極めて重要な問題だと言えます。これらの問題をめぐって、専門家と研究者に報告していただきました。大変有意義であったと思います。今回の報告は、両国における薬物問題やこれへの対応に向けた政策・法律に関する理解を深めさせながら、今後さらに理論研究と司法実践の有益な参考になるに違いない、と考えております。

なお、薬物問題は深刻で薬物管理は複雑であるということを考えますと、多くの問題に関する研究を一層深めるべきであると言わざるを得ないでしょう。たとえば、中国では、次のような問題が注目されています。薬物犯罪を扱うとき、どのように寛厳よろしきを得る刑事政策（寛嚴相済の刑事政策）を貫徹するのか、どのように新しく出た薬物犯罪に対する刑法上の規制を強化するのか、どのように薬物供給の遮断と薬物需要の根絶を目的とする対策の効果を一層発揮するのか、どのように薬物事犯に対する矯正措置の効果を一層あげるのか、どのように薬物犯罪事件の捜査技術を完備させるのか、どのように科学的知見に基づく実証研究を使うのか、といった問題です。

したがって、薬物犯罪に対する統制とこれに関する研究において、私たちの任務は重く道のりは遠いのです。そこで、一年に一度行われる日中犯罪学学術シンポジウムは、学び合いのきっかけを作りだしました。このような日中犯罪学学術交流は持続的に続いていくとともに、犯罪学研究の水準が向上していき、犯罪統制のレベルが高くなっていくことを、われわれは信じて疑いません。そのために、まず、中国側のご列席の皆様を代表させていただいて、遠路はるばるお越しいただいた日本側の専門家の皆様と研究者の皆様には、心から深甚なる敬意と感謝の意を表します。そして、日中犯罪学学術シンポジウムの発起人である西原春夫教授、日中犯罪学学術シンポジウムに援

助して下さった日本国社会安全研究財団にも、心から深甚なる敬意と感謝の意を表します。

他方、雲南、海南、重慶、湖北からお越しいただいた中国側のご臨席の皆様にも御礼申し上げます。皆様のご参加とご寄与がなければ今回のシンポジウムは到底いい成果を得られなかったものです。

また、報告原稿の翻訳・通訳の労を取られた方々にも御礼申し上げます。最後に、今回のシンポジウム開催に当たっては、物心両面において助力して下さった海南省人民検察院の皆様には大変御世話になりました。

ありがとうございました。

執筆・訳者紹介

王 牧 (おう ぼく)	中国政法大学教授・中国犯罪学学会会長
石川 正 興 (いしかわ まさおき)	早稲田大学教授・日中犯罪学学術交流会会長
黄 衛 國 (おう えいこく)	海南省人民檢察院副檢察長
梅 伝 強 (ばい でんきょう)	西南政法大学教授
佐 伯 仁 志 (さえき ひとし)	東京大学教授
鄭 蜀 饒 (てい しよくじょう)	雲南省高級人民法院副院長
小 山 巖 (こやま いわお)	警察庁長官官房総務課政策企画官兼組織犯罪 対策部付薬物銃器対策課 警視正
何 栄 功 (か えいこう)	武漢大学副教授
莫 洪 憲 (ばく こうけん)	武漢大学教授
小 西 暁 和 (こにし としかず)	早稲田大学准教授
小島まな美 (こじま まなみ)	法務省矯正局成人矯正課法務事務官
梁 悦 盈 (りょう えつえい)	海南省人民檢察院検委会専任委員
上 田 正 文 (うえだ まさふみ)	財団法人社会安全研究財団専務理事
吉 田 純 平 (よしだ じゅんぺい)	在中日本大使館一等書記官・検事
趙 国 玲 (ちょう こくれい)	北京大学教授
野 澤 秀 樹 (のざわ ひでき)	早稲田大学講師
高 橋 正 義 (たかはし まさよし)	早稲田大学社会安全政策研究所客員研究員・ 博士 (法学)
于 佳 佳 (ゆう じゃじゃ)	財団法人社会安全研究財団研究助手・東京大 学法学政治学研究科博士課程
王 飛 (おう ひ)	北京市振邦弁護士事務所・弁護士

(掲載順)

薬物犯罪の現状と対応

－第4回日中犯罪学学術シンポジウム報告書－

2011年2月10日 初版 第1刷発行

© 2011 M. Ishikawa

編 者	日中犯罪学学術交流会 会 長 石 川 正 興
発 行 者	財団法人 社会安全研究財団 理事長 伊 藤 滋

〒 101-0047 東京都千代田区内神田1-7-8	
発 行 所	財団法人 社会安全研究財団
	電話 03(3219)5177 Fax 03(3219)2338
	http://www.syaanken.or.jp/

製作 藤原印刷

ISBN978-4-904181-16-4

